

令和5年 第3回定例会

利 島 村 議 会 会 議 録

令和5年9月19日 開会

令和5年9月21日 閉会

利 島 村 議 会

令和5年第3回利島村議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月19日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した事務局職員	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
日程第 1 行政報告	5
日程第 2 一般質問	6 7
散会の宣告	8 3

第 2 号 (9月20日)

議事日程	8 5
出席議員	8 6
欠席議員	8 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 6
職務のため出席した事務局職員	8 6
開議の宣告	8 7
日程第 2 一般質問	8 7
日程第 3 議案第42号 利島村表彰条例の一部を改正する条例	1 5 0
日程第 4 議案第43号 利島村総合開発審議会条例の一部を改正する条例	1 5 0
日程第 5 議案第44号 利島村財産価格審議会条例の一部を改正する条例	1 5 0
日程第 6 議案第45号 令和5年度東京都利島村一般会計補正予算(第2号)	1 5 7
散会の宣告	1 7 2

第 3 号 (9月21日)

議事日程	175
出席議員	176
欠席議員	176
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	176
職務のため出席した事務局職員	176
開議の宣告	177
日程第 6 議案第45号 令和5年度東京都利島村一般会計補正予算(第2号)	177
日程第 7 議案第46号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)	191
日程第 8 議案第47号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計(直診勘定)補正予算(第1号)	193
日程第 9 議案第48号 令和5年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	193
日程第10 議案第49号 令和5年度東京都利島村介護保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	193
日程第11 議案第50号 令和5年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	193
閉会の宣告	199

利島村告示第5号

令和5年第3回（9月）利島村議会定例会を下記のとおり招集する。

令和5年9月12日

利島村長 村 山 将 人

記

1 日 時 令和5年9月19日（火） 午前9時30分

2 場 所 利島村役場議会室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 5名

1番	前	田	清	君	3番	笹	岡	壽	一	君
4番	石	野	治	君	5番	井	口		保	君
6番	寺	田	優	君						

不応招議員 なし

令和5年第3回利島村議会定例会

議事日程第1号

9月19日午前9時30分開会

日程第 1 行政報告

日程第 2 一般質問

1番 前 田 清 君

3番 笹 岡 壽 一 君

出席議員 5名

1番	前田	清君	3番	笹岡	壽一君
4番	石野	治君	5番	井口	保君
6番	寺田	優君			

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	村山	将人君	副村長	菅瀬	優生君
教育長	弟子丸	知樹君	総務課長 ・住民長 (兼務)	榎本	雅仁君
環境建設 課長	上野	崇君	会計管理 課長	出口	貴司君
産業観光 課長	荻野	了君	総務課 主幹	隅	智孝君

職務のため出席した事務局職員

主幹	入	恵子	書記	五味	恵介
----	---	----	----	----	----

◎開会及び開議の宣告

(午前 9時30分)

○議長（寺田 優君） 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、令和5年第3回利島村議会定例会を開会いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（寺田 優君） 初めに、議事録署名人を指名いたします。
今回の定例会は、前田副議長、笹岡議員の2名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（寺田 優君） 会期についてであります。本日19日より9月22日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 異議もないようですので、会期は9月19日より9月22日までの4日間といたします。

日程については、執行部が予定している日程に沿ってやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

◎日程第1 行政報告

○議長（寺田 優君） それでは、日程1の行政報告をお願いいたします。
弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君） 皆様、おはようございます。今議会もよろしくをお願いいたします。行政報告から始めさせていただきます。

この報告は、令和5年第2回定例議会閉会日の翌日、前議会の閉会日の翌日からこの議会、令和5年第3回定例議会開会日の3週間前までの行政の主な重要な動きを概括的にまとめて、議会にご報告をさせていただくものでございます。

最初、教育委員会からということで、私からご報告をさせていただきます。主に3点ございませ

て、1つ目が体験入学の受入れというところでございます。6月下旬に新しい試みとして、利島小中学校へ体験入学生の受入れを行いました。体験入学生と利島小中学校の児童生徒の双方にいい影響があったというふうなところの様子でございます。加えて体験入学の受入れ、ほかの自治体もやっておりますけれども、移住促進の観点からも有益かなというふうに考えてございます。今回得られた知見を踏まえて、受入れに当たっての負担軽減にも留意しながら、実際受け入れてみると様々な負担もございますので、ございますので、そういったところも考えながら、今後も実施をしていきたいというふうなところでございます。以上で1点目。

2点目のサマースクールについてです。7月22日から24日に小学生を対象とした利島村サマースクールを開催いたしました。こちら、友好村である檜原村の児童の方々にお越しをいただきまして実施するものでございますけれども、海水浴、シーカヤック体験、釣り体験等、海の活動を中心に実施いたしました。実際にこういった利島の子たちと檜原の子たちと集まって実施をするのは4年ぶりということで、開催をできたことの意義は大きかったのですけれども、一方で久々の開催でございましたので、これまでどういうふうにやっていたのかなというふうなところの実施に当たっての課題というのもございました。開催に向けてアンケート等々も実施しておりますので、今後の望ましい在り方というところを検討していきたいというふうなことを考えてございます。

3点目でございます。こちら久々の開催だったのですが、オーストラリアの海外派遣を実施いたしました。7月の27日から8月上旬にかけて、中学生のオーストラリア海外派遣を実施いたしました。開催は4年ぶり、同じく4年ぶりだったのですが、例年中学校2年生を対象としているところ、今年度は中学校3年生を対象に実施をいたしました。昨年度行けていないのというふうなところですが、実際に海外派遣を行った後、学習意欲の向上等の効果が見られたというふうなところも聞いておりますし、対象学年に留意しながら、今後も事業継続を行っていきたいというふうなことを考えてございます。

教育委員会は以上でございます。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） おはようございます。よろしく申し上げます。

総務課からは3点ほどご報告させていただきます。1点目でございますが、東京宝島サステナブル・アイランド創造事業に関わる事業構想の承認についてでございます。昨年度より準備を進めてきた東京宝島サステナブル・アイランド創造事業において、東京都が主催する審査会を経て、移住・関係人口創出事業、こちらはサステナブル住宅建設事業になります。地域基幹の産業の循環化事業として、農業、漁業の振興事業になります。島の魅力向上の事業として公園改修事業、この4つの事業に関して、事業構想の承認を7月4日にいただいたところでございます。現在審査会の際にいただいた意見を基に、各事業者と意見交換を行って、8月末の実施計画書を作成しとございます。

が、現時点でこちらの実施計画書は提出済みでございます。10月から各事業が円滑に開始できるよう、調整を行っているところでございます。

2点目でございます。3C区市町村包括事業補助の内示についてでございます。複合型サテライトオフィスの建設事業における補助金として、東京都の3C補助について、審査会を経て7月26日に内示をいただいております。令和7年度までの3か年をかけて本事業を進めていく予定でありまして、現在基本計画、基本設計、施設内のソリューションについて検討を開始しております。

3点目でございます。オフグリッド型トレーラーハウスの実証実験の状況についてでございます。現在6月及び7月の2か月分の水使用量、水循環状況、電気使用状況のデータ取得が完了しております。電気及び水循環システムについて、ちょっと対応が必要な事象が発生しておりましたが、居住者と、あと関係事業者の方々の協力の下、引き続き居住可能な環境を提供できております。実証実験データは今年度末まで取得していきまして、そのデータを基に今後建設予定の各施設に利島村の環境に合った水循環システムを導入していく予定であります。

以上でございます。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） おはようございます。よろしく申し上げます。

私のほうから2点ほどご説明申し上げます。Dr. リトーププロジェクトについてでございます。国立病院機構東京医療センター感覚器センター聴覚障害研究室の神崎室長と神奈川工科大学の上田准教授を招聘し、6月16日金曜日に社協セミナーとして耳の健康と認知症予防の講演を行い、27名の参加者がありました。また、17日及び18日にそれぞれ聴力検査、きこえのなんでも相談、補聴器無料貸出しを開催し、22名の高齢者の方が検査を行い、2名の方に補聴器の貸出しを行ったところでございます。次回は、12月上旬に6か月後の確認等々を行う予定でございます。

また、メーカーさんのご協力により、10月から無料で2か月程度ですけれども、補聴器のほうの貸出しをご希望者に対して実施するところがメーカーさんのほうから打診ございまして、先週ですか、先々週か。敬老祝賀会のお弁当と一緒にチラシのほうを配布させていただいたのですけれども、ぜひこの機会に高齢者の方で補聴器にご興味のある方は、今回検査等々を行わずに補聴器のどういったものだろうといったところで、メーカーの方が来て貸出しをしてくれるといったことなので、そこも併せてご報告申し上げます。

また、2点目でございます。带状疱疹ワクチンの接種についてでございます。带状疱疹ワクチン（シングリックス）、これ商品名でございますが、こちらの接種1回目を7月6日木曜日から集団接種を実施しております。現在55名の方に接種を行っているところでございます。また、2回目は9月7日木曜日から実施する予定で、現在行ったところでございます。

なお、今年度のワクチン数に余裕が出ましたことから、現在60歳以上としている対象年齢を、今

年度から東京都と同様に、50歳以上に引き下げて実施するといったところでございます。令和6年1月から3月に実施できるように調整しているところでございます。

住民課からは以上です。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） おはようございます。よろしくお願いいたします。行政報告、報告者環境建設課長。

環境建設課から2つほど報告させていただきます。1、焼却施設の入札不調について。6月20日に、焼却施設において価格6億円を公表し、条件付一般競争入札を公告させていただいたところですけれども、応札の希望者がなかったところでございます。今後に向けて整備内容等の変更も含め、再調達の方法を検討しているところでございます。

2、所有者の判明しない猫の避妊去勢手術等の実施について。利島村でございますけれども、麻布大学さんとの間で所有者の判明しない猫の避妊去勢手術や、子猫が主になります譲渡会の実施について覚書を締結させていただいております。この覚書に基づき、8月17日から18日に猫23頭の避妊去勢手術を実施し、譲渡会で譲渡する猫3頭について麻布大学に引渡しを行いました。今後も収容または引取りを行った猫の避妊去勢手術の実施や譲渡会での譲渡により、飼い主のいない猫の個体数の減少を図ってまいります。

以上です。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） よろしくお祈いします。行政報告、報告者、産業観光課長。

1点目が、檜原村弘沢の滝ふるさと夏まつりへの参加について。令和5年8月19日土曜日と20日日曜日の2日間、友好村である檜原村弘沢の滝ふるさと夏まつりに利島ブースとして出店し、椿油製品の販売や島のPRを行いました。今回のお祭り自体が4年ぶりの開催であったということで、多くの方に利島ブースへお越しいただき、交流することができました。

2点目が、ラフテレーンクレーンの利用状況についてですが、令和5年6月から8月までの間、ラフテレーンクレーンの貸出し実績は1日でした。また、伊豆七島海運の貨物船の荷役作業での使用実績は、6月は17日、7月は18日、8月は20日の計55日となっております。なお、補足ですけれども、回数が前回に比べて増えているというのは、さるびあ丸の運行の関係で貨物船の就航が増えているということが理由になっております。

以上です。

○議長（寺田 優君） これより行政報告の質疑を行いたいと思います。

書面を出されている方がおりますので、そちらを優先していきたいと思います。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） おはようございます。それでは、行政報告に対する質問をしてみたいのですが、その前に一言確認しておきたいことがございます。質問外、文書で出していないけれども。

私、かつて行政文書が、条例なんかは別ですけども、行政文書が文語体というのでしょうか、見てお分かりになるとおり、「であった」とか「である」とか「した」とか「しない」とか、文面の末尾がそういう表現になっている。これについてご意見がありました。かつての行政記者の幹部といったらいいのでしょうか、中堅といったらいいのでしょうか。そういう自分が現職のときは確かにあまり感じなかったと。しかし、こうして発行した文書を見ますと、何か上から目線みたいに見える。それで、議員の皆さんの質問は何々をするとか、そういう表現になっていない。さすがに行政記者も、文書を読むときは「であった」とか「である」とかになるのですけれども、立ち入った話になる答弁は「でした」とか「です」とか、そういう普通の口語体で質疑応答、あるいは質問応答ができています。これは何か意味があるのか。一般的に国家公務員、あるいは都もそうでしょうけれども、自治体とか国なんかではそういう答弁があるし、議員もそういう質問書を出しているのかもしれませんが、やっぱり少し時代になじまなくなっているという感じがするのですけれども、これどなたでも結構ですけども、何か不都合がありますか。普通に「でした」とか「です」とかいう口語体に直すということは。

私は、実は村の議会だよりを発行させてもらったのですけれども、3月、5月です。発行する側、業者さんは分かりませんが、編集する中で時折直したりもするのですけれども、ただ著作権ということでもないでしょうけれども、相手は「であった」というのを「でした」とか直すのもいがかかなという気もするものですから、黙って。議員のほうの質問は普通の口語体で「いかがですか、どうですか」とか「伺います」ということになっているのだけれども、さあ、行政のほうは「伺う」とか「答弁した」とか、そういう表現になっている。これはどなたか、どうするとかこうするとかという意思表示といいますか、そういう難しいこと、何か差し支えがあって、慣習に従ってこういう文語体を使っているのだらうということだらうとあえて今思いますけれども、本題に入る前に、その点についてどなたか答弁いただければありがたいと思うのです。

○議長（寺田 優君） 菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君） おはようございます。一般論として、やはり先ほど笹岡議員がおっしゃられたように、一般論として資料としては文語体というのが一般的であろうというところで、今回行政報告のほうにつきましては以前どおりさせていただきました。

答弁骨子のほうにつきましては、やはりこれは読み、答弁という形になりますので、こちらにつきましては笹岡議員のおっしゃったことも踏まえまして、口語体とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 一定の配慮はいただいたようなことですから、できれば私はただいま述べましたように、住民の感覚は分かりません。調査も何も聞いていませんけれども、やはり行政のほうに何か不都合があるなら別ですけれども、なければ再度検討いただいて、口語体に表現していただくということは、取りあえずは一定の前進、改良はありがたく受け止めますけれども、要望しておきたいと思うのです。

では、本題に入りますけれども、御覧いただいたように多少長くなっています、質問が。ある意味長くて、理解しづらいという面があるかもしれませんけれども、再質問などで補っていきたいと思っています。それでは、申し上げます。教育長ですけれども。教育委員会です。体験入学というのは、近い将来、年単位期間の国内、これはあるわけですけれども、離島留学制度、離島というのは離島に限ったことで、離島といえども国内に変わらないわけですけれども、制度を想定した上で移住促進に有益という表明であるならば大いに期待したいところでございます。

総合計画には、移住項目はあっても、留学についてはないのが気になります。構想から具体的な実施計画に向けての政策課題となっていますか。それでしたら、実施年次、規模、受入れ期間、住居の概略だけでもご披露ください。せっかくの構想に水を差す考えは毛頭ありませんが、実現への期待を込めて、この間の出来事を述べさせていただきます。少し古い話になります。

これは、私の記録に基づいて述べていますので、過去の。思い出しではないです。15年ほど前に課題となって、議会は教育長と共に先進的と言われた鹿児島県の霧島市と三島村に寮制度、寮というのは皆さん宿泊する学生たちが、あるいは社員たちが宿泊する施設、寮です。寮制度、ホームステイを含めた留学制度の視察研修に行ったときの出来事です。現議員では、井口議員、寺田議長、当時は議長ではございませんが、副議長だったかもしれません、一緒だった。お名前を拝借しました。霧島市での研修の際、懇談の席で担当幹部職員から、本市が、霧島市が先進的ということで、全国から視察に来ていただいていることは光栄です。こういうことを言うのは不遜で恐縮だが、私どもが後に視察に来られた市町村に伺ったところでは、実施に取り組みされたところの一つもない。遠い東京の島から来られた皆さんの村ではどうですかと問われて、教育長が、この教育長さんはもう故人となられていますが、これから島に帰って検討しますと答えたところ、視察に来られた皆さん、そうおっしゃっていますと。しかし、言わせれば、実現した町村は当時の今のところありませんということです。ちなみにその当時ホームステイの受入れしていた、これには関係なくです。関係なく受入れしていたのは2件だけありましたが、それも長続きすることなく、一、二年で途切れています。

さらにそれを遡ること四、五年ほど前には、東京の品川区から中学生の15名程度を利島村で受入

れの要請がありました。そのときの条件では、寮建設の用地取得費から建設費、管理運営費まで、全て品川区が負担すると聞いていました。その話も日の目を見ることなく、いつの間にやら立ち消えとなりました。またもや構想の露となって霧消しないことを期待しています。

これ全部やるのでしょうか。

○議長（寺田 優君） 一個一個やりましょう。

弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君） お答えをいたします。私の答弁も少し長くなってしまいかもしれないのですが、申し訳ございません。

〔「文書で頂ければありがたいのですけれども、後で」と言う人あり〕

○教育長（弟子丸知樹君） 後に。笹岡議員、お話しいただいた中で念頭に置いていると思われるのは、年単位で、なおかつ親元を離れて行く離島の学校等々で行っている離島留学制度のことだというふうに認識をしております。一方で、私が行政報告においてご報告をしたのは、保護者の方も同伴いただいた下で数日間、短期間で行う体験入学というふうなものでございます。

私が行政報告で申し上げた部分の短期の体験入学については、行政報告で申し上げたように、児童生徒にとってもメリットがあるだろうというふうなところと、移住促進の観点のようなところでメリットがあるだろうというふうに認識をしておるというのは先ほど申し上げたところです。一方でというか、議員にお話しいただいた年間の離島留学については、過去議会の中でも検討されたことがあるというふうに承知をしておるところです。年間の離島入学制度については、他島において今様々事例があるというふうに承知をしておりますが、現在の利島村の状況に当てはめて考えたときに、最も課題になってくるのは保護者、ご両親の方がいない中で、言ってしまえば誰がお世話をするかというふうなところが最大の課題だというふうに思っております。それには、様々誰もいかにということであると、やはり専門的な人材のほうが安心できる等々、様々なニーズがあるのだと思っております。実際に村内においてなかなか専門的な人材というところが見つからない状況の中で、持続可能なずっと続いていくような形で受入れ体制を構築していくというのがなかなか難しいのではないかなというふうなところが正直なところです。ですので、このような課題がある中で、ご質問いただきましたような年単位で離島留学を実施していくというところはなかなか困難であるというふうに考えております。

むしろ行政報告で私が申し上げた趣旨は、移住者が利島村の場合は大変多いですので、その特色も生かしながら、今回のように短期の体験入学の受入れというところを行って、子供だけではなくて、ご家族で移住してきていただけるような施策を取っていくほうが効果的なのではないかなというふうにも考えているところです。そのほうが、まさに村全体の方針でもあります持続可能な利島村づくりというところに貢献できるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 私の認識しているところは経過を述べましたように、非常に困難であると、これは。そういう認識は持っています。言うはやすしなのだけけれども。なかなかそれでは、いざどうするかということでは、述べましたようにいろんな話がありました。全部本村持ちではなくて、東京のある区が負担しますよという話まであったのだと。あったけれども、結局はどこでどうなったのか知りませんが、消えてしまったと。なくなったと。何があったのか、そこまで調査していません。聞いてもいません。いずれにしても立ち消えになったと。

それから、もう一点は、当時そういう教育長おっしゃるように、議会でも問題になりまして、鹿兒島まで視察に行ったと。そうしたら、先ほど述べたように、時のそこの市の幹部職員がいろいろ視察に来られるけれども、実現したという市町村というのは、東京の区は行ったかどうか知りませんが、市町村は聞いたことがないと。そうすると、我が村もその例の中に入るわけです。まさに15年たって、何らその後は全く話題になりませんから。

たまたま今回定住促進との関連でという文言があったものですから、これは定住促進とは何ぞやなど。これは、ひとつ教育委員会の寮やホームステイを持って対応するというのではないだろうと思っています。ところが、定住促進となると、家は、住宅はもちろんです。住宅はもちろんだが、何とんでも生業の、生活の方策です。言うならサラリーマン、あるいは職員はいいでしょう。まだ可能性はあるでしょう、職員は。ところが、農業だの漁業だのその他の産業で、商業でも民宿でもいいですけども、こういうことで観光業等で定住しようということであれば、これは至難に近いと、現実の問題として。そういうことを背景には考えています。

だから、いうなら教育長、今答弁されたように、私は失礼ながらこれは一つのうたい文句だったのかなというように受け止めざるを得ない。学校として、定住ではなくて、文書でも書きましたけれども、定住はあるのだけれども、留学というのはないのだと。私は、留学ならば、本村の、本校の児童生徒たちが少数人数で、何をやるにしても間に合っていると言え間に合っているかもしれませんが、それなりの教育ということではできていると言えできているかもしれませんが、もう少し充実した、といって20人も30人もということではなくて、10名やそこらの児童あるいは生徒が本校に留学であれ、ホームステイであれ就学することができれば、それは年単位でできれば、教育的な効果の影響は大きいだろうと。これを期待しての質問だったので。

これは、そうではなくて、瞬間的に年に何回か留学生というか、何生が来るか、体験入学ですか。これの期待というのはゼロとはもちろん言いませんけれども、全く質が違うだろうと、これは。一定のカンフル的な刺激剤にはなるかもしれませんが、一定の。それがある程度持続する効果はあるかもしれませんが、将来に向かって。そういう意味で期待した質問なのです。ですから、そうでは全く

ないのだということになれば、全く質問の趣旨が届かないというか、的が外れているというか、そういうことにならざるを得ない。期待するがあまり、こういう質問をしたということです。

○議長（寺田 優君） それでは、次へ行ってください。

〔「答弁して」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君） 笹岡議員にお答えをいたします。

ご意見いただき、ありがとうございます。教育委員会としてというか、行政としてやっていくべきことの少しお話でいくと、私自身は理想はありながらも、とはいっても現実的に可能なところからやっていくべきかなというふうに思っております。議員ご指摘いただきましたような、子供たちを離島留学という形で受け入れてというふうなところで、うまくいっている自治体もあるというふうに認識をしておりますが、多少繰り返になってしまうのですけれども、利島村においてそれを実現しようとするとなかなかハードルが高いというふうなところもございますので、今ある状況の中で教育行政という立場でどのようなことができるかというところを考えると、子供たちになかなか親元を離れてというところは難しいかもしれませんが、同伴という形で利島に住んだらどのようになるかなというふうなところを学校生活も含めて体験いただくというふうなところを行っているというふうなところがございます。そういった体験を踏まえて、仮に移住された方がいるのであれば、そのミスマッチも減っていくのではないかなというふうに思うのです。なので、小さなことかもしれませんが、着実にそういう短期の体験入学というところを積み重ねていくというところが、まずは方策として取っていききたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（寺田 優君） 次へ行ってください。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 一言で、これは答弁結構なのですが、ちょこっと一言だけ述べさせていただきます。

現在の件で、私はこれに関連して、実は神津島の実態をお伺いしてみました。そこはご案内の方も、ご承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、村立の小中学校生ではなくて、都立の高等学校の生徒ですね、生徒を収容というか、寮に入れていると。そうすると、中学校、高等学校というのはもちろん勝手も違いますけれども、少人数の高校生が、地元の高校生だったのが、東京都から数名の人たちが寮に入る、十数名とか言ったのかな、21人と言ったのかな。ちょっと忘れちゃったけれども、入ることによって、結構それなりの高校生だけれども、地元の子供たちも励まされ、環境もよくなったという話を聞いています。費用は、2,400万ほどだそうです、年間。そのうち村負担が約半分の1,400万円ぐらい、こういう話でした。いつでもお問い合わせいただければ、どなたでもご案内しますという答弁をいただいておりますので、必要ならば神津島の教育委員会にご紹介いた

できればありがたいと思います。

次へ行きます。3Cの包括事業、住民から次のような問合せがありました。お答えください。1つ、アンケートの、いわゆるこれ2月のアンケートです。の数値は、おのこの回答者が何人中の集約数値なのか。そのうち住宅地として買収した富田邸跡地に建設を求めているのは何%か。これはご案内のとおり、結構公立で欲しいよと、いいのではないですかというような、70%から80%を超えるような数値が出ているのですけれども、さあ、これは何名中なのかということを知りたいと、そういうこれは住民さんの疑問といいますか、要望です。

それから、3番目が利用者数、利用料金及び運営経費の見込みを明らかにされたいと。当然決めて想定しているだろうと。ただなのか、有料なのか、有料なら幾らぐらいなのか。何名ぐらいが利用するであろうという想定があるのか。全く分かりませんでもないだろうということです。いうこととの問合せです。それで、ついては、その費用もどのくらいを見込んでいるのか。ランニングについては東京都は面倒見ないでしょうから、将来永久にランニングを含めて見るという約束でもあれば別でしょうけれども。ランニングというのはコストですね、運営費。明らかにされたいと、運営費の。

私は、事業自体は必ずしも否定するものではありませんが、農協の今ある施設がありますね、似たような施設の競合が気になります。そこで、施設としては、交流会館とトレーラーハウスの活用を提案します。そうすれば、施設の管理ができるとともに、建設費も住宅費、買収費も、これは富田邸のことですが、あれはもう買収しますから。新たに建てる必要もないのだと。いわゆるサテライトというのですが、何というのですか、3Cの。そういう意味です。不要となり、財政負担の軽減で一石二鳥の効果が図れます。住民が全館使用するのは年に数日です。もったいないではないですかと。後にトレーラーハウスについては別件で関係して、トレーラーハウスそのものの問題で質問することになっていますけれども、取りあえず関連的にここで取り上げています。では、お答えをお願いします。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

1件目のアンケートのパーセント数値の件でございますが、広報の差し込みで配付しているアンケート結果に記載しておるのですけれども、子育て世帯については43名中36名で、回答率83.7%でございます。小中学生については32名中23名で、回答率は71.9%となっております。

〔「43名中っていうのは」と言う人あり〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 子育て世帯43名中36名の回答をいただいでいて、小中学生については32名中23名でございます。

2つ目の現在建設予定地についての件でございますが、現在の建設予定地に本施設の建設を求め

るかという設問は取っておりません。

3つ目の利用者数、利用料金、運営経費の件でございますが、利用者数については島内外合わせて現在年間2,300名ほどを目標としてございます。現在導入ソリューションの検討を行っている段階でございますが、利用料金及び運営経費については、今後その検討とあと設計結果によって決めていきたいと考えているところでございます。

農協との競合についてでございますが、昨年農協の方々に本事業の説明を行っているところでございます。また、本施設に関しては、先ほどおっしゃった施設と違って飲食の提供を行う必要がないので、この点で差別化が図れ、競合はしないと考えております。

交流会館の活用についてでございますが、前回の議会で回答させていただいたとおりでございますが、現在の建設地にコワーキングスペースや子育てスペースを整理して、近隣地に移住定住促進住宅を建設する予定でございますが、リモートワークとか、子育てに優しい住環境が実現できて、これら近傍の土地に整備することでより効果が高まると考えております。また、移住定住促進住宅の整備に当たっては、都の補助金を特定財源として見込んでいるのですけれども、その要件の中に住宅内にコワーキングスペースの整備が求められているところです。今回現在の建設予定地にコワーキングスペース、複合型サテライトオフィススペースを整備することでこの要件を満たすことができます。その分、移住定住促進住宅を建設できると考えております。

本事業の移住定住促進住宅建設は、不可分一体の事業となっておりますが、交流会館とかトレーラーハウスの活用は考えておりません。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） どうも肝腎のところは分からないのですけれども、交流会館とトレーラーハウスを、これはトレーラーハウスは先ほど言いましたように、別件で何うことにしていますが、あそこをそのまま利用するのは何か不都合があるのですか。逆にお伺いしますけれども。

私が聞く範囲で、皆さんの話を聞くと、私自身もそう思いますけれども、例えば子供さんが遊ぶにしても、あるいは乳幼児が寝るにしても畳の部屋もありますし、それで全館を使用するというのは、言いましたように、ほとんどないのです、ほとんど。年間通じて。乳幼児を保育園のように休ませると、お昼ならお昼。これには畳の部屋もあるし、それから雨の日でも、暴れるという、何かスポーツでもゲームでもやるとすれば体育館がある。体育館というか、講堂、何というのですか、あそこは。ありますし、グラウンドならば広いグラウンドもあるし、それなりに。砂利がありますけれども。何か不都合があるのですか。

現在地の利点というのは聞きました。前の村長からも伺いました。やはり近くに民宿があるとか、歩いて行けるとか、そういう話も聞きました。あるいは、商店もあるかもしれません。それは聞き

ましたけれども、あそこは住宅ならばもってこいだらと思うのです。今まで人が住んでいたのだから。生活していたのだから。その論は先に脇に置いたとしても、交流会館をほとんど使われていない。しかも、使うとしても夜です。皆さんが一般的にちょっと交流会館を使いたいといっても。昼なかなかあそこを全館使用するということはめったにない。言わせれば健康診断、あるいは冠婚葬祭がどのくらいあるか。大体冠婚というのは少なくて、葬祭のほうが1件か2件か、しかも最近使わないですね、あまり。お通夜や葬儀をそこでやりませんから、近年は。あんまり事例を見ない。全くゼロとは言いませんけれども。同時に管理、今誰も無人ですから管理できないのが、わざわざ金を払って管理してもらっているわけです、清掃管理を。外部の草刈りは別ですよ。あれは簡単にはできない。

そういうことも兼ねて、非常に私は、私はというか、私ももちろんそう思いますけれども、皆さんのおっしゃることも非常に合理的だと。なぜその富田邸のその利点とするのは、今答弁を聞いていて、それはそれなりに分からぬ。それであの施設がないなら分からぬではない。なぜあそこにこだわるのかなど。金をかけるのです。補助金が出たかどうか知りませんが。交流会館ならそんなに莫大な金をかけなくても済む。もうできているのだから。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。もう一度この件を話してください。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほども申し上げさせていただいたとおり、今後建設予定の移住定住促進住宅の近傍にリモートワーク施設が必要になってございますので、まずその点で今建設予定地に建てる必要があるかなど考えております。

あと、交流会館に関してなのですが、これから建てようとする施設のソリューションで今検討している、あとは子育て世帯の方々、多くの方々から、ボルダリングのような施設が欲しいというお話もありまして、交流会館に仮にボルダリングのような施設をつけてしまった場合、全館使用の際の障害になると考えておりますので、現在の建設予定に建てる必要があるかなど考えてございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 最近3Cなんていうのはまるきり造語だと思うのですが、造語でなくても外来語というのですが、特に電気機器が導入され、広く広まった中で、日本語でいう片仮名文字が、アルファベットでなくて全部片仮名で表現される。このソリューションとは何ですか。ほかにも出てくるのです、文章に。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

この施設に関してソリューション、使っている内容としては、ボルダリング施設とか、あとはデジタル体験なんかできる設備があるといいかなと思っているので、そういったものになります。以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 肝腎なところが、英語だかフランス語だか知りませんが、表現されるので、理解に苦しむところがあるのですけれども、それならそうと、何ですか、モニタリングとデジタルですか。モニタリング、デジタル、デジタルなんて今日本語に近い。漢字でもそのうち書けそうなくらいはびこっているというか、使われていますけれども、よく分からないのです。どういうことを。ほかのところでも出ています。ソリューションの検討ですか、何ですか。引っ張って見ると、日本語辞典を引っ張ってみると、デジタルだの、モニタリングだなんていってもわけが分かったような分からないような解説はつかないです。だから、そういう意味では何をソリューションなのですか。ソリューションは何をするのですか。分かりやすく説明してください。何を。富田邸でやること自体が、後を継いでやること自体がソリューション。それと、事業そのものもソリューション。富田邸の跡地でやることはソリューションが関係するが、交流会館に持っていくとソリューションが駄目なのだとということなのですか。よく分からないのだ。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） ソリューション、またあの施設の意味といいますか、あの場所でそういった計画をすることの意味に関してのご質問かなというふうに、そこで聞いておりました感じたところでは。

それで、内容に関しましては、先ほどから隅主幹のほうから説明していたとおりでありまして、もともとは、繰り返しになりますけれども、子育て世帯の方のご意見、それは私の村長と話そうの会等でも出たのですけれども、子育てをしていく中で、雨の日に子供を遊ばせる場所がないとか、あとはもうちょっと上の世代になると学習塾もないので、勉強する、集中する場所が欲しいとかいうようなところで、それは交流会館でも勤福でもいいのではないという発想は確かにあるかもしれませんが、ただ、今後それを継続的に、もともと勤労福祉会館であれば勤労者のいる施設であったり、交流会館でしたら、先ほど議員、全然使われていないのではないかということですが、今スケジュール見たら、8月、9月はほぼ埋まっております、いろんなイベントとか住民説明会もそうですけれども、今週末でいったら健康診断とか、そういったもっと大きな目的で使うものというふうに位置づけております。

一方で、子供たちのチルドレンですとかコミュニティー、集まる場所とかという意味で、先ほど来申しているとおおり、東京都からそういった事業に関する補助があるというところで、補助があるからどうなのだという議論もありますが、それに向けて何か利島村で今後の世代、子育て世代に対して残していくものはないかという意味も込めて、今回この事業に取り組みさせていただいたというところでは。

ソリューションといいます、要は課題とかミッションに対しての答えというか、仕掛けるものというふうに捉えてもらえたらいいのかなと思って、その空間をどう使うのかというふうにイメージしていただければいいかなと思っています。例えばボルダリングと言っているところなのです。ボルダリングです。壁に子供が登っていくようなものをボルダリングというふうに、今世の中ではやっているものでもありまして、そういった機能ですとか、あとはデジタル体験でいろんな早い子供の、小さいうちからデジタル技術を使って通信したり、知能、発達といいますか、勉強の補助になるとか、そういったものをソリューションという表現をさせてもらっていますけれども、提案して、まだ中身が具体的に決まっているというわけでは、実際まだ今検討中、協議中でありまして、今後の話になってくるかとは思いますが、そういったことを今進めているところです。

また、中学生の受験に向けて、受験でなくても学習塾とか、そういったものを踏まえて、今いろんな方が協力してもらって、子供たちに教える場をつくってもらっています。学校ですとか、時には人のおうちでやってもらったりとかしているようなことが、今現在利島村のやっている中で、私の息子も中3ですけども、そういったことで受験生なのですけども、教えてもらっているという中で、やはり場も提供しなければいけない。また、本人も集中する場所があったほうが良いと。それは昔から言われておりまして、そういった場所もやっぱり必要なのではないかと。

子供の数が30人とかいけばまた別ですけども、やっぱり少ないのです。この後また増えるか減るかといったら、今のところちょっと減りそうな傾向にもあるといった中で、少ない子供たちをどういうふうにレベルアップというか、教育とか体験とかをさせていくかというミッションというか、目的があって、今回こういう事業提案をさせてもらっているところでもあります。

ランニングコストとかというのはまだ、主幹のほうで答弁させてもらったとおりで、具体的に幾ら幾らとか、幾らまでとかというのは設定ができていないといったところで、非常に申し訳ないし、議会に対してなかなか説明するという段階ではないのかなと思いつつ、現時点での一応構想ということでお話をさせていただきました。やはり我々まだ43そこそこですけども、私の下世代も今結構利島の中で層としてはありまして、この世代がより利島で幸福といいますか、幸せな生活を送っていくためには、当然水道ですとか住宅とか焼却施設とか、そういったインフラの整備も必要なのですが、それ以外の施設として、やはり何か利島にいてよかったとか、子育てしやすいなというフックというか、フックというとなまた片仮名になってしまうか。決め手というか、そういったものの意味もありますので、なかなかちょっと難しいよと、そういった議員の周りの住民の方も批判と

いいですか、議員もおっしゃっていたみたいに、全体的に反対ではないと思うのですけれども、中身がちょっと分からないよということのご意見かなというふうに伺っておりますので、これに対してこれというわけではないのですけれども、全体のことを踏まえての事業構想だということでご理解していただいた上で、住民の方にもご説明していただくと非常にありがたいなというところではあります。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） ご丁寧な答弁をいただきましたけれども、私が言っているのは、冒頭言っているように、この制度そのもの、事業そのものに反対していません。大いに結構ではないですか。今るる申しました、赤ちゃんとか子供さんがどうだとか、あと話合いの場がどうだとか、そういうことの集まる場所について、ではこんなものは要らないということを申し述べていることではないのです。

単純なのです。単純。というのは、場所がなぜそこでなくては駄目なのですか。交流会館では駄目なのですか。この1点です、言わせれば。やる内容は一緒でいいのです、全て。ですから、赤ちゃんが、子供さんが寝るのだったら和室もありますし、小さい子供さんたちが飛んだり跳ねたりするには、体育館とは言いませんけれども、広場がありますよ。大して痛い思いしないでしょ。庭がよければグラウンドがありますよ。あそこの家は、あまり広いグラウンドもないようですよ。それからもう一つは何ととっても近くの、先ほどちょっと触れましたけれども、近くの人はいいと思うのです。ところが、遠くから赤ちゃんと来るようにはずっと車で行けると、あそこならば。利点とすればです。私には、富田邸跡地、あそこにしがみついて建てるという、いろいろ述べてソリューションではないけれども、モニタリングではないのですけれども、デジタルではないけれども、そういうことを述べ立てて、何が何でもそこなのだということを言いたいのだろうと。そういう具合に印象を持つのですけれども、さらっと持っていけば、ある施設ですからもう。多少の手直しは必要かもしれません。間仕切りが必要だとか何かは。少なくともそれをやってみても、あそこへ建てるほどの金額はかかりません。よしんば畳を板の間に変えるぐらいはあるかもしれません。そういうことは分かりませんが、車だって5台や10台や止まりますし。何にしても車で動けば、あそこは車で行ったら2台か3台は止まるかもしれませんけれども、道路も広げるというから、そこへ駐車場というわけでもないでしょうし。どう見てもこれ造ってから、造ってから、いや、また引っ越せばいいではないかと言えば、それはそれまでかもしれませんけれども、そういう意味でもっと変更できないのには違った意味があるような気がするのです。今さら。例えば一例を言えば、もう東京都と一緒にオーケーが出たということ、今さらどうにもいかぬと、それは。どの顔下げて東京都へ行けばいいのだと。この辺が一番ネックなのかな。勝手な推測はしますけれども、

それにしても村の将来を考えたときには、やっぱりあそこへ数千万円の金を、いかに補助金がどのくらいかかるか知りませんが、それよりは既存の施設を使うほうがよっぽど合理的だと言わざるを得ないということです。

○議長（寺田 優君） 先へ行ってください。

○3番（笹岡壽一君） 正直言って、今言いましたけれども、そこでなければならないという理由は根本的にあると思うのです。今さらというのが。この間、1年だか2年取り組んできて、折衝交渉、東京都をはじめやってきて、今さらどの顔下げてあれはやめたと、あっちへ引っ越しますと。こんなことが言えるかと。この辺がウィークというか、ポイントになってくる。ネックになっているような。片仮名というか、課題になっているのかなという気はします。初めから住民の皆さんと協議、相談、議会も含めて相談すれば、どこにするか、どうにするかと。もともとはあれは住宅で買ったのです。住宅用地で。職員住宅なのか、あそこへ建てると。ところが、3日、4日してみたら、何だか知らないうちにこういう跡地になってしまった。もう答弁なしです。

○議長（寺田 優君） 次へどうぞ。ちょっと休みますか。大丈夫。

〔答弁ある。ないんでしょう。あります。あるなら。何か言いたいたい
んだけれども言えなかったなんていうと困るから〕という人あり〕

○議長（寺田 優君） ありますか。ないそうです。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それでは、先ほど関連してということで、今度トレーラーハウスそのものに入ります。

村長は、3月議会で、電気だけは太陽光発電で賄うと答弁していました。現実には、プロパンガスによる発電機も施設としてありますし、東京電力からの電気も引き込んであるといます。村は、いずれも非常用と言っていました。ところが、太陽光による受電能力、発電能力というのでしょうか、受電能力は電流量が15アンペアで、雨天曇天が3日続くと機能しないと聞いています。これは関係者から聞いています。これでは、電気はおろか、上下水にしてしかり、給湯にしてしかりで、この規模の施設の機能では住宅には到底適用できないのではありませんか。設置直後から度々業者が入って、修理や追加工事、無償か有償か知りませんが、頻繁に修理や追加工事をしているようです。私も現場でぶつかったことが何回かあります。ああ、また来ているというふうなことで。もう半分顔なじみになっている人もいます。

いかに補助金があるとはいえ、事業費五千数百万円のうち自己財源を1,000万円も投じて、今さらオフグリッド実証実験に何を期待しているのでしょうか。ここには、持続可能な未来志向という名の下での実証実験といった希望的観測に期待するがあまりの施策展開で、責任抜きの冒険的な対応ぶりが見られる思いがします。事前の調査、検討不足があったのではありませんか。住民の切実な

要望の小さな金額の事業には厳しく拒む一方で、多額を要する大型事業となると糸目なしの、これ糸目をつけないということは違いますけれども、なしの、金銭感覚が麻痺した執行体制があるような気がします。

来年度からは、南ヶ山公園で、これは園地と表現しているようではありますが、正式には園地ですか。公園でバンガローと、これは先般聞いたらバンガローではありませんと。何だと言ったら宿泊施設と言われましたけれども、バンガローと宿泊施設でどう違うのか分かりませんが、バンガローは宿泊施設ではないのかと言いたいけれども。というのも、いつきの思いつき発想ではありませんか。テント持参のキャンプと違って、施設を供する宿泊には上下水、電気、燃料の点検や送迎、寝具の整え、建物内外の清掃、ごみ処理など、日々の業務が伴います。空き家が続けば、野ネズミやクモのすみかになります。湿気でカビも生えます。そのため不断の管理を要します。

それはそうと、村はキャンプは島内全域で禁止しています。私が伺った住民からは、南ヶ山公園での宿泊施設の開設に賛同する人はいませんでした。私も賛同しがたい思いがあります。関係者との競合も気になります。この関係者というのは宿泊業者です。

以上です。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

6月なのでありますが、晴天の日が3日しかなかったのです。それ以外は曇天もしくは雨天であったのですが、そのときの総電力の使用量の約89%を今太陽光発電で賄っている状況でございます。本実証実験の直近の目標としては、サステナブル住宅を建設することになります。サステナブルというのは持続可能です。その住宅を建てることを目標としているのですが、この住宅なのでありますが、既存インフラは基本使いますけれども、太陽光発電とか水循環システムを使用して、既存インフラ、既存の水とか電気の依存割合を可能な限り軽減できる住宅と考えております。現在この住宅の実現に向けて、実証の結果を取得しているところでございます。

現時点は、水に関しては雨水のみで十分供給できておりまして、電気についても先ほど申し上げたとおり、約89%を太陽光発電で賄っており、良好な結果が取得できているかなと考えているところでございます。将来的な話なのでありますが、本事業が利島の水問題の解決につながればいいかなと思って事業を進めているところでございます。

お話の次年度、南ヶ山園地、南ヶ山公園ですか、のバンガローとして活用するということについては、その予定はまだ確定しておりません。住民説明会のときに一つの想定案として、発災時の避難施設とか南ヶ山公園で宿泊施設として活用するという話はしているのですが、現時点で具体的に次年度より南ヶ山公園でバンガローとして活用する予定はございません。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） どこかで見たのですけれども、まだあるのでしょうか。この後どうするかというのは。どこかの文書に出ているのではないですか。ないかな。まあ、いいや。

〔「一般質問で」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 一般質問か。

これ、不思議なことがありますて、皆さん知っていることからお伺いしますけれども、私先ほども紹介申し上げたように、3月、6月の議会だよりの編集を預かったのでやって、その際、あそこのトレーラーハウスの写真を、今日持ってくればよかったのだけれども、載せたのですよ、原稿に。わざわざ撮りに行って。別に他意はないのです。トレーラーハウスを紹介するために撮ったのだ。ところが、それが駄目だということがありまして、差し替えました。そのときになぜ駄目なのか、誠に違和感を感じたのです。それならば、そのときに申し上げました。ならば、その場所に文化財なんかのところをよく全国たまに見ると、撮影禁止とか貼り紙なり札なり立っていると、あるいは職員がいて規制すると、撮ろうとすると。何もそういう措置は取らないまま、これは何でと言ったら、いや、公開はできないのだというような意味で撮影禁止なのです。駄目だということで、村の公文書たる議会だよりのからは削除した。ですから、その写真は目の目を見ることはありませんでした。私のところにそのままあります。

もう一点は、皆さん、あるいは承知かもしれませんが、テレビ放映があったのです。テレビ放送が。皆さん、見ている人いるでしょう、職員の中でも1人ぐらい。これは、私は見ていないのです。そうしたら、ある人が、たしかNHKだと思ふよと。遠い古い昔の話ではないということで、情報といいますか、提供していただいたのですけれども、聞いてみると戸建て、この会社、メーカー名言いませんけれども。あちこちに今水のタンクが、タンクというか、座っているけれども、メーカー名言いませんけれども、議会ですから。そのメーカーさんが、戸建ての要するに一軒家、戸建ての施設を造って、そこでこのオフグリッドという装置なのでしょうか、これを稼働していると、それで商品化しようとしているのでしょうか。分からぬけれども。それで、それは写真が出たというのです。ところが、利島村については、東京都利島村とまずは出たけれども、しゃべったけれども、写真はなかったというのです。あったのかもしれませんが。その人が見落としたのかもしれませんが。分かりません。これはどういうことなのですか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

まさにテレビ放映がされる日まで一般的に公開しないようにという取決めですか、やっぱり世界で初めて造ったものなので、秘密情報とかもろもろありますので、その公開する日が8月31日だっ

たかな、その日までなるべく外にその情報が出ないように抑えてくれというお話がありました。31日にほかの県での戸建てに水循環システムを設置した住宅と、利島村もトレーラーハウスの写真を載せて、メディア発表させてもらっているのですけれども、たまたまテレビに取り上げられなかったのかな、利島村のトレーラーハウスは。ただ、もうメディアには発表しているので、以降どんどん写真は出していただいていた構わないかなと思っています。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 私疑問に思うのは、それはいつまでも永久に秘密にするような代物では、もちろん世の中にそんなものはそんなにはないと思うのです。ただ、これを取り決めたのは数か月前なのです。なぜこれが秘密だったのかということです。世に出せないものを村は契約したのです。ここには何があったのだということです。公開はできませんと。しかし、契約してトレーラーを5,000万円かけて買うと。しかし、内緒だよと。写真の公開はできませんと。私は、そこがいつかはもういいですよとなるでしょう、どんなものだってそう。企業秘密なら企業秘密、どこの業界もあると思うのです。だけれども、やがてはそれが商品化してぽんぽん売れるようになると、それも解消する。特許でも取れば別ですけれども。それまでは企業秘密で設計図を出す、自動車にしてもテレビにしても、内緒、内緒でやるのでしょうか。というのは、世に出せないものと契約したということです。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 世に出せないということでご指摘を受けているところでございますが、写真等では確かにプレスリリース以前は出していないと、出さないようにしてほしいという約束の下、そういった対応を村役場自身はさせていただいております。

ただ、議会でもトレーラーハウスの件に関しましては、住民説明会も含め、かなり細かいところまでご説明、財源も含めてですけれども、システムの中身とか、質問でもあったみたいにバックアップの電源等も踏まえて細かいところまでご説明をさせていただいておりますし、また場所も場所で住民の皆さんの目につきやすいところにも設置させていただいているという観点で、それを主幹のほうでも説明したとおりで、完全に絶対駄目ですというようなところ、内部に関しては居住者の方のプライバシーもあるので、かなり厳密に貼り紙、内覧会をしたときにはお控えくださいというのは広報させてもらいましたけれども、外部に関してはある程度はしようがないのかな。そのある程度の尺がどこまでかというのは、ちょっとなかなかこの場で発言するのは適正かどうか、控えさせていただきたいなというところですが、ただそういう約束の下、世界で初めての事業、取組であるという中で、不特定多数に対し、不特定多数というのは島外に対してユーチューブやインターネ

ット等で発信するのを行政主体、行政に関わる者として発信するものではないということで、それは約束の下で。一般島民の方がSNS等で写真でこんなのが来たよというのは、実際今でもありますし、それはしょうがないのかな。そこを駄目ですよとは言えないなというところではありますが、我々の範疇、範疇と言ったら失礼ですけども、その中で控えていきたいなということで、そういうような対応を取らせていただいたというところです。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それはそれで腑には落ちないけれども、そういうことですかということで受け止めるしかないとは思いますが。

それから、次は、先ほど電気は86%が太陽光で賄っていると。私がある関係者から聞いたのでは、3日ばかり雨天、曇天が続くと危なっかしいよということで、あまりにもギャップが大き過ぎるので、3日や10日では86%まだ使っていると、10%か15%しか使っていないということですよ、20%ぐらいしか。

そこで改めて伺いたいのですけども、村は、電気についてはたしかチラシで、使ったものについては村に払えということを出しています。要するに交流会館から電気が引いてあると、電線の。そこで使った分については、その電気料については、居住者に村に払ってねと、徴収するよと。これは出していないか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

公募のチラシを作成して配布した際には、そのように記載してございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そこで伺いたいのですけども、確認しましたので。どのくらい使ったかというのはどこで分かるのです。メーターがあるのですか、中に。そうすると、メーターが別メーターで入っていて、そこで電気料も分かるということですね。そうですか。分かりました。

それから、次は水です。水については問題なしという報告でしたけれども、私も聞いていました。それは業者ではないです。そうしたら、こういうことをおっしゃっていました。水が問題ですと。水が問題です。それで、それだけでも現状でも問題です。それで、将来これをやるとすれば、このようなことでやるとすれば、風呂は使えないでしょうと。風呂に入りたい人がいるのではないでしょうかと、オフグリッド住宅の中には。ところが、それはとても無理でしょうというようなこと。ただ、今のところ風呂はないわけで、シャワーだけなのですけども、それにしても水については

問題があるということを伺っているのです。その辺の報告と私に対する、私は行政でも管理者でも何でもないのであれですけれども、聞き取りに対する報告と行政からの受ける報告とは少し違いがある。何か遠慮しているのでしょうか、行政は。私に対して、質問に対しては何か意味ありげに答えたということしか言えそうがないのです。行政が何でもないと、結構でございますと言っているというのだから。その辺で疑問を、どっちが正しいか。聞く人にしてみれば、その人が言ったことが、私に言ったことが正しいのか、行政に言ったことが正しいのか、それは分からぬけれども。いかがですか、本当に問題ないですか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

水に関して問題だというのは、何が問題なのか、具体的に分からないというところと、どういった方にお聞きしたのか分からない状況での回答になりますけれども、何が問題なのか、具体的に分からないので、後ほど何が問題なのか、ご教示いただきたいと思ひまして、また今の実証実験の結果をこれから利島の環境に合った水循環システムを考えていく上で、今問題だとおっしゃっていることを解決することも課題の一つかなと考えているので、後ほどご教示いただければ幸いです。

ちょっとお風呂の話が出たのですけれども、今確かにシャワーが設置されているのですけれども、お風呂に関しては貯水タンクの量を増やせば、お風呂も入ることができるかなと考えているので、その辺も今後利島村に合った水循環システムを考えていく上で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） さらに、私がこれは本当に人の住む、永住とまでは言いませんけれども、公営住宅として料金を取って住ませる住宅にそんなものが適用できるのかと。そうすると、この金額だけで今太陽光を除いて村長の説明、かつての報告、所管課長ですか、職員でしたか、その太陽光を除いて1,500万円ぐらい水回りでかかっているということでした。太陽光とその他の雑費は除いていますと。そうすると、1軒目を建てて、いかに単身者だとはいえ、風呂もない家、そしてオフグリッドでございますよと。電気もない、ガスも要らない、水も要らないと。こういう住宅は可能だと思いますか。

例えば水をすれば、今200リッターぐらいなのでしょう、雨水が。貯水しているのは。これを例えば500リッター、600リッターぐらいのタンクにするとか、あるいは浄化装置もあんなちやちなものではなくて、もっと大型なものを造るとか、太陽光パネルもあれだけ何枚張ってあるか知りませんが、あれの2倍、3倍のもの、あるいは倍ぐらいのものを貼り付けると。要するにガスボン

べを持ってこなければ、あるいは石油タンクを持ってこなければ風呂は沸かせない、お湯は。電気では沸かせないと。変な言い方ですけども、山の中へぼんと家を建てて、それで水もない、ガスも電気もないと。今幸いです。東京電力から引き込んであるから、いざというときは。ついでに水も引いておいてくれればいい。だから、そういうので私が言ったのは、これが住宅に適用できますかと言ったのは、そういう意味なのです。いかがですか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほどお答えさせていただいたものの繰り返しになってしまいますけれども、今後建てる住宅に関しては既存インフラを使用して、太陽光発電や水循環システムを使用して、既存インフラの依存割合を可能な限り軽減できる住宅を考えております。なので、基本的に水とか電気はつながります。以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それでは、オフグリッドとは言ったけれども、半オフグリッド、そういう言葉があるかどうか知りませんが、半オフグリッドと。水も電気も引いておくよと、ガスも引いておくよと、使い分けは自由ですと、こういうことですか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

オフグリッドなのは、今あるトレーラーハウスでございます。これから建てる住宅に関しては、持続可能な住宅というところで、オフグリッドではなくて既存インフラ、電気とか水、ガスはつながりかねないかな、つながりかねないですけども、今その辺検討中なのでですけども、それらのインフラをつなぎつつ、太陽光パネルと水循環を使って、例えば電気料金をちょっと安く、太陽光発電の分安くなります。水も水循環していけば、もしかしたら雨水だけで水が賄えれば水道料金がかからないです。そういった環境の住宅を造ればと考えています。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それは、今初めて聞きました。今初めて。結果は、これの結果を見て住宅に適用するしないを決めますと、オフグリッドの結果を見て。実証実験を見て。それだったら、基本的にはオフグリッドのほうが言わせれば親切な補助手段だ。メインは通常の住宅と変わらないと。それで、適当に使えば電気代も安くなるかもしれぬし、水も安くなるかもしれぬし、あとガス代で

すか、これも安くなるかもしれぬと。いわゆる補助的なものだ。こう受け止めてもいいわけですね。そのためにその住宅には数千万円、もしくは1,500万なり2,000万なりかけて、今の現状のシステムとして同じものの規模として、1世帯2,000万ずつかけるわけだ、そのために。だって、8世帯にそれだけのセットをすれば、例えば今あそこに住宅を建てる計画でいますけれども、あそこに2,000万かけて今のオフグリッドという施設を、どんと据えておけば、8世帯が賄えるということではないでしょう。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

ちょっと今までうまく伝わっていなかったのかなと思ひまして、申し訳ございませんでした。以前からサステナブル住宅というのは、そういった形で造っていくというのはお伝えしていたかなと思っていたのですけれども、申し訳ございませんでした。

今あるトレーラーハウスに入っている水循環システムというのは、本当に利島仕様で世界で初めて造ってもらっていたので、数千万かかってしまっていました。ただ、今後そのシステムが量産化されていくステージに入っていくので、1台に対して数千万かかるというところはないと聞いております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 何かここへ来て雲をつかむような話になってきたのです、私にしてみれば。

それで、大量生産になれば安くなると。それはそうかもしれませんが。かつてカラーテレビなんて14インチというのが、古い言葉ですけれども、14インチというのが大体十数万していた。今では2万円か3万円で買える。14インチなんて今大きさがあるのかなと思うぐらい画面が大きくなってしまったけれども、それだって五、六万から10万も出せば結構買える。しかし、これは物理的の問題ではないのです。片方は仕事をするのです、水を浄化したり、発電したり。それで、確かにパネル板が、パネル板というのは同じ言葉。太陽光パネルというのですか、あれがこの間テレビに出ていました。結構それでも発電できるみたいな。

いずれにしても、今村が構想して、あしたにも建てようという住宅に、大量生産ができて、夢みtainな、空想に近いような、この数年の間に。今あれだけの設備が2,000万かかっている、1戸につき。明確には分からぬけれども。あれが300万円、500万円でもなるというなら、少し違うかもしれませんが。2,000万円も出したら10世帯分が賄えるということなら、これはまた別かもしれません。それで、言葉を言えば、実証実験の結果と言っているから、まだつけるかつかないかは決めていないのだと言っているから、せめてもの救いです。だけれども、もうつけることに決めたと。決めてい

るのだと。あしたにも住宅は建てるのだから。それにはこれを適用すると。設置するということが決めているのかということ。まだ実証実験中です。来年の3月までやるのでしょうか。あなた方の今違って来るから、話が。明らかに、後でまた触れますけれども、明らかに説明してきたものと違うのです。

〔「何が違うの」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

今量産化されて、大体これぐらいになるかなと今お話があったと思うのですけれども、大体そのお見込みの額ぐらいになるかなというのを聞いているところでございます。あした、あさつてに建てる住宅とおっしゃっていましたが、一応その住宅を建てるのが令和7年度中を考えておりまして、今年度いっぱい、令和5年度中に実証データを取って、量産化が令和6年度に始まる予定と聞いているので、量産化されたものを利島仕様に合わせて、令和7年度に建てる住宅に導入していくことを考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そういう答弁をしたことを本当に覚えておいていただきたいのですが、2年後まで。そのときになったら、それをやらなくて、5年度に既に大量生産に入っていると。幾らになっています、計画の発表は。今のオフグリッドの水の循環なりなんなりが、何とかと今やったトレーラーハウスを造ったハウスメーカーです。これの中へ、もう誰がやっているのか知りませんが、大量生産に5年度に入っている。そうすると、もう価格が公表されていいはずなので、そろそろ。どうですか。つかんでいます。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

トレーラーハウスを造った会社と水循環会社を作っている会社はまた別なので、一旦切り離して考えていただきたいと思います。先ほども申し上げたのですが、量産化するのは令和6年度の予定で、今令和5年度なので、まだ量産化されていません。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 事業の対象物と設定するには、6年度に量産化に入るのでしょうか。そのと

きの価格というのはいもう分かっているのではないですか。この程度になりそうだというのはい。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

ある程度このくらいとなる価格は聞いておりますが、今ここでちょっと申し上げられないので、企業さんの経営的なスタンスとかもあるので、今申し上げられないので、後ほど申し上げます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そうしますと、言えることはそういうことで、それは事情は分かります。今公表しろということではございませんけれども、その含みがあるわけですね、行政には。その含みを持って、今度再来年に建てる計画については敷設するということですね、その金額に見合う。と、8世帯分。要するにそこに敷設するということは、金額がもう分かっている。例えば200万円だか300万円だか知りませんが、太陽光パネルを張り、それからそれも補助手段だと。補助手段にすぎないのでしょうか。その住宅だけは太陽も張り、浄化装置も造るのだ、敷設して。しかも、それはメインだか補助だかというのは、その人のすみ分けによって違うと。どうでもいいのだと。使えるだけ使って、確かに電気代は安くなるかもしれない。水道代も安くなるかもしれない。足りない分は東電から持ってくると。あるいは村の水道を使う。石油ボイラーも使う。ということは、逆を言えば、それがための実証実験ですか。そうすると、今それを言うとそれこそ不謹慎と言われるかもしれませんが、そうすると将来、この事業が継続していきます。何も公営住宅に限らぬ。一般住宅の民家にも設置していくと、村は。公営住宅は設置する、民家には対象外と、こんなばかな話はないでしょう。浄化槽と同じだ。そういう計画を、展望といいますか、計画をお持ちなのですか。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） K P I等、具体的な数値目標を設定しているわけではありません。なので、展望としてこうだからということをおこの場で申し上げられないというところでご理解いただきたいなというところでは。

水道事業に関しましてですが、議員の皆様、住民の皆様も含めてですが、よくご存じのとおりで、今雨の降った水をろ過して、急速ろ過施設、一昨年度更新しましたが、その施設と、あと脱塩、井戸を掘り、塩混じりの水の塩を抜いて給水するという2系統の方式で皆様に水をお届けしているというところがございます。脱塩施設のほうに関しましては、急速ろ過よりもかなりのコストがかかるということはお存じのとおりでありまして、まず水を作るだけでも今大体14倍と言われており

ます。10倍以上の費用をかけて供給しているといった中で、当然コストもそうですが、これも昨年度の議会で補正で上げさせてもらいましたが、使えば使うほど脱塩装置のフィルターの交換とかなりかかってくるといったところで、作らなければいけない水の量を抑えるための方策の一つというふうに考えていただければ理解しやすいかなというところでは。

人口が莫大に増えるといったところもなかなか厳しい中で、現在の人口を維持もしくは微増していく中で、給水人口想定を増やしていくというのもなかなか厳しいという中で、できるだけ今の水を作る量を減らしていくかという地域の課題に対するアプローチの一つということでございます。なので、基本的には議員ご指摘のとおり、事業を展開していくのかといったところでいくと、現時点で展開していくというふうにお答えさせていただくところで間違いないと。ただ、今後の状況によっては、例えば大きく変わってしまうとか、競合する同じ技術、似たような技術を持ったような企業が出てきたらとなれば、その時点で考えなければいけないことではあります。当然コスト、費用負担も考えなければいけないところではあります。やはり主幹のほうで再三述べているとおり、持続可能で先々の負担のことも考えて、その上で確立した技術ではないので、実証実験で貴重な先ほど言ったみたいなデータを今後の住宅建設に生かしていきたいといったところではあります。当然繰り返しになりますが、議員の皆様のご理解とご支援もいただきたいといったところでございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員、先へ進んでください。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そういう話、先ほど言いましたけれども、これは何も公営住宅だけやるということでもないだろうし、かつて今では当たり前になって、えっ、そんなことがあったのという認識かもしれませんけれども、ほとんどの住宅が水洗化されて、あれもたまたま偶然できたわけではないのです。年次計画を立てて、それで全村が今適用されていない浄化槽のない住宅、住宅というか、家というのはいくらだろうと、1軒や2軒あるのかもしれませんが。そういう具合にもしやるならば、各全世帯、これを年次計画を立てて、単年度で一発でやりましょうということではなくて。だって、この影響は大きいのです。いろいろな問題があるのです。例えば家賃収入をどうするのだと出てきますよ、今度公営住宅となれば。それだけ200万円で行けるのか、300万円で行けるのか知りませんが、村からそういう恩恵を受けて、家賃はどうするのだということもありますし、もろもろ公営住宅だけ論じていろんな状況が出てくるかもしれませんけれども、基本は全世帯にやること、普及することによって、トイレのように非常に衛生的で便宜的といえますか、そういう村ができてきたわけです。

これは、私は村長の、あるいは主幹の話の仕方からすると、目の前のことだけは対応してやるのだみたいなことではなくて、明確に年次を立てて、基本計画でどうこう位置づけるか分かりませんが、例えば3年計画で全戸に普及すると、大量生産にはあしたにも分かるわけだから、もうつ

かんでいるわけだから情報を。料金を。幾らかかると。それはどうですか。今即答でなくてもいいですよ。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 先ほどの答弁と重なりますが、現時点でお示しできるものはありません。というのは、実証のデータ、製品化、コスト等も含めてもちろんなのですが、現在の給水施設全体の更新ですとか、あと管路の更新、そういったものを踏まえて総合的に判断していきたいなところでありまして、現時点で申し訳ございませんが、お示しできるものではありません。

ただ、一方で、そういった新たなシステムを導入することにより、更新とか施設の修繕に時間が少し空くと、今まで少し使い過ぎていて、5年もつやつが3年しかもたないといったところを、5年もつやつが8年になるというようなことで、トータルの負担が減っていければいいなというふうに考えている次第でございます。

○議長（寺田 優君） 休憩しますか。5分間休憩しましょう。

（休憩 午前11時16分）

（再開 午前11時24分）

○議長（寺田 優君） それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

質問の続きをしてください。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それでは、トレーラー関係については最後の質問になりますけれども、確認しながらお伺いするようにならざるを得ませんが、南ヶ山でバンガローとして、バンガローというか、宿泊施設だな、と言ったのは、いや、そういうことは言っていないのだみたいな話が先ほど答弁でありましたけれども、これは明らかに言っているのです。

それで、どうして持っていくのだらうということも議案になりました、話題に。そこで、私はここに書いたような質問をしたのです。管理が大変だよと。しかも、キャンプは禁止しているよと。当て推量でやったわけではない、南ヶ山へ持っていきと言いもしないのに、勝手に私が持っていくわけではない。これは、ただ一人私だけがやったのなら、これは私の作文ですと言えますけれども、これはやっぱり皆さん聞いているのです。そういう意味で書いた質問なのですが、それが、いや、そうではないのだということですから、改めて伺いますけれども、実証実験はいつまでやるのですか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

実証実験に関しては今年度いっぱいを考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それは合っています。その後はどうするのですか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

実証実験を今年度いっぱい行いまして、今実証実験にご協力いただいている方の転居先というところが確保できるのが令和6年度、7年度ぐらいになってしまうかなと思っているので、現時点で先ほども申し上げたとおり、その後の活用については検討中でございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 当初は、南ヶ山へ持っていくと言ったことはないのですか。初めから実証実験は3月、ここは一致します。3月は分かっている。共通している。共通認識になりました。その後についてはどうするのだということでは、私が質問したように、南ヶ山へ持って行って宿泊施設にすると。これ別に裁判ではないのですけれども、これは議事録を調べてもらいたいぐらいです。後々にも及びます、この質問は。トレーラーハウス以外でも。

私がなぜ重視するかといいますと、そういうことで我々議会は認めてきたのだと、結果的に。結果というか、当時。ところが、後になってまだ分かりませんと。3月にやめた。これだけは一致しました。それだけは我々も認識しているところと同じだ。しかし、その後については決まっていな。ということなのだ。決まっていなのに打ち切ると、実証実験は。ところが、答弁を見ると、一般質問の中だかどこだか分かりませんけれども、皆さん既に読まれているかもしれないけれども、住宅としてそのまま供すると言っているのではないのですか。何をするか決まっていな。ところか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複してしまいますけれども、住民説明会にて一つの想定案として、災害時の避難施設や南ヶ山公園で宿泊施設として活用という話はしておりますが、現時点で具体的に次年度より南ヶ山公園でバンガローとして活用する予定はございません。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 活用する予定のないのは、それはそれでいいのです。当初そういう説明をしていませんかと言ったのです。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますけれども、想定案の一つとしてお話しはしてございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 想定案として話をしたことだけはお認めいただいたと。我々は、それではその想定案をうっかりして、そういう計画と受け止めてしまったのです。そういうことになる。想定案、仮の話だ、例えばの話なのだ。それをうっかりして、そうだと思ってしまったと。だから、私はそういう質問を書いた。そういうことになる。それでは、南ヶ山へ持っていくとは聞かない人もいたかもしれないけれども、今認めているのだ、そう言ったかもしれない。想定案として。仮の話として。我々はそう仮の話をしに来たのだ、わけの分からぬまま。そういうことになる。例え話に乗っかってしまった。

そうしますと、今なお答弁書どこかにあるのです。住宅としてそのまま使わせると書いてあったと思うのです。終わってしまったら住んでもらうと。それも分からないと、書いてはみたけれども。答弁したけれども。今住んでいる人は、実証実験として特別扱いです。今度は住宅法の適用をするのですか。それはこんがらがらるからよしましょう。

誰か昔ありました、ああ言えばこう言う、こう言えばああ言うというのがあるけれども、時と日によってずるずる、ずるずる変わると、何を根拠に信用していいのか、説明を聞いていいのか、分からなくなるのだ。今のように整合性がありますかと確認しなければならない。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） このトレーラーハウス、また水循環システムの導入に関しましては、議会の皆様、住民の皆様を含めて公式、非公式も含めて、議場でもそうですけれども、何度も説明をしてきておりますし、そういう認識というか、自負はあります。

その上で、ちょっと勘違い、そうではないと、議事録を遡れというご指摘、ご質問かとは思いま

すが、これも繰り返しになります、現時点ではいろいろな可能性、もちろん南に持って行って何か施設にするということも完全に排除しているわけではないと、逆に言うと。そういった案も一つとしたり、または住宅の補完、一時滞在施設、もしくは災害用ということで、いろいろな使い方があることは想像つくものでありますが、現時点ではまずは次の次か、2か所目に設置する住宅の設備に導入する実証データを取ることが一つの大きな目標、目的でありまして、そのための今実証期間と位置づけておりまして、その実証が終わった後に関しましては、いろいろなことで有効に使っていただければいいかなというふうに考えております。

その上で、ぜひ議員の皆様の当然議会のご意見はもちろんです、いろんな使い方を検討していただければいいなというふうには考えておりまして、現時点で当然使い方に関しましては担当とはいろいろな方法を協議しているところではありますが、遠慮なくいろんな、こうにしたらいいのではないかとといったご提案はしていただいても全然構わないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 今私が問題にしているのは、それはそれでいいのです、それは。今私が問題にしているのはそこではないのです。お認めになっているから、南ヶ山へ持っていったかもしれぬと。それで、宿泊施設、それは何に使ってもいいのはいいのです。ところが、我々は将来、そのときの今の話ならそれを前提として、ではいいのではないですかになると思う。それも、遠い昔の話ではないのです。言ったかもしれないみたいな、例え話みたいな言い方をするけれども、これはこれで議事録に残るし、今日は知りませんが、ユーチューブも入っていますから、私もそれなりの信憑性を認識しながら質問しているのです。それが次から次へと開き直ったり、何が悪いのだみたいな言い方されても、次から次へと皆さんと今度相談していきますと、いいのではないですかと、それはいいです。それは新たな問題です。私が言うのは、今言った過去にこういうことで予算を認め、承認してきている経過を基にしていって、その理由が明らかにならないまま変更してきていると。何を使ってもいいです。駄目だとは言っていない。どうぞ適当に何でも、これから検討するのでしょうかから、お使いくださいと。それは悪いとは言っていない。話の次元が違うのです。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 今のご質問、ご指摘を受けますと、行政からの質問の中でどう捉えられたかはちょっと分からないかもしれませんが、トレーラーハウス事業に関して南ヶ山に設置することが前提でお認めいただいたという認識でよろしいでしょうか。それが、今行政の答弁からしたら、いや、それは仮の提案の方法の一つであって、それに固執というか、それに決まっているわけではないよと言ったことで、当時南に設置するという前提でお認めいただいたのが崩れてきてしまうとか、

そういうようなニュアンスのご指摘かなと思うのですが、その辺ちょっと逆に伺いたいのですけれども。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 今のは反問権の行使のように聞こえるのですが、本村でそういう制度があるかどうかは別として、それについてはこういうことでお答えしておきたいと思うのです。お答えするって、お答えせざるを得ないのですけれども、何も南ヶ山へ持っていくから賛成なので、ほかに使うなら反対だと言っているのではないのです。どこで使おうが何しようが。ただ、そういう説明をしていたということですが、当時。だから、南ヶ山へ持っていかなければ駄目だよということではない。ただ、行政のスタンスというか、在り方として、そういう説明をしてきて、知らないままに変更してきていると、今答弁が。あたかも言った覚えがないみたいな、それは後でお認めになりましたけれども、そういうことは言っていないみたいな。それで最後には言ったかもしれぬというようなご答弁ですけれども。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） この事業が進んで1年が経過して、かなり急ピッチで進んできた中で、先ほども答弁させてもらいましたが、公式、非公式にかかわらず、議会にもお示ししてきたというふうには認識しておるところでございます。

その中でそのように受け止められてしまった、もしくは行き違いがあったということに関しましては、改めて事実を確認するまでもなく、おわびをしたいなというふうなところがございますが、本意としましては、繰り返しになりますが、そういった選択肢を全く排除したわけではないというところでご理解いただきたいなと思います。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） こう言ったら分かりがいいでしょうか、私の言わんとすることが。取りあえず買いましょと、買うと。その後は分かりませんと。言われたら、議会がどのような反応したかということを見ると、取りあえず1年間、実証実験をするために買います。あんな大きなものを金額5,000万もかけて。その後については分かりませんと、まだ。言ったら果たして、議会がノーと言ったのか、すると言ったのか分かりませんが、そういう意味合いもあるということでお伺いして、これ以上やっても進展性というか、発展性があるかどうか分かりませんが、私はそういう意味で聞いているのです。

それで、次に伺いますけれども、今先ほど申し述べたように、問題なのはその後住宅に使うと言っていないですか、そのまま。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） それも含めて検討中でありまして、観光施設なのか、一時滞在施設なのか、本当に住宅なのか、職員住宅なのか、一般住宅なのか、どういう家賃にするのかというのは今後の話になってきているかなというふうな段階でありまして、今時点でこうしますと、このようにやっていきますというようなところまで検討が至っていないといったところでございます。その辺にしましては申し訳ないところではあります、皆様がなるべく有効に利島村の貴重な財産でもありますので、使用できたらなというふうに考えている次第でございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それでは、これで終わりますけれども、明確に書いてあったと思うのです、住宅にそのまま供する考えですみたいなことを。今はそれも取り消すと、それも例えばの話だということを受け止めるしかないけれども。ならば、全く何もない。いろんなものが災害対策だか、非常住宅だか、高齢住宅だか何だか分からない。観光施設だか宿泊施設だか分からないけれども、物置になる、倉庫になるやら何やらさっぱり。いろいろあるから、それはまだ全然考えていないということに理解して、取りあえずいいのですか。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 大卒そのように理解していただいても結構かなというところでありまして、また使用に関しましては当然現在も、今後も協議はしていった中で、ある段階に来ましたらお示ししていきたいというふうに考えているところです。

また、当初から話が変わってきてしまうというところは、このトレーラーハウスだけに限らず、行政の事業として、施策としていろいろな部分があるかと思えます。ただ、やっぱりなかなか難しい場面がその都度出てきております。後に出てきますごみ焼却場の施設もそうですし、いろいろな事業に関しましてその場面、その状況、課題によっていろいろ方針、方向が変わってきてしまう。最初と言ったことが違うのではないかとといったところは結構出てきてしまっているといったところで申し訳ないところもあります。それが大きな、そもそもそんなのでは予算を認めていないよというようなご指摘も一部あるかもしれません。ただ、そういったところも踏まえて、現状、それから先々のことも踏まえて協議できたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 少なくとも分かっていることの範囲内で結構なのですが、それであればどこ

へいつまで置いておくのですか。終わった後です。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 当面は、先ほど主幹のほうから説明されたように、現在住まわれている方がいらっしゃると。なので、その住まわれている方が次に転居する先、新しい住宅ですか、そちらが整備した先がある種の次の段階になってくるかなというふうに考えております。なので、それまで、それが現状では令和6年ぐらいになってくるのかなといったところで、そのタイミングまでには方向性を決めていきたいなというふうに考えております。なので、現時点でどうすると、いついつまででどうしていくというのは、具体的に決まっているものではないといったところです。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 村長の答弁をお伺いしていると、さすが島ならではの感じがしないでもないのです。というのは、やっぱり行政書記者が答弁したということは、答弁するということは、もっと重みがあっていいと思うのです。そのときになってみなければ分からぬみたいなことではなくて。提案するからには提案して、あるいは答弁したからには答弁した方法というのは、変更するなら変更すると。例えば東京都政なんかで都議会と都行政との関係なんか、あるいは国もそうですけれども、どうなってしまっているのかなと思うけれども。もっと計画性を持って、答弁もそれに基づいて、村長以下補助職員の皆さんも含めて。そうしないと、言った言わない、ここなんか議事録がぼんと出てこないからあれですけども、各党派、事務局なんか持っているところは、みんな議事録をぱっと開いて持ってきますから。だから、それに基づいて皆さん裏を取ってといいますか、そういうことで質問していれば、言った言わないという、そんな問題にはならぬと思うのですけれども。

少なくとも、今来年の3月で実証実験が終わるわけです。その先のことはどこへ行くか分かりませんと。住居引っ越すに決まっているのです。3月までに出ることになっている。だって、実証実験が終わったら、もう用はないのでしょうか。いつまで提供する。提供するよう書いてあります。確かに引き続きみたいな。居住権を獲得みたいな。でも、我々とすれば3月をもって終わったら、その人は退去するのでしょうかと思う。また、本人は退去せざるを得ないのでしょうか。何か契約があったら知らぬけれども。引き続き住んでよろしいという。居住権がないのです。実証実験というのは居住ではないでしょうかから、ある意味。だから、そういう点では、私は細かいというか、大事なことだと思うのです。だから、出るのです。誰が見ても。用が終わったのだから。皆さんもそうでしょう。退職してから、あしたまた村職に就くということはありませんでしょう、終わったのだから。我々もそうです。議員の任期が終わってしまったのに、まだ物が片づいていないから議員として活躍するということはありません。そういうものだと私は認識しているのです。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 現時点ですれ違いもあるので、なかなか過去に遡ってということを訂正するのも難しいし、それを証明するのもどうなのかなというふうには思いますが、実証実験に関しましては、当初は今年の9月まででした。それを半年だったのをさらに延ばして1年にしましたよ。それは打合せ協議の中で1年にしました。そのようにどんどん状況は変わってきている中で、実証実験に関しては今年1年をかけてやっていくというふうになっております。

また、その実証実験に関しましては、実際に居住されている方のプライバシーのところもありますので、詳細は控えさせていただきたいところですが、住みながら、生活しながら貴重なデータを今後の住宅政策に生かしていきたいというようなところでご協力いただいているところであります。

実証が今度の3月いっぱい終わったとして、その後どうするのだと、実証が終わったら出ていくのかというような、出ていくべきだろうというご指摘かなというふうに聞いておりましたが、それは当然先の住宅があつてこそというところですが、現時点でのスケジュールでは、すぐに来年4月に新たな住宅が整備できる見込みが今のところなかなか厳しいといったところで、整備できた暁にというような話も踏まえてお話をしているところでございます。ただ、いずれにしてもちょっとここで話しするのがなかなか適正ではないと思いますが、そういった話で進んでおりますので、3月終わったから出るというようなことは申し上げておりません。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そもそも今9月までということの話が出ましたけれども、私どもが認識していたのは9月という話もあったかもしれませんが、その記憶よりも4月から来年の3月まで12月、1年間かけて実証実験やると。こういう具合に聞いている認識なのです。ところが、何らかの事情で、そのために3月までには設置すると、あそこへ。実証実験場を。そういうことで大急ぎで設置、取りあえず3月のうちに設置したと。ところが、何らかの事情でもって入居できないということで、2か月ばかり延びて6月になったと。その後お伺いしたとおり、3月31日。12月でも何でも、6か月でも何でもないわけです。そういう点では、村長の言葉を借りれば過去と現在のすれ違いということになれば、それはそれまでかもしれないけれども。

それはともかく、私が言ったのは、誤解されては困るのですけれども、実証実験が終わったので、はい、出なさいといったところで、住宅も住むこともできないから、そのまま住まざるを得ない。出ていくわけにはいかないと、現時点。そうしたら、住むことに決まりではないですか。はっきりしているのでしょうか、もう。出ていけない。住宅がない。しかし、実証実験は終わった。では、出ていけということも言えないのだと。それはそうです。ところが、形が変わるのです、今度それは。

実証実験をそのまま2年も引っ張るのかと、今度。

さっきちょっと言いました。そのときは新たに形だけでも入居募集をして、公募して、あるいは指名でやるかもしれないけれども、そうして住宅の公表に基づいて入居の設定をする必要があるのでしょうか。家賃設定もわかりです。ところが、こういった実証実験となれば特例ですから、公募する必要も何もないわけだ。村が指名して、この人に実証実験をやってもらう。その代わり、その人は検査、報告義務が出ます。水をどのくらい使ったよ、電気をどのくらい使ったよというの。便利だったよ、不便だったよと。一方では、決まっていないというのは、決まっているではないですか。だけれども、手続をやろうとしていない。だから、それはどこかに書いてあったよと、このまま住居とするよと。だって、出ろと言っても、本来任務は終わったのです、3月で。その後、ほら、出ろと言っても、いや、どこに行くのだということがあるから、そのまま住宅もないから、そのままそこに住んでもらうつもりなのだということは、もう既に決定です、これは。社会的に見ても。まだ決まっていないなんて言っている場合ではない。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） そのように先ほどから答弁をしております。

もっと細かく言うと、その方が新たな住居に転居された後の話になるのかな、トレーラーハウスの施設自体の使い方に関しては。そういう認識でご説明しているところであります。

○議長（寺田 優君） それでは、昼食の休憩に入りたいと思います。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（寺田 優君） それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

午前中は笹岡議員の質問を受けていたところなのですが、午後一で予定を変更というわけではないですけれども……

〔「質問書を出していないですけど」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 前田議員に質問していただきます。

前田議員。

〔「いいんだよね、トレーラーハウスの件はもう終わりでいい」「いや、何で」「それが終わってからのほうがいいかなって」「そうなの。じゃ、そういうことなら終わらせますよ」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） トレーラーハウスについては終わりにしようと思っておりますが、締めくくり

として1件だけ申し述べて、この件は答弁は特に要しませんけれども、終わりたいと思うのです。

実は、休憩中でしたけれども、行政にちょっと相談してみました。ただ、行政は事実に基づいて答弁しているだけですよという正式な答弁ではありませんけれども、お話がございました。そのことについて、一言どうしても申し述べなければいけないと思うので、発言しますけれども、私はそのとき事実は何だということは確認しませんでした。もし行政の言うことが事実なのだということであれば、それについては異論があるわけですが、事実というなら我々議員は特に質問通告に対しては極力事実を明らかにした上で論じていくべきだという認識は基本的に持っています。私が何を今特別に言いたいかといいますと、事実というのは特に行政、議会との関係、どこの社会でも同じでしょう、共通だと思いますけれども、双方が事実関係については共有した上で論ずるのが、これが好ましいことと思っています。お互いに主観だけを申し立てるということではなくて、それがあっても当然いいわけですが、とにかく事実は共有した上で、要するにお互いに認め合った上でよしあしを論じていくということの基本にすべきだろうと考えています。

そういう意味で、ではどうするのだということになれば、どうしても事実関係にそこが有りますと、これはくどくどといいますか、議員としても確認せざるを得ないということで、本日のことでもいいにしても、例えばトレーラーハウスで3月に公園に移設するという、移設というか、移動するという問題がありましたけれども、これについては当初、これは後でも出てきます、この質問が。類似した質問の中に、共有をある意味でできないまま論じてきた感がなきにしもあらずということで、どうもしっくりいかないと。後に取ってつけたような理由を述べてくるとか、例えばの話で言ったとかいうことで、私とすれば3月に明らかに移設して、宿泊施設を展開するのだということに質問しています。それは、私が行政が過去において報告した、あるいは述べたその後論ということの認識で、これを事実として出発しています。ところが、これが事実ではないのだということで答弁者のほうは対応してきた。このために少し時間がかかったかなという気はするわけです。

私のほうは、そもそものときに、この後どうするのだというときに、4月から3月まで実証実験をやって、その終えた段階では南ヶ山へ移設して、宿泊施設として供すると、こう言ったということを実際として捉えていたわけです。ところが、質問してみたら、いや、そうではないと。言ったかもしれぬ。一つの話だったかもしれぬと、この程度になったものだから、少しごたごたというか、行き違いがあって議論がかみ合わなかった面かと思うのですが、その点だけ申し述べて、結果的にトレーラーハウスの問題に関して言えばどうなったのだと。今私とすれば、どうも何とも言い難いと。ただ、村が、行政がこういうことを決めた。これは事実です。例えばあしたからどうするということは。それは行政内の事実であって、我々が関知したところではなかったわけで、そういうことでどうもこの問題について言わせれば、何となく分からないまま、そういう点で明らかにできないまま質問を打ち切らざるを得ないというのが私の所感です。

以上です。

○議長（寺田 優君） それでは、前田議員、質問をしてください。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） では、笹岡議員の質問のごみ焼却施設の入札不調、この前にちょっとそもそも論でお聞きしたいことがあるので、先に質問を入れさせてもらいました。

そもそも入札、一般競争入札ですから、というのはどこまでの情報を開示して、入札をお願いしているのかというのを聞きたいのです。というのは、例えば我々が今までやってきた、村でやってきた伐採事業、あれは木を1,000本切ってくださいと。切った処理した木はこういうふうに処理してくださいという感じの提示です。あるいは、道路の草刈りに関しては、草を刈った後、それを撤去すると、片づけると。場所はこことここ、回数は年2回だというふうな情報開示があるわけですが、それに対してでは幾らでやりましょうというのが今までの入札という感じだったのですけれども、このごみ焼却施設の入札、不調だったという話は聞いていますけれども、どこまでの情報を開示して応札してもらおうとしたのか。それとも、これ金額を言ってしまってもいいのかな。

○議長（寺田 優君） 金額は出ています。

○1番（前田 清君） 出ているのですね。6億という数字が高いのか安いのかというのがありますけれども、これを多分見て業者が、いや、こんなのではもうやっていられないよというので、応札がゼロだったのだとは思うのですけれども、その辺の情報漏えい。多分最初は6億円という数字は出ていないはずなのです。予定価格6億円ですと。はい、応札してくださいなんて開示をしているはずがないし。そうすると、こういう施設を造る、ごみの焼却機械については何トン規模だとか、建物はこうだとか、擁壁はこうだとかという、その辺の建物関係、あるいは機器関係の開示はあっても、金額というのは絶対出ているはずがないのです。我々はさっき言ったように、伐採事業にしても金額は幾らを予定していますなんて、予定価格なんていうのは教えてくれるわけがないし。だから、経験値から我々の場合は割り出してきて、まあ、こんなものだろうということで数字を出しているわけなのですけれども、これ焼却施設に関して応札がなかったと、そもそもそれがなかったというのはちょっと信じられないのですけれども、その辺の情報漏えいとかは考えられないのですか。6億円という数字がもうどこかに先に流れてしまったと。それはあり得ないということですか。想定でも何でもいいのですけれども。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 前田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っています。

そもそも今回の入札に関しましては、予定価格を事前に提示する形で入札をかけております。ですので、6億円というのは公示しておりますので。

○議長（寺田 優君） 前田議員。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番(前田 清君) もちろん適当に6億円という数字を出したわけではないと思うのだけれども、いろいろ積算して、使うコンクリートの量はこんなものだろう、労務費はこうだろうとかという感じで数字を出されていると思うのですけれども、それで役場として、行政としては6億は適当だと。あとは、例えば5億5,000万で応札があるのか、6億5,000万であるのか、7億なのかという、その辺はある程度想定はしていると思うのですけれども、その辺と全く乖離があったと。そもそも応札がなかったということなのですから、その辺というのは想定というのはされていたのですか。それとも、いつも言うように技術職員がいないので、コンサル会社に任せて算定してもらったと、6億円というのは算定してもらったのだと。だから、妥当な金額なのだという認識なのかどうか、そこだけお聞きします。

○議長(寺田 優君) 上野環境建設課長。

[環境建設課長(上野 崇君)登壇]

○環境建設課長(上野 崇君) お答えさせていただきます。

そもそも事前審査型の入札というのを今回させていただきまして、応札をしたいよという方を挙げてください。そこで審査をさせていただきますという形でやらせていただいております。そこで、まず手を挙げていただけなかった。そもそも次の入札という段階に行くところのものが手を挙げられなかったということで、ゼロだったということだったので、そこに関しましてはコンサルさんに令和4年度の業務で積み上げを行っていただいて、それで入札に入っていくところのございますので、そちらのほうの進行をさせていただいたところのございます。

○議長(寺田 優君) 前田議員。

[1番(前田 清君)登壇]

○1番(前田 清君) 最近テレビのニュースで見かけたのですけれども、大阪は何年後かな、2年後。大阪万博の建物が全然できていないと。要は、資材高騰、人件費高騰、もろもろの物価上昇もあって、全然手を挙げてくれる業者が現れないと。仕方ないから国が指名入札を取ろうとかという話も聞いていますけれども、そもそもこの利島の焼却炉というのはいつ頃算出したのか、予定価格を。それと、大分ずれて、大阪の例ではないのですけれども、大分ずれているのではないかという気がしないでもないのですけれども、その辺はどうなのですか。

○議長(寺田 優君) 上野環境建設課長。

[環境建設課長(上野 崇君)登壇]

○環境建設課長(上野 崇君) お答えさせていただきます。

4年度の業務でございますので、4年度中ですか、1年間あるので、確かにあれなのですけれども、4年度の末、3月中に出してはいただいているのですけれども、それからまた値段が正直なところ変わっていると。コンクリート等も値段が変わっています。技術者もまた値段が変わってき

ているのですか、というところもございます。ただ、そこで手を挙げていただけなかったのか、ほかの要因かまでは、ちょっとごめんなさい。正直なところこれだということまでは、まだつかみ切れておらないところがございます。

○議長（寺田 優君） それでは、引き続き笹岡議員の質問をしてください。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） では、前田議員の質問に引き続いて、ごみ焼却場でお伺いしてまいります。私とは少し角度は違いますが、言わんとするところは何となく一緒のような気がします、結論的には。

ごみ焼却の入札不調ということでお伺いします。入札結果が不調ということで、整備内容の変更も含め検討中とのことですが、本件の経過を改めて顧みると、当初コンパクト規模で事業費は1億数千万円と言っていたのが、わずか1年足らずの間に議会には相談どころか報告すらなく、6億円に及ぶ事業になっていました。その後の議会質問には、内容が固まっていないことで公表できなかった。秘密とはしていないが、そう思われても仕方がない。反省すると言いつつ、それも話だけで、今日に至るも一向に公表しない状況にあります。この辺も事実かどうかということの問題になるのでしょうか。

近頃の高額な事業には、公表しがたい何らかの事業でも伴うのでしょうか。使用開始前年の後半期になっても施工設計も公表されず、事業費も未確定という状況にあって、これは議会の前の質問ですから。あって、議員協議会では何も聞いていない。どうなっているのかと心配しています。住民の中には、完成するわけがないと断言する声もあります。今になって入札不調の公表ですが、これは行政報告のときです。今から数週間前だろうと思うのです。6年度供用開始に変更はありませんか。

この質問なのですけれども、この質問の答弁をいただく前に一言、これとは直接関係がないと言えないかもしれませんが、ごみの問題でちょっとした事件という表現は違うかもしれぬけれども、伺っておきたいことがあります。というのも、ジシガ沢のストックヤードというところですか、その案件についてです。先般住民の方から、皆さんに思い起こしてもらいたいのですが、議会が監視カメラをつけろと言ったので、つけたのだと。予算を。そうしたらば、議会が否定したと。これは何だと、議会は。ということ職員から直接聞いていると。これは大きな問題なのです。それだけつまむと、そこだけつまると、確かに議会が自分でつけろと言って、予算をつけたら切ってしまったと。こういう具合に聞こえます。住民はそのように理解したということです。一体議会は何を考えているのだと。自分でつけろと言って、つけたらば蹴っ飛ばしたと。

ところが、これは皆さん知ってのとおりですよ、事実。何でこういう手抜きの、いわゆるところどころつまんだ、頭とけつだけをつまんだ説明を住民にするのかと。住民は混乱します。そういう点で、私はこれはゆゆしき問題だと、行政の在り方としてあってはならぬと、こういうことは。

これを申し上げると、次に恐ろしいのが職員に対して箝口令が出るということです。全て公務上知り得た秘密だからしゃべるなど。これが出たら大変なのだ。村政も致命的になる。職員が住民に対して物を言わなくなったら。闇の世界。私はそれを恐れて、もちろんプライバシーに関わるような、この間条例も決まりました。プライバシーに関わるような問題が、私なら私のがん患者であるみたいな話をばらばら、ばらばら出てきたのでは、これは困るだろうと思う。だけれども、村政の議会との関係をいうならば、偽ってうそを言ったとは言えないのだ。つけろと言ったのも議会、つけてみたらやめたと言うのも議会。これはあってはならぬ。そういう言わせれば不謹慎といえますか、あえてそういう話をする特段の意図でもあったのか。自己弁解、自己主張するがあまりに、そういう話し方を住民の中に吹き込んだのか。分かりません。以後気をつけてほしいと思うのです。

それからもう一点、同じ場所です。これは議長に申し訳ないですけども、ちょっとまた触れさせてもらいます。本題に入る前に。今月いっぱい、あそこを開放すると、こうなっています。今月いっぱいというから、9月の末日をもって閉めるのでしょけれども、あそこに一つは何らかのこういうテスト期間中ですよとか、こういうものを投げ入れては駄目だよと、村はこれこれ、こういうことで開けてあるのですよというような住民に理解を求めるような立札はされているのかどうか。私、現場へ行ってないからあえて簡単に伺うのですけれども。あるならあるで、それ以上のことはないわけで、ないならそれを立てるべきだ。なぜか。というのは、住民の中でこんな話が出ています。これは、下心が行政はあって、1か月間は開放をしたふりをして、言わせればふりということなのですけれども、何だか空き缶の一つでも入っていたら、ほら見ると、以降永久に占めると。これがための算段なのだ、そういう魂胆でもあるのではないかと伺う。これもまた否定しきれない問題。ならば、それをどう避けるかといったら、やはりあなた方毎日毎日放送している、生ごみを捨てるときはこうだ、燃えるごみはこうだという、そのことで札も立て、住民の協力、理解を得るための努力をすべきだと。そういうことで、ただ単純に1か月で閉めるということではなくて、住民の望むところは他の手段が講じられない限り、あそこにごみを捨てるということは、一部にはどこかで勝手に私有地だかどこかで燃やしているという話を聞きます。ヘリポートの先のほうで。だけれども、それは私有地だから、燃やしていいのかどうか知りませんが。それはともかくとして、そういうことのなきように私は努力をお願いしたいと。

それで、前段の職員からこういう話をしたという、その職員の話は、私は答弁をあえて求めません。事実関係確認しません。住民からの訴えで十分です。それで、後段のあそこの開放については将来どうするのか。私は、住民にとって何か試しにやって、あと1か月、空き缶の一つも放り込まれていたら写真を撮って、ほらみろと、あとは閉めるよというようなことのなきように配慮というか、を求めたいと思うのです。いかがですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 議員のご質問に答えさせていただきます。

ジシंगा沢ストックヤードでございますけれども、現状でもう正直なところ、私も見回ってもしるのですけれども、正直なところ、既に空き缶、ペットボトル等は投棄されているというのが現状でございます。立て看板等についても既に設置はさせていただいております。あとは、現状取りあえずまたこの1か月間様子を見させていただいて、常にペットボトルとか缶等、ビニールですとかプラスチック類、その辺ももう既に入っているのも現状としてあるという認識をいただいて、そちらのほうでまた状況を見て、私どものほうで考えさせていただければなと思っております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それでは、住民のほうに協力を得られるように、本市とするところは開放してほしいというのが住民の本音でしょうから、その辺も留意しながら対応を今答弁のようにお願いしたいと思います。

それでは、本題に。本題は私読んだのだ。では、その答弁からお願いします。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

焼却施設の整備については、災害に強い施設を整備しようと考えていたことから、建屋を鉄筋コンクリート造とし、構造を強いものにしたことと、ここ数年の物価及び技術者単価の上昇により費用が高くなっています。6月に入札を実施したものの、応札希望者がなかったことから、改めて情報収集を行っています。そのためスケジュールについてはお示しできません。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） トレーラーと似たような質問がどうしても含まれますけれども、また事実的な確認という意味でお伺いしてまいりますけれども、私質問書にも書いてあるとおり、1億円と言っていたのだと。それがどうして6億円になったのですか。誰も知りませんと。蓋を開けたら6億円。その前に5億円です。記憶によると、私の記憶では、3月が5億、6月が6億だったのですか。どうしてそう変わったのか、これが明らかになっていない。そもそも1億はどうしたのと、あれは。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えしたいと思います。

私、まず1億円のところのお話で、当時担当課長をしておりました。私が1億円というお話を説

明会でお話しさせていただいたとき、これはごみ焼却場の説明ではなく、ごみ収集、ごみ分別の新たに抜本的に変えるといったところのご説明の中で、一端として何でごみ分別をさらに細分化しなければいけないのかといったところで、ごみ焼却施設の老朽化のお話をさせていただいて、そのくぐりの中で当時栗島浦の焼却場の建設がちょうど平成30年度ですか、実施されているといったところで、栗島浦さんのほうに確認したところ、建屋、焼却施設、焼却炉ですか、合わせて1億数千万円ですか、そこで建設ができたというようなお話を聞いておりましたので、その段階でこの施設規模を造りますと1億数千万円ですよというようなお話を説明会でさせていただいて、議会でもお話をさせていただいているといったところでございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それがどうなったのですか。先ほどの答弁を聞きますと、その後やったらいろいろ上がったと。明らかに1億円で決めていたのではないですか。違います。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

今回の施設でございますけれども、建物の構造からしても違ってきております。栗島浦村さんの施設がALCですか、私どもに関しては災害に強いというところを検討させていただいて、鉄筋コンクリート造、こちらのほうを選択させていただいています。そこで正直なところ、値段が相当変わってまいります。コンクリート自体もやはり値段が高い。その中で構造の強いものというところを選ばせていただいているので、余計高くなってしまっている。

新潟県さんと東京都でやはり技術者単価も正直異なってまいります。オリンピック頃からのそれぞれの物価及び技術者単価の積算の額が相当上がってきております。そちらのほうで乖離が相当発生してしまっているというところが正直なところでございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 私が聞いているのはそういうことではないのです。決めていたのではないですかと聞いているのです、1億円で。鉄筋にするか木造にするかはともかく。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

その当時1億で決めていたといったことはございません。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 住民というのは恐ろしいものです。皆さんのところにこれあります。皆さんが発行した紙です。これには、半分は今の答弁が合っているかもしれぬ、取りようによっては。ところが、こういうことを言っているのです。まず、結論からいきます。村が示したのは、現在の規模で建て替えると2.5トン日、これだと5億円以上かかると。そう言っているのです。そうして、小規模焼却炉、最大で1日1.2トン規模、これだと1億円程度と、こう言っているのです。そうしてどちらを選ぶといったらば、村はそちらを取りますと。そちらを取ると決めているのだ。やってみたら、鉄筋だの木造だので増えたということではないのです。高いのは分かっているのだ、5億以上かかるって。案の定5億以上かかったのだ。ところが、そっちを取ってしまったのだ。

ここにはこう書いてあります。ランニングコストが低い。なぜそういうことにしたかということ、村の考え。一つ、要するに清掃センターの建て替えについて村の考え。一つは、ランニングコストが低い施設にしたい。それで、処理能力が1.5トン、要するに1時間1.5トン未満なら都や国の許認可は不要だと、届出のみで済むため、早期に建設可能。建設費用もランニングコストも低く済み、村の将来的な財政負担も少ない。これが1億にする理由です。それから、できるだけ小さな施設にするため、家族ごみの分別徹底、これは先ほど述べられたとおりで。徹底を図ることで量を減らしたいと。これは、先ほど住民課長、総務課長ですか、述べたとおり。それは私がさっき言ったとおりです。これ決定的ではないのですか。これ私読みましたから、村長にお渡ししますけれども。

これ、住民説明会資料と、こうなっているのです。そういうことはお忘れになったのだね、優しく受け止めると。いつそれをやめてしまって、5億にしたのだと。駄目だと言いながら。駄目だとは書いていないです。そうして、それを受けて議員は10月の31日でしたか、30日でしたか、村長以下、村長を含めて、今課長お答えのように、担当課長を含め、職員も含めて、わざわざ新潟くんだりまで視察に行っている。そのときまでは造ることになっていたの、1億で。ところが、物価は別ですよ、物価は。この間もちよっと出ました。ロシアの侵攻で物価が上がったとか。私はそのとき読みました。円安も関係している。その前から円安なんかあるのだと。これは議会でやっていいのかどうか分からなくなっていますけれども、正直言ってユーチューブでどうなのか、東京都が見ているかもしれませんし。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

こちら、笹岡議員のほうからご提供いただきましたこの資料なのですがけれども、現在村の設計を行っている規模というのは、この右側のおっしゃっている日量1.2トンよりも1.5トンというところで、そもそもの話としてその当時の話をさせていただくと、大体このぐらいですというお話をして

いた、5億よりも規模は当然小さくして、1.2トンよりはちょっと大きい規模なのでですけども、そんなに規模は変わらないもので、結局ほかのところの建屋とか、そういったところで5億円、6億円ですか、という設計が上がってきたといったところで、決して規模を大きくして6億円のほうを選んだということではございませんので、あくまでも規模はその当時言っていた1億円、粟島浦で建てられたというのが1億円で大体建てたよというようなお話を聞いて、その規模で当然村のほうも動いていて、現時点でもその規模で動いているといったところでございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） ということは、当時1億円のものが物価も上がって、6億でも応札者がいないと、そういう時代だということですか。同じものを造って、あるいはそれ以下のものかもしれません。そもそも6億円で発注したのだと、設計を。1億程度で設計を、設計というか、調査といたしますか、コンサルだか設計屋だか分かりませんが。そこにオーダー、注文したのだと。そうしたら、それが品物は全く変わらないのに、いつ発注したか知りませんが、わずか1年そこそこの間に確かに物価は上がっています。確かに物によっては5倍、6倍になっているものもあります、卵みたいに。30円のものが150円ぐらいになるとか。ただ、常識的にいかに物価が上がっても、そういう1億程度のものが6億でも駄目だと、内容は全く同じなのだ。そういう時代ですか、今。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 議員お示しの資料に関しましては、私も持っておりますし、認識もしておりました。その上で、同じような感覚、いや、話大分変わってきたなど、大分上がったなどというような感覚は持っていたのは間違いありません。

ただ、令和4年度の構想、基本構想、焼却施設の更新に関する基本構想、その後の設計、また積算によって今回の事業費、当初予算で6億円ということでお示しさせていただいた経過として、基本構想の部分、設計の前の段階、この島、この村にはどういう施設、どういう規模の施設が必要だということの中で、やはり私も粟島浦、同行させていただきましたが、そのものでは駄目というか、災害等、また耐候性の部分であのような施設ではなくて、先ほど課長のほうからは鉄骨のプレートでできているもの、簡易的なもの、正直炉の規模としては似たようなものかなと思ったけれども、その周りのものに関して、また今回場所の選定に当たっては崖等もしょうっておりまして、その条例等の縛りもあって、現在のような計画になったと、設計になったというふうになっております。

そこに至るまでの細かな経過報告が議会の皆様にお示しできなかったということに関しましては、これはやはり反省するべきところかなという部分はあります。ただ、その後、住民説明会も含めて

お話はしてきました。ただ、それであくまでもその設計、その基本構想にのっかって造るのだという基で進んできたので、今回の入札不調とはまたちょっと別の話、同じ事業ではあるのですが、別の話と考えるいただきたいなというところです。入札不調に関しましては、当然相手方事業者のご都合もあるかもしれませんが、我々の積算が甘かったというところもあるかもしれませんが、そういう物価の高騰、もしくは基本構想があつての設計が今できていますが、それ自体もどうするのかというところも含めて、繰り返しになりますが、見直しをしていきたいというふうに考えています。

その上で、議員のご指摘であった令和6年度無理なのではないかというようなご意見も重々私のところにも声は届いております、そういったところも含めて、今回まだ6年度には完成できませんのでということすらもちょっとまだ判断ができていないといったところで、大変申し訳ない。お示しできないところは申し訳ないところなのですが、なるべく早急に役場幹部を中心に協議をし、方向性を決めて、議会にお示しできるようにしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そうすると、答弁をお伺いしている限りでは、例えば去年の4月頃、例えば4年度でもいいです。4年度のときに造れば1億円ぐらいでできたのだと、簡単に言えば。それが物価も上がってきて、それでCRCか、鉄筋になって、それで造成も含めたと。鉄筋は構造変化で、当時スレート葺きで鉄骨造りでやろうとしたのが、場所が場所だけにもたないということで鉄筋にしたと。それによって3倍、4倍になったとかいうのならまだ分からぬでもない。それで、造成なんかは初めから分かっているわけで。スレートだから狭くていいというわけではないのでしょうか。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 1年前、2年前であれば1億円でできた、ちょっと乱暴な言い方になってしまいますけれども、仮に1億円でできたのではないかと、当初の話どおりできたのではないかというご意見、ご質問かなと思いますが、その当時の話は察するところの範囲にもなってしまいますが、当時実際この場所にこの仕様でというところまでの検討、議論が尽くされていなかったというふうに判断しております。というのは、先ほど言ったみたいに崖とか場所とか塩害とか、そういったいろんな様々なことを昨年、令和4年度の委託の中の事業構想の中で検討された結果、今の仕様になったということで、その仕様のとおり造っていくと、やはり簡易的なものでは難しいよというような評価があり、それにのっかった設計になると1億円で想定したものと、物価高騰とは別の話で、そもそもの想定よりも違った造りになってしまった、なってしまったというか、設計になったとい

うこと。プラス物価高騰等の理由があるということで、総体的に上がってしまったという現状の結果でございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そうしますと、進む道は、もう1億というのはあり得ないのだと、現実的に。それで、少なくとも6億では駄目だと、同じ規模で、コンパクトな規模で。当時予定した1.2トンですか、1.5トンですか、そここのところは何ら変わらないのだけれども、ただ建屋だけが変わったと。したがって、取りあえず6億で入札はかけたのだが、話にならなかったと。要するに振り向きもしなかったわけだ、業者さんが。来ないのだから。来て、入札でも、本当の入札というのは札が入ってなんぼで、決まって入札だと思うのだけれども、来ないのまで入札不調と言うかどうかなのです。応札なかったというのは。これは恐らく入札をやったということにならぬと思うのですけれども、結果には。分からぬけれども。札が入って、予定価格、村が想定した価格、いわゆる予算額だ、額よりもオーバーしていたとなれば、これは不調というのは分かるのです。しかし、初めから来ないと、相手にしないと。先ほどの説明はそうです。皆さんに声をかけたら、誰も来なかった。さあ、今その状況です。それで、村長はいろいろこれからやるのか、今までもやってきていて、続きをまだやるのか分かりませんが、いつまでやるのだから分からない。

これは、私この間予算説明会のときも申し上げましたけれども、ご記憶があろうと思うのですけれども、ここから先は後は全部秘密でやるしかないのではないですか。公開しながら業者と折衝というのはあり得ないと。そうすると、結論的には、そうではないかもしれないけれども、業者が泣いたと。泣いたと言うとおかしいけれども、村長の要請に応じたということもありではあると思うのです。全くないとは言えない。だけれども、世間の見る目は違う。恐らく村長は業者の、だって造らなければしょうがないのだから。できなければ。したがって、結局業者の言いなりになったと。その分別は誰もできないと、区別は。そういうこれから道を歩むことになりそうだと。

そうすると、その先がどういう問題が出てくるというのは、私この間村長と、前にいらっしゃるお三方とその際にお話し申し上げましたけれども、あらぬうわさでも立てられたら押さえようがないと、消しようがないと。この問題は、したがって非常に私はたかが入札、応札なしと言うかもしれないけれども、されど重大問題だと。まず、焼却場を造るか造れないかというのが一つ前提としてあるわけです。今の焼却場は使えないのだから、もう。それでなおかつ、この間私、そういう言葉を使わせてもらいましたけれども、それでもなお俺に任せておくと、俺が決めてくるからと。決めるというのは、先ほど言ったように業者と決めるしかないのです。相手がうんと言うか、こっちがうんと言うか、どちらかですけれども。その区別は今言ったようにつかない。誰も知らない。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 私が村長に就任しまして、今度の12月で2年、折り返しになろうかなというところでもあります。

ちょっと今の質問と一瞬遠くなるようかもしれないのですけれども、同じようなニュアンスでお伝えさせていただきますと、ハード整備に関しましては焼却施設だけにかかわらず、住宅もそうです。いろんなものに関して非常に難しいなと、進めることが難しいなというふうに感想と言ったらあれですけれども、捉えております。こちら役場の職員の皆様、すごく皆さん優秀なのですけれども、技術職がないということは、専門的な知識ももちろんですが、高い安いの判断もなかなか難しいところがあると。知識プラス、島ならではの事情とか、世界情勢で今回物価高騰とかとありましたけれども、そういったものを鑑みて適正だ、適正ではないという判断もしなければいけないというところで非常に難しいかなと。たまたま私が前職もしくは前々職もそういう建築系のところでわかばかりの知識があったもので、業者さんとの折衝にも参加させてもらう場面も何度かありましたが、それにしてもやはり難しいなというところでもあります。

かつ業者さんもやはり特に島でのハード整備となると、感覚、感触的には非常に皆さんどういふ感じかは分からないですけれども、ネガティブなリアクションの印象が大きいといった中で、当然競争が成り立ち、適正な価格で競ってもらいたいところを目指していかなければいけないですし、その我々としての評価とかもしていかなければいけないのですけれども、非常に難しい。現時点でもそうですけれども、難しい。かつ金額が大きいものであればあるほど、より法的な縛りというものも、昔がよかったというわけではないですけれども、今の時代かなり慎重にやらなければいけないという中で、契約等でしっかり結んでいない中での折衝というのは本当に慎重にやらなければいけないなというところもあり、この場もしくは議員の皆様にお示しするのがなかなか難しかったというところで、その辺は反省するところでもありますし、議員の方々にも難しいとは思いつつ、理解はいただきたいなというところでもあります。

今後に関しましては、当然ここまでの状況を話しているところで、ある程度の認識というか、状況もご理解いただいているかなというところで、今まではそれが秘密とか、隠すとかというような印象になってしまったというような反省も踏まえて、どこかのフェーズでお示ししていくように、もしくは相談という形が適正かどうかは分かりませんが、情報共有はしていくことが必要かなと思いますが、現時点では先ほどの答弁繰り返になります。令和6年度に今のところに向けて模索しているというようになるところになります。それが非現実的であるのではないかという指摘も踏まえて、ある時期にお示ししていきたいなというふうに考えているところです。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） ですから、お示しするときは全て決まっていなとお示しできないのではないですかと言っているのです。それは業者もオーケー、村もオーケーと。その設計は、どこでどう

いう注文に応じたのだと。そこが問題ですよと先ほど来言っているのです。

決まったとき、お示しするときは、これは業者との話合いがつかなければ、私はこういうつもりですというだけでは話には行かない。だから、あらかじめ決まってしまうと、実際に業者と。それで、それを受けて物は言いようで、私はこういうつもりですという言い方はできます。可能です。それで、ちゃんとあなた方の議会が承認いただいたように、7億円なら7億円で発注できましたよと、こういうお膳立てになろうかと思うのです。だけれども、そのお膳立ての議会に知らせるためには、7億円がどうしても出来上がったのかと、ここが問題なのです。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） すみません。先ほどの答弁の中でちょっとあっち行ったりこっち行ったりしてしまって分かりにくかったなというところで、今の再質問になったかと思うのですが、全てが決まった時点でお示しするというのは、もう今の時点で全て決めることの前の段階、課長が先ほど説明したとおりで、どういうところでどこまで、それはちょっと以前の議員さんとのお話の中で少しお話しさせてもらいましたが、どういう方針で行くのか。例えば方針を一気に変えるとなると、これまでやってきたことに関しての責任も出てくるので、その辺りも踏まえて、業者さんと決まったとかという前の段階、こういう方針でこういうふうには業者さんを探していきたいよとかというふうな段階でご相談、お示しできたらなというふうにご考えております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） ですから、それをやってきたのではないですか。こういうことでやりますよと。やったら誰も来なかったと。それをやってきたのでしょう、今日まで。そうしたら誰も来なかったと。

お示しをするもしないも、話をつけなかったらお示しできないのではないかとというのはそういう意味なのです。だって、こちらのほうで準備して、こういうことでやりましょう、いかがですかと。金額は幾らだか分かりません。そのときには話がついていなければ、提示、提案できないのではないですか、これから先は。それができるのだったら、今までにできていたはずですよ。業者も来たはずですよ。今まで自分たちが努力して、それで積算して、それで発注、入札を案内したと。そうしたら、応札者も誰もいませんでした。これからは推して知るべしなので、これからは何か頼りになりそうな業者を探すしかないと思う。いらっしゃいではなくて。同じことをやったらわけが分からない。例えば7億なら7億です。仮に設定して、予算を。議会の承認を取って。それで、入札にかけたら誰も来なかったということもあり得るわけだ。それはもうできないのではないですか。そんなことをやったら、いつそれこそ6年度に完成するのだから、いつ完成するのだから、わけが分からない。

〔「ちょっと休憩」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 休憩しますか。

では、5分間休憩をいたします。

（休憩 午後 2時02分）

（再開 午後 2時47分）

○議長（寺田 優君） それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

答弁のほうからお願いいたします。

菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君） 先ほどご質問いただきました焼却場についてでございますが、大変ごもつともな焼却場の整備につきましているいろいろ進んでいないことにつきましてご懸念ですとかご不安を与えていると、そういったことは重々認識しております。

その一方で、なかなか地理的なものですとか、施設の特殊性もあって、なかなかかはかばかしく進まないというところもあるのも事実でございます、先ほど村長からもご答弁ございましたとおり、そういった趣旨も踏まえ、早期の再調達に向けて情報収集を重ねていきたいと思っております。その間ですけれども、先ほど申し上げましたが、早期に整備していきたいという思いもある一方で、特殊性もあってなかなか難しいところもあります。ただ、そういったところでその間、村民の皆様のご生活に影響を与えないように、今の現有施設を適宜必要な改修を重ねながら運用していきたいと思っております。このことにつきまして、議員の皆様、もしくは住民の皆様、ご協力とご理解を頂戴したいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 今の副村長の答弁で了としますが、1点だけやはり時期的な問題があるわけで、村長は6年度供用開始についてもまだ不明というような意味合いの答弁をされているわけですが、その辺も早々に明らかにできるならば明らかにして、今年度は、今年度といたしますか、6年度供用開始は無理で、繰り越すというなら繰り越すということを、いつまでもだらだら引っ張って、おのずとしてタイムリミットというのは工期の関係で来るわけですから、その辺も留意して対応して取り組んでいていただきたいと思うのです。

それで、その辺も大体結論的に6年度供用開始はこの時点でちょっと厳しい、取り下げるというのであれば、その辺もいち早く申し述べて、答弁というか、決めていただいて、それで議会にも少なくとも12月の議会ぐらいまではまだ3か月ほどありますけれども、12月4回議会までには供用開始が6年度に可能か否かということが分かるように努力をしていただきたいと思っております。なお分か

らぬという、その時点でもまだ分からぬというのは、あとは常識的に駄目だよとか何とか、住民さん判断するでしょうけれども、遅くとも12月頃までには結論を出して、予算のほうは、事業費のほうはまだ未定ということもあるかもしれませんが、いずれにしても工期の関係、工期とか、供用開始の問題を含めて、12月の定例辺りではしっかりとした対応をはっきりできるように期待したいと思うのです。不可能なら不可能でそれはそれで構いませんけれども。

以上で質問を終わります。一応言葉は頂けますか。12月のところまでと具体的に述べましたので。無理なら別にいいです。

○議長（寺田 優君） 菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君） 可能な限り、ちょっと12月かどうかというところはなかなか明言できるところは難しいですけれども、我々としても先ほど申し上げたとおり、早期に整備したいと思っております。その一方で、予算のほうも確定しなければいけないということもございますので、可能な限り早めにそこら辺は確定したいなと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田 優君） それでは、笹岡議員の質問の次に、石野議員からの質問をお受けいたします。石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） それでは、質問させていただきます。

オフグリッド型トレーラーハウスの実証実験の状況について。4月からの入居がならず、6月からの入居となり、2か月分のデータが取得完了した旨の報告がありました。それに伴い、以下の点について質問いたします。

- 1、システムに対応が必要な事象とは具体的にどのような事象で、原因は何ですか。
- 2、1の事象に対して、具体的対応と費用についてご説明ください。
- 3、2か月分のデータとシミュレーション値を比較して、実測結果を説明ください。

4、今年度末までの実証実験データを基に、建設予定地施設に利島の環境にも合った水循環システムを導入していく予定とありますが、この実証実験の開始とともに、他方では住宅建設予定地に擁壁工事が開始され、具体的に準備が進んでいる状況にあると思います。私も住宅建設自体に反対するものではありません。6月議会においては、結果を踏まえて今後建設する住宅に太陽光パネル、水循環システムの導入を検討するとありました。導入する上で発電量であったり、水の循環効率であったりといった判断項目の基準を設けているはずですので、それについてご説明ください。

これ全部やるのですか。

○議長（寺田 優君） 1個ずつやりましょう。

○4番（石野 治君） では、これをお願いします。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 石野議員のご質問にお答えします。

まず最初、1つ目のシステムに対応が必要な事象についてでございますが、暑さによりインフラを管理しているキューブ内の温度が上昇してしまいまして、一時的な停電が発生し、水循環システムが停止しました。

2のこの事象に対しての対応と費用についてですが、インフラキューブ内にクーラーを設置しまして、室内温度を制御しております。費用については、実証実験期間中であるためかかっておりません。

3番目の2か月分のデータとシミュレーション値の比較についてでございますが、現状水循環システムは種水である雨水のみで運用できております。太陽光発電については、曇天が多かった6月についても総電力使用量の約89%を太陽光発電で賄っております。

4番目についてですが、基準値等のご質問ですが、住宅への導入に当たっての基準値でございますが、太陽光発電については水循環システムに必要な電力を100%賄えるか、水循環システムについては雨水を種水として、100%の供給が可能かという基準を設けて、今データを取得しているところでございます。現時での結果ですが、太陽光発電で水循環システムの電力はほぼ賄っております。水についても、降雨の少なかった梅雨明け以降でも雨水のみで対応できている状況でございます。以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） キューブを取り替えたというのだけれども、このキューブとは何ですか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） キューブは1個の箱、今4つ並んでいるのですけれども、そのうちの1つを意味しております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） その箱を取り替えたのですか。箱ではなかったか。キューブを取り替えたという話だったのですけれども。違う。キューブをどうしたのですか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 石野議員のご質問にお答えします。

キューブは取り替えておりません。取り替えたというのは一言も申し上げていないと思います。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

[4番（石野 治君）登壇]

○4番（石野 治君） 高温のところにエアコンを設置した。機械室が高温になったのですか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

[総務課主幹（隅 智孝君）登壇]

○総務課主幹（隅 智孝君） 石野議員のご質問にお答えします。

先ほど申し上げたとおり、キューブの中にエアコンを設置しておりますので、ご認識いただいているとおりにかと思えます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

[4番（石野 治君）登壇]

○4番（石野 治君） 費用はどれぐらいかかったのですか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

[総務課主幹（隅 智孝君）登壇]

○総務課主幹（隅 智孝君） 石野議員のご質問にお答えします。

費用に関しても先ほど申し上げましたが、かかっておりません。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

[4番（石野 治君）登壇]

○4番（石野 治君） 3番の2か月分のデータとシミュレーション値を比較して、実測結果をご説明ください。これはどうだった。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

[総務課主幹（隅 智孝君）登壇]

○総務課主幹（隅 智孝君） 石野議員のご質問にお答えします。

先ほどもお答えさせていただいたのですが、現状水循環システムは種水である雨水のみで運用できております。太陽光発電については曇天が多かった6月についても、総電力使用量の約89%を太陽光発電で賄っております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

[4番（石野 治君）登壇]

○4番（石野 治君） 6月議会において、結果を踏まえて今後建設する住宅に太陽光パネル、水循

環システムの導入を検討するとありました。これ導入する上で発電量であったり、水の循環効率であったりといった判断項目と基準値を設けているはずですので、それについてご説明ください。すみません。もう一度お願いします。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 石野議員のご質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、住宅導入に当たっての基準値でございますが、太陽光発電については水循環システムに必要な電力を100%賄えるかどうか。水循環システムについては、雨水を種水として100%の供給が可能かどうかとしております。繰り返しになりますけれども、現時点での結果ですけれども、太陽光発電で水循環システムの電力はほぼ賄えております。水についても、降雨の少なかった梅雨明け時期以降でも雨水のみで対応できている状況でございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 東京宝島サステナブル・アイランド創造事業について。

7月4日、事業構想が承認を受けたとあります。4事業について質問します。当初利島村から出された各事業の構想概要についてご説明ください。

審査会時の都からの意見はどのようなものだったのですか。

3、各事業の事業者とは誰で、意見交換をしたとする内容は何かですか。

4、9月議会開催時には、提出済みとされる各事業内容について、予算、スケジュールについて説明してください。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 石野議員のご質問にお答えします。

1つ目の当初の利島村から出された各事業の概要についてでございますが、事業4つございまして、1つ目がサステナブル住宅建設事業というところで、太陽光発電及び利島に合った水循環システム等を整備したサステナブルな住宅を建設するというものでございます。

2つ目の農業振興事業に関しては、椿農業について現状ほとんど廃棄している副産物に付加価値をつけて、椿農業の活性化を図るというものでございます。

3つ目の漁業振興に関しては、エビ、サザエの不良が続く中で、新たな漁法への対応が必要となっている状況を鑑みまして、特産品の開発等を行い、漁業の活性化を図るとしております。

4つ目の公園改修事業でございますが、子育てのしやすい環境づくりを目的に、老朽化や利用頻度の少ないなかよし公園や、南ヶ山園地の改修を行い、島への愛着醸成による定住促進及び関係人

口の発掘、育成を図るといったものが事業構想になってございます。

2つ目の審査会時の都からの意見についてでございますが、外部の審査員の方からの意見で、公民競争を実現するために民間事業者の力を最大限活用しつつ、役場も主体的に取り組むこと。利島の発展に貢献してくれる人材を呼び込むために、移住した場合の具体的なイメージが湧くような情報発信や、移住先としての一層の魅力を遡及していくことといったご意見を賜りました。

3つ目の各事業者とは誰かというところでございますが、農協、漁協、あとは連携予定の大学や企業になります。各事業の取組内容の確認と進め方等を意見交換してございます。

4つ目の9月議会開催時に提出済みの事業計画についてでございますが、これ現時点での想定というか、予定でございますが、1つ目のサステナブル住宅建設事業に関しては現状2.1億円を考えてございます。スケジュール的には、令和5年度、本年度は土木、建物の設計とか行いまして、可能であれば宅地の造成とか擁壁工事に着手できればいいかなと考えているところです。令和6年より宅地造成、擁壁工事後に建築施工をし、7年度末までに完成ができればいいかなと考えているところでございます。

農業振興に関しては、現在0.3億円を考えておりまして、令和5年度、成分分析を開始し、令和6年、成分分析を計算しつつ、商品の試作等を行い、令和7年度も引き続き成分分析と商品試作を行いつつ、商品の展開の手法等を検討していければと考えております。

3つ目の漁業振興事業に関しては、現在1.1億円を考えておりまして、令和5年、6年度に新たな漁法や鮮度保持技術の検討、特産品の開発を行えればと考えております。令和7年度に関しては、販路の形成や必要であれば設備導入等を考えているところでございます。

最後、公園改修事業に関しては、今現在1.5億円を考えております。令和5年度、本年度に関しては事業の構想、計画、基盤整備計画の作成とか、あとはいろいろワークショップとかもやろうと思っているので、その企画運営等ができればと考えております。令和6年度に関しては、なかよし公園、南ヶ山園地の設計と改修工事と、引き続きワークショップの企画運営等を考えていければと思っています。令和7年度に関しては、南ヶ山園地の設計と改修工事、公園を活用したイベント等を実施できればと考えております。以上が現時点での計画となります。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 次が、3C区市町村包括補助事業について。

7月26日に審査会を経て内示を受け、現在基本計画、基本設計等を作成、検討を開始したとあります。本事業について質問いたします。

1、審査会に提出した事業計画について説明を求めます。

2、事業計画を作成するに当たり、年間の利用人数やランニングコスト、将来的な人口の推移に

よるそれらの変化等を想定されたかと思えます。どのような人が何人程度利用すると予想しているのか、完成直後から中長期的範囲まで説明してください。

3、従前の説明からも、本事業が子供と子育て世代を利用対象としたものだという事は明らかです。地域の宝物である子供たちを豊かに育む環境づくりは重要だと私も思います。しかし、住民の中には執行部の説明を受けて、高齢者は利用してはいけない施設だと認識している方もいます。これまでの説明は、都が打ち出すコミュニティー、居場所という観点からは、異年齢間の交流を阻害し、閉鎖的な空間であるという印象を持たれてしまう可能性があります。そういった意図がないのであれば、その点について説明していただければと思います。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 石野議員のご質問にお答えします。

審査会に提出した事業計画についてでございますが、現在残っている母屋というか、古民家に関しては、コワーキングスペースを兼ね備えた人材交流拠点にしようと考えています。その横に乳幼児が遊べるスペース、学生が集中して勉強できるスペース、複数の子供に塾のような形で勉強を教えることができるようなスペースを備えた二階建ての施設を建設する予定でございます。1段下の敷地に関しては、子供たちが体を動かして遊べて、かつデジタル体験なんかもできるような施設を建設する事業として提出しております。

2つ目の事業計画を作成するに当たり、利用人数等々に関してでございますが、利用人数は中長期的に年間2,300人、うち島外利用者は大体460人を目標としております。

3番目のご質問、施設利用の範囲というところでございますけれども、本事業は子供、居場所、長寿の3つのうちの補助メニューの中の子供と居場所の補助を活用して実施しております。子供に関わる補助を活用している施設については主体が子供になりますけれども、子供以外の方は利用してはいけないという運用は考えておりません。特に居場所に関わる補助を活用してリノベーションする施設については、多様な人材との交流を考えているので、全世代でご利用いただけるような施設になります。この辺ちょっと誤解を招かないように、周知する際、住民の皆様にもきちんと周知できればと考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 次は、教育委員会、中学生のオーストラリア派遣について。

利島村の有意義な取組であり、問題がないようであれば今後も継続するために、教育長をはじめ諸先生方、保護者の方々のご尽力を賜ればと思っています。その上で質問いたします。

対象年齢を変更した理由をご説明ください。

2、今回は中学3年生の夏休み期間中に実施ということで、高校や企業の説明会が多く開催される時期でもあります。希望連絡先の説明会に参加できないかもしれないといった懸念についてはどうお考えでしょうか。

○議長（寺田 優君） 弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君） 石野議員にお答えいたします。

オーストラリア派遣についてですが、ご認識いただきましたように、私としても利島村の特徴的な取組であるというふうに考えてございます。しかも、小規模だから実施できる取組であるというふうにも理解しているところです。

対象学年について変更した理由についてお尋ねいただきました。もともとご指摘のように、中学校2年生を対象に本事業を実施していたところでございます。一方で、新型コロナの流行により中学生のオーストラリア派遣、しばらく実施をそもそもしておりませんで、実施は4年ぶりというふうなところを行政報告でご報告をさせていただいたところです。

現在の中学3年生ですけれども、コロナが2020年の初期に発生をいたしまして、様々な行事であったり、イベントだったり、そういったところの縮小にまさに直面してきた世代なのだと思います。そういった観点から、オーストラリア派遣の機会、とても重要ではないか。つまり従来どおり中学校2年生は行けるけれども、3年生はコロナが収まってきたけれども、行けませんというところはいかなるものかなというふうに思いまして、今年度は中学3年生を対象にしたようなところが理由でございます。

少し補足的なお話でありますけれども、私自身も夏休みにオーストラリア留学に行けなかった今の高校生の方々の話を聞く機会もございまして、正直行きたかったのだよというふうなお話もいただきました。そういったところを踏まえても、少し補足的な話になりますが、今年度中学3年生に行ってほしいのだというふうに考えた我々の判断というのは間違っていなかったというふうに思っております。なお、受入れ人数の観点から、どうしても友好村の檜原村の子供さんたちと一緒に行く関係で、どんどん利島村の人数を増やしていくというところも難しかったですので、今年度は中学2年生までを対象に、中学校2年生まで範囲を拡大するというところは今年度は難しかったというふうなところをご理解いただければというふうに思っております。

加えて、次にご質問いただきました進路説明会等、高校の進学が近づいてくる中のイベントとかぶってしまうのではないかとというふうなところですが、本取組については教育委員会の行事で当然でございますけれども、希望する家庭において参加をするものでございます。今年度の日程等々についても一定の理解を得られているというふうなことを認識してございます。正直なかなかこれ以上の、ではどの日程で実施すればよりよかったのかというふうに私として考えてみても、正直これ以上の案というのが思い浮かばないところが正直なところでございまして、例えばこういうふ

うなご指摘があったよみたいな部分、もしありましたらいつでも私のところにお話をいただければというふうにも思っているところでございます。

なお、少し繰り返しではございますが、日程については檜原村の友好村の連携事業として実施をしているところでございますので、必ずしも利島村でこうしたいのだというふうなところが全てかなうわけではないというふうなところは、来年度以降もご理解をいただければというふうに思っております。一方で、ではできることをどういったところかなというふうに考えてみますと、やっぱり来年度の見込みについて早めの情報発信をするとか、その辺りで説明会とかぶるのかかぶらないかのような部分は、参考になるような情報を周知していければいいなというふうに思っております。

なお、直近の話でいくと、このオーストラリア派遣久々の実施でしたが、成果発表の機会として今年度文化祭の日程で何かしらの形で報告ができないかというふうに思っておりますので、議員の先生方もぜひお越しいただければなというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 答弁ありがとうございました。

我が家では、子供たちが中3、高2のとき、夏はとても忙しくてどこの高校へ行こうとか、中学へ行こうと、そういうあれがあったので、ちょっと質問させていただきました。問題がなければそれで結構でございます。どうもありがとうございました。

次は、焼却場の入札不調について。これは2度の不調となっておりますが、1度と間違いましたので、1度に修正してください。不調となった情報を基に質問いたします。今回の入札不調を鑑みて、本日、9月19日までに検討を行ったのか、伺います。

2、予算の増額、建設規模の縮小、現状の計画どおり進行する等、概ねの事業に対する方向性についてご説明ください。

3、現行の焼却施設がいつまで維持できるのか分からない状態だということは、執行部が従前説明されていましたが、その状況で検討猶予がどの程度あるとお考えですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 石野議員のご質問に回答させていただきます。

6月に入札を実施したものの、応札希望者がなかったことから改めて情報収集を行っています。情報の収集途中であり、事業の方向性についてお示しできません。

清掃センターの焼却施設については、主に排煙施設やごみ投入設備において修繕を行っているところです。ただし、施設の老朽化に修繕は追いついていない状況となっております。新施設の運用

開始までのごみ処理を怠らないよう、現施設の必要な修繕を行い、運用していきたいと考えています。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） まだどういう方向になるということは決まっていないのですか。決まっていないというか、計画を変更するとか、そういうことはまだ決まっていないと言ったほうがいいのか、まだ何も考えていないと言ったほうがいいのか分からないのですけれども。縮小する、小型化すると言ったらいいのか、新潟方式にするようなことも考えていますか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

現在については情報収集を行っているというところでございます。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） どのような情報の収集をやっているのですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 先ほどの説明のとおりでございますけれども、内容としてはちょっとあれなのですけれども、今情報を得ているというところでございます。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） この状態のまま、いつ頃までに結論を出さなければいけないと認識しています。来年か再来年か分からないのですけれども。もう6年度の供用は無理だと思うのです。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、必要な情報を得てなるべく早く、いつというところまではお答えできないのですけれども、なるべく早く対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

前田議員。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） それでは、行政報告についての質問なのですが、まず環境建設課長に伺います。

猫の去勢避妊手術で、8月の中旬に23頭手術を実施したというふうになっているのですが、例えば東京辺りの地域猫というのかな、一応野良は野良なのです。地域猫に対する避妊去勢手術をしたという、たしか印をつけるのです。耳をちょっとカットするとか、一目見て手術しているねというのが分かるような状態なのですが、利島の猫は見た感じ分からないのですが、そういう処置はしているのですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 前田議員の質問に回答させていただきます。

雄雌でどちらかというのは決まっているのですが、どっちかすぐには分からないのですが、耳に関してはV字に、去勢避妊手術をさせていただいた猫に関しましては耳をV字にカットしていると、同じことをさせていただいております。

○議長（寺田 優君） 前田議員。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） 私の気がそこまでやっているというのは全然気がつきませんでした。やっていたら、それはそれでいいのですが。

それと、昔、昔というか、10年前、15年前という話になるのでしょうかけれども、当時は処分するという話が一般的だったので、今はあそこで天然記念物のオオミズナギドリといいましたか。あそこで有名な御蔵島、あそこでも今殺処分はできないと。全て捕まえて、避妊去勢手術をするのだと。様子のいいのは、やはり利島でもやっているような譲渡会で譲るようにしていると。誰か里親を見つけて飼ってもらおうというようなことをしていると私も聞いたのですが、まさに利島もどのような感じでやっているということなので、一安心と言えば一安心なのですが、ぜひ続けてほしいし、ある家の前を通るとまだ飼い猫かどうか分からないので、これ一概に言えないのですが、子猫がちよろちよろしているのを見かけるので、避妊去勢手術、ぜひ続けていっていただきたいと思います。

次に、先ほど石野議員が質問していたところなのですが、地域基幹産業の循環化事業、農業振興、漁業振興という部分なのですが、それと島の魅力化向上事業、公園改修事業ということをしていきましたが、その3点についてお聞きしたいのですが、まず農業振興について、椿事業にプラスになる収益を上げていきたいという話は私ももっともだと思うのですが、具体的に何をしたいと。今一部の農家については、椿以外にシドケの出荷をやって、プラスアルファを稼いでいるというのは承知しているのですが、そのシドケ以外にシドケというのを逆に販売市場である東北地方、あそこがもうハウスを作って、出荷時期を利島のシドケに対抗す

るわけではないのでしようけれども、出荷時期を早めると。そういう情報も得ているよという話も聞いているのですけれども、それに代わるもの、重複でもいいのですけれども、そういったものというのは考えられないのかというのが一つと、それが農業です。

漁業振興についてもそうなのですけれども、これも私テレビでたしか見たような、テレビのニュースで見たような気がするのですけれども、例えば小田原漁協、あるいは和歌山漁協とか、和歌山県の何とか漁協というのをやっていたのですけれども、磯焼けというのですか、白華現象、利島も同じですけれども。これが現れるようになって、魚介類が壊滅状態であると。あるいは、カニとかエビとか甲殻類もそうなのでしようけれども。小田原で見たのが、人口の魚礁ではないのですけれども、人工の海藻、これを沈めて、そこで養魚、あるいは生まれたてのエビ、稚魚、稚エビというのか、そこで卵を生ませて、それを収穫するというのをやっていたのですけれども、利島辺りでも同じような白華現象でこのまま放置すればますますひどくなると。ひどいというか、今よりひどくなるということはないのでしようけれども。そういう具体的に魚種を変えるだの何を変えるなんていう言い方もありますけれども、誰がそれをやるのだというのがあるので、というよりも例えば人工の海藻でも植えてみて、どうなるかというのを実際にそれこそテストしてみるとか、同じお金、漁業で1.1億円、農業で3億円とかとさっき言っていました。違う。

〔「農業は0.3」と言う人あり〕

○1番（前田 清君） 0.3。漁業は。

〔「1.1」と言う人あり〕

○1番（前田 清君） 1.1だね。1億円以上のお金をかけるというのであれば、やっぱり何かほかに養殖でも何でもいいのですけれども、世の中に出回っていないようなものを養殖で作ってみるとか、例えば利島で言えばアシタバなんかは産品であるのでしようから、それを餌にして違った味の魚を作ってみるとか、何か変わったものをぜひやっていただきたいと思うのですけれども、これ別に答弁要らないですから。

それともう一つ、島の魅力化向上事業、公園の改修ということなのですけれども、私去年かな、去年の12月か今年の3月かのこの議会の場で、南ヶ山公園のユリの花云々と言った記憶があるのですけれども、例えばそれなんかも魅力化の一つではあると思うのです。と同時に、観光資源の創造、創設という意味合いもあると思うのです。そういったものをやることによって、島の経済とは言いませんけれども、多少なりとも民宿の活性化、あるいは商店の活性化とか、そういったものが図れるのではないかなと思うのですけれども、公園化、あるいはもう一つあるのですけれども、利島には私これ他の島の議員さんから言われたことなのですけれども、利島には祭りはあると言われたのです。あるよと言って、私答えました。何というから、夏の盆踊りだと言ったのです。それが祭りかよという言い方をされまして、例えば伊豆大島だとあれは1月から3月かな、椿祭りとか、八丈島はフリージアとか何があるとか、神津島は何があるとか、いろいろ他の島はあります。そうい

った何とか祭りというのは利島はないのです。私そのときに思ったのが、ほかの議員に答えながら、そう言えばこういうことがあるなと思ったのが、サクユリ。別に利島オリジナルの植物ではないのですけれども、それでも前、他の議員から私聞いた記憶があるのですけれども、神津島のサクユリ、あるいは八丈島のサクユリというのは、利島から球根を送っているのだよということを聞いた記憶があるのですけれども。であれば、そもそも利島オリジナルではないかと。だったら、サクユリのお祭りでもつくったらどうなのだろうと。これ自分で思ったのです。口には出しませんでした。そのときは口には出しませんが、そういった祭りも公園の魅力化の一つになるのかなという意見だけを参考意見として聞いていただければと思うのですけれども。

それと、ほかの議員も幾つか質問されていることなのですから、住宅問題、確かにサステナブル事業として取り組んでいくということで、完成が来年、再来年度、令和7年度の完工を目指すということらしいのですけれども、つい最近学生のインタビューとか100周年の利島にも来ています。その辺のインタビューとか、私たまたま受けたのですけれども、その中で島の人口、今後5年、10年、50年、100年といったかな。100年先なんかは考えられないという言い方はしたのですけれども、5年、10年と見たときに、5年、10年というか、来年、再来年を捉えてもいいのですけれども、移住とかという話も先ほど来出ていましたけれども、人が利島に来ると、あるいはこの事業をやりたいので、人を入れて事業化していきたいといったときに、何が問題なのかといったら住宅なのです。そんな7年度の完成を、施工を目指すなんて悠長なことを言われていられるのかなという気がするのですけれども、いろいろ規格があつてどうのこうのというのはあるのでしょうかけれども、その前に既存の何軒か、多分空き家住宅もあるのではないかなという気がしないでもないのですけれども、あるいはちょっと手を加えれば、ここ住宅になるのではないかというようなところもあるような気がするのですけれども、そういったものを取りあえず、そんな10年も20年もそこに住ませるといわずに、3年あるいは5年でもいいと、取りあえずそこに住んでもらえるような住宅を造っていくというような考えは逆に村長、ありませんか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 前田議員のご質問というか、アドバイス、すごくありがとうございます。

答弁不要とおっしゃられましたけれども、農業と漁業と公園改修に関してちょっとお話しさせていただければと思います。農業振興に関して、椿以外というところのお話があったのですけれども、この事業に関しては椿農家さんの支援というのか、収入をもうちょっと上げたいというところを主に置いておまして、ちょっと具体的にお話しすると、副産物と申し上げたのですけれども、椿油を生成するに当たって出てくるかすとか油性のものが出てくると思うのですけれども、それらの副産物を活用していろいろ商品開発できないかなというところを目指しています。商品開発ができる

ことによって、椿の種の買取り価格が少しでも上がっていただければいいのかなというところを目指していく事業になってございます。

漁業に関して、畜養みたいなお話もあって、実際そういう検討も少し始めているところもあって、魚にするのか、海藻にするのか、いろいろ課題もあるので、この辺については頂いたアドバイスを参考に事業を進められればいいかなと思っております。

あと餌のお話です。アシタバというお話があったのですが、実際いろいろお話ししている中で、漁協さんとかと、あと連携先の企業さんとかとお話ししている中で、そういうアイデアもあって、具体的にもうちょっと幾つかあって、あまりちょっとこの場で言いたくないのです。取られたいないので、アイデアを。一応そういうところも考えております。

公園改修に関してでございますが、ユリの花を南ヶ山園地にというお話もちょっと参考にさせていただこうかなと思っていて、実際にほかの自治体の公園改修、活性化という事業の中で、花を植えて公園をきれいにするというのか、活性化するという事業もあったので、委託を考えている業者さんがそういったこともやっていた業者さんなので、その辺も参考にさせていただきながら進められればと思います。

以上です。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 前田議員のご質問でございますけれども、空き家の話でございますけれども、空き家バンク制度自体、私どもも運用させていただいております、具体的話で今は避けさせていただきますけれども、なかなか住宅、空き家をお貸ししたいという方も正直お話がなくというところがございまして、そちらのほうで今後の対応というところも言われると、どうなのだと聞かれると、すぐにこうですということは申し上げられないのですけれども、そちらのほうのバンクの制度も活用いただきながら、確かにすぐにぽっと行って壊れてしまいますというところに補助金を出すのもどうかという話もまた論議として出てまいらると思うのですけれども、そちらのほうを活用いただきながら進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 前田議員。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） 住民から空き家1軒持っているから、借り上げてくれないかという話は、待っていたら多分出てこないと思うのです。ここはあるのだから、提供してくれないか。それこそ営業活動とは言いませんけれども、そういった積極的な行政としての打って出るという、そういったものも必要になるのではないかなと思うのですけれども。家主が島外にいるとか、いろいろ事情はあるかもしれないのですけれども、それはそれでまた今の世の中、電話もあるし、いろいろあるで

しょうから、連絡手段はあるでしょうから、そういったもうちょっと踏み込んだ対応が僕は必要ではないかなと思いますけれども。別に答弁は結構です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

[4番（石野 治君）登壇]

○4番（石野 治君） これは質問ではありません。

住民から寄せられたものなのですけれども、読みます。他の島でも補助はありますが、住民の負担がない利島はすばらしい。これはワクチン接種です。こうやって金を使ってほしいという声が多く寄せられています。コロナのときも早い対応を住民は喜んでいました。これは役場を褒めてくれる、褒めてくださいという住民からの生の声をお伝えしています。

終わります。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（寺田 優君） ないようですので、行政報告、ちょっと長くなりましたが、ここで終了いたします。

5分間休憩をいたします。

(休憩 午後 3時42分)

(再開 午後 3時54分)

○議長（寺田 優君） それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

◎日程第2 一般質問

○議長（寺田 優君） 次は、日程2、一般質問を行っていきたいと思います。

最初の一般質問は、前田議員にお願いいたします。

前田議員。

[1番（前田 清君）登壇]

○1番（前田 清君） それでは、一般質問に入らせてもらいます。4点ほどございまして、これは全部やってから。

○議長（寺田 優君） これは全部やってください。

○1番（前田 清君） まず、1番目として、カミキリムシに関して。

テレビのニュースで見た、ある地方の有名な桜並木がどんどん枯れているとのこと。その原因がカミキリムシの影響だとあり、このまま放置すればあと数年で桜並木が全滅すると報じられていました。利島でもカミキリムシの被害は深刻であります。椿樹木の数が、桜並木とは桁違いに多数あ

るため、あまり目立たず枯れてなくなるというところまではいきませんが、農家にとっては重大事です。いろいろ調査はされているようですが、いつ結果、結論が出るのでしょうか。早期の対策を望みます。ちなみにこれは違うのかな。クビアカツヤカミキリというのとは違うの、利島のは。違うのか。分かった。

次、2番目、トレーラーハウスの安全性について。昨今の世界的な異常気象の発生状況から、我が国においても想定外という言葉で表せる異常事態が各地で発生しています。そこで、これからの台風シーズンを含め、利島においてもこれまで経験したことのない風が吹くことは容易に想像されます。防風林や防護壁もなく、裸状態で置かれているトレーラーハウスの安全対策についてどのような手が打たれているのか、お聞きします。

3つ目、庁舎内のごみ置場スペースについて。これは、今から2か月ぐらい前に見かけたことをここでは言わせてもらっています。玄関入ってすぐの会計管理室の裏側がごみ置場と化していますが、これは何とかならないのでしょうか。以前庁舎内の雑然とした様子を指摘し、ある程度は整理整頓されていたように見受けましたが、元の木阿弥状態に戻りつつあるのかなと老婆心ながら思います。聞けばごみを置くスペースがなく、仕方ないと言われましたが、裏庭にでも物置を置けば事は解決すると思いますが、いかがでしょうか。来客も多くいらっしゃることを考えれば、10から30万円ほどの物置の投資は無駄ではないと思います。

4番目、浜の駐車場の整備について。東海汽船切符売場横手の駐車場スペースが狭く、不便だという意見が聞かれます。利島離島時に駐車場へ車を置いておく利用者が多く、駐車場の拡充が求められています。今の駐車場は港湾局の管轄だということは承知しておりますが、ちょっと西の空き地への造成はできないでしょうか。五、六台程度が駐車できれば十分だと思います。本栈橋から西栈橋への移動道路の舗装、これはいつか石野議員が一般質問で聞いていた案件ですけれども、舗装も手つかずのようですが、併せてやっていただければありがたいです。

以上です。

○議長（寺田 優君） それでは、答弁を1つずつ、まず1番、カミキリムシに関して。

荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 前田議員のご質問にお答えいたします。

まず、カミキリムシについてですけれども、今議員がご指摘していただいているカミキリムシはヨコヤマヒメカミキリという種類になりまして、令和4年度から大島支庁産業課、島しょ農林水産総合センター大島事業所と協力し、調査を開始しております。調査内容としましては、水盤トラップによる成虫の捕獲調査を継続的に実施し、成虫の大まかな活動時期の把握を進めております。また、圃場に落ちた枝を定期的に収集し、解体して、幼虫数の調査を行っております。ヨコヤマヒメカミキリは、生態などに不明な点が多いということから、生態調査の継続については調査状況に応

じて検討していく予定となっております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 前田議員。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） 私、さっき言ったクビアカツヤカミキリ、多分これも同じ種類だと思うのですが、カミキリムシは成虫になると飛び回るのだ。椿に一般的に止まって、そこに卵を産み付けて、それが幼虫時代は椿の管を通して、何管といったか、木の中。そこをいろいろなところに移動していくらしいのですけれども、当然彼らも生き物ですから、幼虫とはいえ。樹液を飲みながらいろいろと移動して行って、悪さをするというのは枝をかみ落とすという悪さをしていくわけなのですけれども、中にはばかな虫がいて、落とした枝のほうにたまたま入ってしまうというようなばかな虫もいるみたいなのですけれども、それが枝をかみ切る、見方を変えれば剪定という見方もあるのですけれども、それにしても木一本、特に幼木というのですか、まだ若い木、若い椿なんかを見てみると、枝を落とされることによって、そのことによって枯れてしまうということもあるので、早めの対策をとっているのですけれども、古木になると枝の1本や2本落ちてても別にどうってということないというふうに私は感じるのですけれども、特に幼木、若い木に関しての対策を早めに取りてもらえないかと。

よく木の幹にむしろみたいなのを巻いたのを見かけますけれども、あれも一応は虫対策ということらしいのですけれども、それがカミキリムシに対応できるのかというのは全然分かりませんが、それこそ専門家の先生の意見を聞くしかないのです。ただ、見てみると結構な枝が落ちているということなので、ぜひ早めの対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 前田議員のご質問にお答えします。

ちょっと補足なのですけれども、最初に指摘していただいたクビアカツヤカミキリというのは外来種なのです。大きさでいうと大体5センチぐらいだということで、結構サイズ的には大きくて、ヨコヤマヒメカミキリは大体最大でも1.5センチとか2センチいかないぐらいと言われているので、かなり種類としては、同じカミキリムシという種別にはなるのですけれども、カミキリムシ自体が、国内にいるカミキリムシというのは800種から900種ぐらいいるということらしいので、やっぱりヨコヤマヒメカミキリについては以前も椿研究会さんのほうで被害状況とか把握したりとか、こういう習性があるのではないかみたいのが少しまとまったものがありまして、私もそちらのほうは拝見させていただいているのですけれども、実態としては幼虫の期間がどれぐらいあるのかとか、そういったことは正直分かっていないみたいのところもあるので、そういったところで生態、習性

だとか、そういったところを把握していった上で、そういったものがある程度解明してきたところで効果的な対策というところに移っていくのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 次でいいですか。トレーラーハウスの安全性について。

隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 前田議員のご質問にお答えします。

トレーラーハウスの安全性についてでございますが、本事業の実証実験にご協力いただいている入居者の方の安全管理というのは非常に重要であると認識しているところです。設置しているトレーラーハウスなのですけれども、横滑りは風速約55メートル毎秒、転倒に関しては風速約78メートル毎秒まで耐え得る目安のシミュレーション結果となっております。ただ、大型台風への耐性をさらに高めるための対策として、村では総重量約4トン分のコンクリートブロックとトレーラーハウスをつなぎまして、台風対策を行っているところでございます。この対策によって、横滑りは風速約63メートル毎秒、転倒に関しては風速約89メートル毎秒まで耐え得るシミュレーション結果となっております。あくまで目安の数字でございます。

あわせて入居者の方に関しては、ほかの村民と同様に避難情報が発令された際、早期に避難所へ避難していただくようお願いをしているところでございます。これからの台風シーズンを控えて、適切に対策を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田 優君） それでは、次、庁舎内のごみ置場スペースについて。

榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 前田議員のご質問にお答えします。

毎度毎度役場内の美化関係にご質問いただきまして、ありがとうございますというか、申し訳ございませんというかでございます。

段ボールや紙類の資源物については、階段前のスペースを保管場所として現在利用させていただいております。これは、資源物の分別が始まって以来実施しているところでございますが、こちらは村の資源物のリサイクルの取組を村内外へPRするためのものでもございまして、今後もあの場所での分別というか、収集を徹底していきたいと思っております。これ私が担当課長でやっているときに、はしけの広場の下のリサイクルセンターに遠い方たちもいるといったことも踏まえて、住民の方も捨てる場所をというようなお話もいただいていたところで、役場の庁舎ということも含めて検討させていただいて、今の場所を設置させていただいたといったところもございまして。見苦しくないようなところも含めて、整理整頓を心がけるように、私も含めて職員には周知徹底を行って

いきながら、美化に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 前田議員。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） この裏庭に物置を設置するというのは頭がない。今日あたり見ると、確かに整理整頓されているかなというのは見受けられますけれども、私さっき一般質問を述べる前に2か月ぐらい前の話だよということを言ってから質問に入らせてもらったと思うのですけれども、毎日来て見ているわけではないので、いつがどうのこうのとは言いませんけれども、やっぱり保管できる場所があれば、それはそれですっきりするのではないかという気がするのですけれども、そうではないですか。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 前田議員のご質問にお答えします。

前田議員がおっしゃるとおり、ほかに場所を設ければ、そこに置けば問題が解決するといった側面もあるかと思いますが、現時点で私どもの考えとしては、やはり村の分別の取組状況というのは他町村に比べても優れているといったところもございますので、そこをPRする場として捉えていきたいと、実施していきたいと考えております。先ほど議員がおっしゃったとおり、注意をいただければ職員のほうも整理整頓を心がけていくといったことは管理職として今後肝に銘じて、私も含め整理整頓を徹底していきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 浜の駐車場の整備について。

荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 浜の駐車場の整備についてですけれども、駐車スペースの確保については東京都港湾局や大島支所港湾課と相談を行っていくというところです。

以上です。

○議長（寺田 優君） 前田議員。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） ぜひ早期に相談してもらって、広げて、広げるというのはあの場所なので、難しいとは思いますが、場所分かりますね、私言っている西側のというのは、松の木が生えている、ちょっと平らになった場所なので、ぜひいい返事をいただきたいと思っております。

それと、先ほども述べましたけれども、石野議員が前に言っていた本棧橋から西棧橋への通路というか、道路というか。港湾の作業に入っているの、あそこを優先的に舗装するとかというのは

難しいとは思いますが、そっちの舗装も含めて、なるべく早く手を打っていただければと思います。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 前田議員のご質問にお答えします。

栈橋と栈橋をつなぐ道路、臨港道路のことだと思いますけれども、前回か、前々回かの議会でも私のほうから答弁させていただいたのですけれども、本来であると昨年度入札、東京都のほうで入札して、工事を行う予定だったのですけれども、不調になったということで、また今年度入札を行うというふうに聞いております。3か年かけてやるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（寺田 優君） それでは、前田議員の一般質問を終了し、笹岡議員の一般質問に入りたいと思います。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それでは、質問しますが、また例によって1点だけちょっと申し述べて、お伺いしたいことがあります。

休憩中に議長と、それから事務局さんとちょっと伺ってみたのですけれども、皆さんこれ全村民に関係することなので、申し上げますが、私どもがよく集まりを持つのですけれども、若い人たちの意見として出たのが、せっかくユーチューブをやっているのだと。ところが、これを見るといったら大変だと。とてもではないけれども、見てはられない。朝から晩までくっついて。何がどこでいつ出てくるやら分からぬと。これは、行政の皆さんにも受け止めようによっては非常に便利だと思うのですけれども、例規集ではございませんけれども、それとは少し違うと思うのですが、ユーチューバーといいますか、ユーチューブの操作ができる能力が必要なのか、あるいは何らかのそういう関係ソフトでもって操作ができるのか、私なんか分かりませんが、要は項目別にクリックすればぽんと出るということをやってくれれば、村長がよくおっしゃるけれども、私は若い人との交流が非常に多いのだという話を聞きますけれども、その人たちの中でもそういう要望があるのだろうと思うのです。見たいけれども、誰がどういう質問をしたのか、答弁がどうなっているのか、それを探してみるといったら大変だということでは要望があります。

これについてどこに言うか。事務局の問題ばかりでもないと思うのですけれども、どこでお伺いしたらいいのか、ちょっとこれも分かりませんが、費用も分かりませんし、技術者がいるかどうかも分かりません。全て分からぬ、分からぬなりの質問で恐縮なのですけれども、一言で言えば項目別にだっと打ってあって、項目が出るのはしようがないと。例規集なんか項目別、あるいは50音順で出ていますけれども。どちらで取るかなんていうのはちょっと分かりませんが、方法も分かりま

せん。分かりませんが、要は必要と思われる項目をクリックすればぱっと見られると、そういうシステムの取り入れをしてもらいたい。その若い人たちが言うのには、そんなに難しい問題ではないとおっしゃっています。それも私は大変なのか、大変ではないのか分かりませんが。その意味で、費用も幾らかかるか分かりません。近々に、外部発注になるのか、島内といってもそういうできる人に編集作業をしていただければ、これは手っ取り早いと思うのですが、そういうことを含めて検討というか、実施していただきたいと思うのですが、どなたが答弁していただけるのでしょうか。村長が答弁してくれれば一番いいのですけれども。

○議長（寺田 優君） 最初に答弁を求めますか。読んだ後ではなく。

○3番（笹岡壽一君） その前に一言、これだけお伺いして、次に入ります。いきなりの質問で恐縮だろうと思いますが。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

どういったことができるのか、そういったものも含めて今後検討する必要があると思います。予算的なところもございませし、また技術的なこともございませ。そういったところをクリアできれば当然やっていきたいと思ひますけれども、そこについては調べさせていただきたいと思ひております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思ひます。

それでは、本題に入ります。質問に先立ってということで申し上げます。この7月下旬に住民から、議会と行政の在り方について意見が寄せられました。その要旨は、議会を見ていると住民の要望など、議員がよいことを質問しても、近頃の行政はほとんど取り上げない。議員は、議案や住民の意見、要望について話し合っ合意したことは、全議員が質問を持って実行すれば、行政も受け止めざるを得ないのではないか。私と同じ考えの人はほかにも何人もいるという話でした。私は、あなたの考えは、全議員が数回の研修会で大学の教授らから受けた講演の内容と同じです。全議員が改革に賛同して、徳島県のある町議会へ視察に行った経緯を説明すると、そこまで取り組んできななぜやめたのか。議会が変われば、我々も積極的に議員に話ができる。ぜひ改革を実現してほしいとの話でした。

私は、後に何人もいるという話でしたので、後に数人の人にも聞いてみましたが、その全ての人が議員間の話合いは必要だという答えでした。その人たちから聞かれた意見の一部を紹介します。

1つ、3月議会で予算が否決されたときは、議会が一致結束した姿が見られた。あれは偶然ではなく、議員同士が話合いの結果のことと思ひます。

2つ、行政は、今の議会では、議案は議長の手一本で、これは住民さんのおっしゃったとおり書いていますから。表現が適切かどうかは定かではありませんけれども、そういう問題もあろうかと思いますが、いずれにしても議案は議長の手一本で決まることが分かっている、議長との話し合いを重視して、議会に対する緊張感が薄れている。

3つ、議会改革の取組をやめたのは、予算が否決されたことで議員同士の話し合いを恐れた有力な人物から圧力があつたのではないか。これについては実名が上がっています。私があえて有力な人物としました。

今の役場には住民の声が届かない。住民の意見や要望の実現に努めるのが議員の役目と思うが、今の議会は村長の言いなりで、それも期待できない。

5つ、議会は村長の下請会社ではない。住民が頼れる、住民代表の議員として、現実に村政を動かせる、力のある議会であってほしい。

その他幾つかありましたが、私は全体として住民の皆さんの意見を重く受け止めて、期待に応えられる議会改革に努力していきたいと考えています。

以上、長く述べた関係で、今議会では従来からの住民の要望事項の一部は簡潔に、要点のみ質問します。各要望事項の詳細は、従来と変わりません。

島外診療の際の旅費助成です。年齢と所得制限を設けた助成では、家族構成や家族環境によっては実用に合わない措置となります。従来どおり一律に助成するよう、要綱の改正を求めます。これは、再質問で少し補足します。

それから、奨学金返済額の2分の1を免除。前議会で弟子丸教育長には、教育費に係る経済的負担について、極めて理解ある認識を披瀝していただきました。村長におかれては、教育長の理解ある認識を受け止めていただいて、返済額の減免に尽力を求めます。年額80万円程度の歳出です。

次に、村の旅費規定の見直し。住民から、村は金がないとか、経費の節約を図ると言いながら、宿泊の定額支給は今の時代にはなじまない。上限額を定めて、実費精算に改めるべきだとの意見があります。他の住民も、船舶も島民割引の特2等料金を上限額とした実費精算に改めたらよいと言います。速やかな改定を求めます。

次に、椿林の放置林対策です。農協は、油の集荷量の減少を心配していますが、最大の要因は放置林の増加と、これに並行するかのような状況下での生産従事者の減少と高齢化があります。この10年余の村の取組を顧みると、構想はいろいろ述べてきたものの、実態は何も変わらず、前田議員が指摘していた模索状況が続いています。こうした状況下であって、農協は椿林整備施策を講じています。村は、それを横目で見ているのではなく、協働して、一緒になってということです。連携して、具体的施策を講じることを求めます。例えば前田議員が若い漁業者の協力を得たらどうかとの提案に、漁業協同組合法を盾に拒否していました。私は、個々の漁業者がいかなる仕事に従事しようが、同法にも組合定款にも全く関係がないと考えます。再考を求めます。

なお、これによる事業の参加資格者は、何も漁業者に限らず、希望者を対象とします。住民の中には、これは別項ですが、猛暑の中での下草刈りは厳しい。将来の世代を考慮した新産業の導入を考える必要があるとの提案があります。検討を求めます。この件については、同じような話を村長自身から聞いた覚えがあるのです、似たようなことを。そういうことです。

それから、公営住宅の修理と入居申込み。持ち家に住む住民から、村は住宅居住人からの修理依頼に誠意を持って速やかに対応すべきだとの意見があります。対応の善処を求めます。他の住民からは、7月4日付の一般住宅入居者の募集に関して、これは募集についてということになっていますが、に関して規定にある入居期間が15日間では短過ぎて実用に合わない。見直しを求めるとの要望があります。検討を求めます。

委託事業の在り方の検討。先般、最低賃金も、これは全国的にですが、東京を含めてです。賃金も上がりました。それ以前の本村では、物価上昇分だけでも検討すると言っていました。検討済みでしたら、年度途中であっても補正措置を求めます。

金属探知機の活用。テレビ放送でリチウムイオン、「イオン」が抜けた。分かりますな。リチウム電池の圧縮衝撃による焼却施設内での火災が発生して、大がかりな修復に多額な費用を余儀なくされた多くの事例を紹介していました。6月議会で石野議員の爆発性のある危険物を除去するための金属探知機の導入を求める質問に、村は機器等を整備すれば、運転やそのメンテナンスに費用がかかると述べて拒絶しています。本事案は、議員全員協議会でも再三話題になっている案件でして、大がかりな施設の設置を想定している事案ではありません。数千円から、高くても数万円程度の機器を手動操作するもので、例えば我が島においてはヘリポートなんかいい例です。するもので、運転やメンテナンスの費用を心配するほどの施設ではありません。現実に炉内での爆発で破損していることですから、新規焼却施設の運用に当たっての対応を求めます。

生ごみ処理です。これは再三石野議員が出てきて恐縮ですが、許可は特に取っていないのですけれども。石野議員の生ごみに関する質問に、村は再資源化を考えていると答弁している一方で、堆肥の配布はしないという答弁は施策の矛盾があります。当初は、生ごみは分解してなくなると説明していました。分解したものが堆肥になるはずもなく、再資源活用との論は成り立ちません。ところが、現実の事態は、分割が遅く、これら一連の答弁は整合性に欠けています。生ごみ処理策の具体的な見直しが必要ではありませんか。この質問原稿を読まれた住民から、疑問と要望があります。答弁を求めます。

1つ、村が回収して腐敗した生ごみの埋立ては合法か。これは、その前にそもそも生ごみは一般廃棄物ですか、あるいは産業廃棄物ですかという私に質問がありましたけれども、私は生ごみ自体は一般だということを申し上げましたらば、こういう質問です。

2つ、3年たてばなくなると言ったのは、人の受け売り話を説明したのか。

3、回収バケツに表示されるEM堆肥化を事業として実施を求めると、これは要望です。

それから、最後になります。千葉県のある村の村長の話によると、数年前には70万円ほどだったふるさと納税額が、今では十数億円になっているといいます。返礼品や手数料の経費は不明ですが、それにしても大きな自主財源です。返礼品費用が大きいことに関しては、その利益は住民が受けることにすれば、二重の経済効果が生まれてきます。村と業者といいますか、当該者です。住民です。生まれてきます。返礼品の商品や商品券の発送実務は、受益当事者扱いにすれば、村の実務負担は相当軽減されます。検討されてはいかがですか。

以上をもちまして一般質問を終わります。なお、答弁の在り方によっては再質問をいたします。以上です。

○議長（寺田 優君） それでは、一問ずつ答弁をお願いいたします。

島外診療の際の旅費助成について、榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員の一般質問について回答させていただきます。

島外診療の際の旅費への助成についてでございます。本村では、診療所において幅広い疾病に対し、一般的な医療を受けることができる環境にございますが、他方高度な医療を必要とする場合など、専門的な医療に関しては、やはり本土の医療機関を受診する必要がございます。費用と時間を要するため、交通費等助成を継続していくことが極めて重要だと我々執行部も考えております。

また、低所得者ではより負担が大きくなっているといったのが現状と認識しております。本村では、特に低所得者の高齢者に対して手厚く補助を行うことを方針として示しておりまして、現時点で一律の補助は考えていないといったところでございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 何でそういう答弁をされたのか、私は理解に苦しむ。

私は、診療所はどのと質問していないのです。あえて申し述べれば、何も診療所がどの、対応がどうだとか、あるいは設備がどうだとかいうことは私自身は認識していません。現状で満足とは言わないけれども。例えば財政的にも人的にも無理なのです。以前にも質問しましたけれども、例えばMRIを入れるとか、CTを入れるとか、あるいは最も大きな問題は、今のところ本村では幸いにして患者さんがいませんけれども、人工透析やるなんていうのはただの医師では駄目なのです、資格を持たないと。設備も大変、人的にも大変という状況があるのだけれども、いずれにしても診療所の問題を論じているのではないのです。

そこでの話なのですけれども、高齢者で低所得者というのは、改めて伺いますけれども、どういう人が該当しますか。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

65歳以上で年金収入がいてみれば120万円、今でいきますと130万円だから10万円のあれがありますが、130万円以下の方、非課税の方です。住民税非課税の方になります。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 配偶、あるいは扶養の関係にある人はどうなります。条例でどういう対応になっています。条例だか要綱だか分かりませんが。要綱のようだけれども。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 要綱の規定でいきますと、住民税の非課税に関しては、本人が非課税の方は対象となっていると、対象となっているという言い方がごめんなさい。大変あれです。一番補助というか、助成率の高いというのですか、1万円助成と、従来よりも3,000円上乗せしたというのは、該当の方が65歳以上で住民税が非課税であるならば、配偶者の方が課税であろうと何だろうと助成するということになっています。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 私は、質問で家庭環境によって、分かりやすく言えば問題があると指摘したのは、世帯主は例えば年収800万なり1,000万あると。その配偶者は所得が全くないと、あるいは扶養者は。高齢者を扶養していると。しかし、その父親なり母親なり、あるいは配偶者、妻なり、妻でも夫でも同じですけども、この人たちは収入はないのだと。これは、高齢者のいわゆる非課税であるから、この世帯の人はそれらしく1万円なら1万円、あるいは1万5,000円なら1万5,000円と、この支給を受けると。ただし、世帯主本人は高所得者であっても低所得者ではないから、70歳であろうが、80歳であろうが、この人はもちろん対象にならぬですな。この人は7,000円、もしくは1万円です。宿泊費用が。

私は、家族構成、家族環境によっては問題があるのだよと、これは。不合理性がありますよと。ついでに言わせてもらいます。そうかと思うと、公務員は外なのです。適用外。無条件で。そうかと思うと、世帯主が今言ったようにもう一回言いますけれども、ここ大事なので。ご理解いただくために。高額所得者であると。しかし、配偶にある者、扶養にある者、この人は無収入であると。年金もない人もいるかもしれません。この人は対象になると。これを要とすると。高齢者に厚く、低所得者に厚くと。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

制度を見直す上で、利島の住民の方の所得状況等々を考慮して、本制度を設計し直したといったところがございます。ここでこのお話をするのは適切かどうかといったところはございますけれども、基本的に利島の住民の方でいきますと、高齢者の方とそれ以外というのですか、ご家族構成の中でやっぱり昔から隠居と大家の制度があるといったところで、世帯分離をしている方が非常に多いといったところで、働き世代の方と高齢者の方が一緒に同じ世帯にいるといったことを見受けることが少ないというようなところも考慮しまして、本制度を再構築させていただいたというか、手の届かないところといいますか、所得のない方に対してはやはり医療費のほうはどうしても島外に行く分に負担がかかるといったところで、3,000円上乗せさせていただいているといったところがございます。公務員に対して言いますと、やはり今まで7,000円の補助があったところをゼロにしたといったところで、制度の見直しの中でやはり所得の再分配といいますか、補助の見直しの仕方等、やはり高齢者でかつ低所得者の方、本人の所得だけで見ていますけれども、の方と、またあと付添い等々に必要なところといったところで、補助を拡充する上ではどこか補助を削減せざるを得ないといったところも考慮して制度設計を行っております。

以上でございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） この問題点の最大の議会の弱点が審議権がないということなのです。何と決められても文句も言いようもないと。あとは予算です。それを前提に含んで、村が決めた要綱にはタッチできないのを含んで質問しているわけですが、それをご承知おきいただきたいと思っておりますけれども、知らずして質問しているわけではありません。

本来ならば審議権がないのだから、質問権もないと、こういうことになると思います。ところが、一般質問で行政に対する全てが質問できますから、その自治体の。その観点から質問していますけれども、あまりにも矛盾が過ぎると、施策が。例えばいないからと言いますけれども、いたらどうするのだと、これは。いる可能性が現実にあるわけです。対象があるかないかではなくて、そこで議論したり、政策を立てるのではなくて、あり得ることだと、これは。そうすると、ここに矛盾が出てくる。仮に今ゼロだと、そういう対象者はいないのだと。しかし、今度対象者が出てきたとき、あらこれはおかしいと直したら、これまた変なものなのだ。今までそれでよしとしてきたのに、ある対象者が出てきたらにわかに修正すると。これは、それこそ立法の趣旨からしてもおかしいものなのです、その人に合わせるというのは。

我々議会として、ある条例提案があると、あるいは修正条例案が提案された。しかし、本村にはその該当者はいないということが客観的に見て、将来を見込んであり得ない、ないだろうという想定がつけばいいのではないですかということもあり得ます。本村には全く関係ない改正だと。た

だ、建前上国の法律、あるいは都条例の改正によって出てきたというものであればです。だが、今の事案は違う。少しというか、全然。公務員の問題については後にまた少し触れますけれども、取りあえず高齢者、低所得者、これは村長になると思うのですが、所管課長の答弁の範疇を超えるかもしれませんけれども、これはやっぱり私は正すべきだと思うのです。だったら、特別な条項を設けるとか。世帯主はこうである場合、こうであるぞよと。それもまたへんてこでしょう。だから、私は一律支給でなければ、こういう手合いのものというのはいくらでも支給でなければ矛盾が生じるのだと。実態と制度とが整合しない。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問というか、ご意見に対してお答え申し上げます。

やはり先ほど来の繰り返しになってしまうところではございますが、いかに制度を拡充していくかといったところの話の中で、やはり高齢者で、しかも低所得者の方には手厚い補助を行うべきであろうというような判断の下実施しており、議員のおっしゃられるように、所得制限について全対象者に所得の制限を設けるとか、いろんな方策を考えている中、そういった中で一律に幾らというようなところも当然考えられるところではございますけれども、やはり先ほど来申しているとおり、7,000円からいかにプラスで拡充していくかといったところは、高齢者かつ低所得者へ拡充に重きを置くべきだという判断の下、実施しているところでございます。従来を下げているのは、確かに公務員のところだけといったところではございますので、その点をご承知おきください。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 高齢者を手厚くというのは結構なのです。そこだけ取れば。矛盾は感じませんかと言っているのです。配偶者、扶養者、これが高齢者でほとんど収入ないと。しかし、その世帯主は配偶者を抱えている納税者、扶養者を抱えている納税者、この人は高額所得者であると。にもかかわらず、その場合は適用するのだと。その場合でも。収入がなければ。あるわけないのです、そういう人たちは。まして高齢で、ほとんど仕事からも離れている。65歳以上でも仕事をしている人はもちろんいるでしょうけれども。それを低所得者と、一般社会常識的にそういう位置づけをするのかということです。全ての制度で。国の法律に基づいて、それは低所得者になっていますか。例えば生活保護でいけば、生活保護の対象者になるかということです。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

生活保護者のお話云々というのはちょっと私はご答弁できるところではございませんので、お答えを差し控えさせていただきますけれども、本村のこの島外通院医療費助成については、主に一般

的な考え方でいきますと、介護保険法の第5段階の所得段階の方というのが念頭に置かれて、一つの区切りとさせていただいているといったところで、どういった方が該当するのかということは、当然1号被保険者の65歳以上の住民税非課税者で年金収入が120万円、今でいくと130万円以下の方というようなところを想定して、やはりその方というのは当然介護保険法とか、そういったほかの法律等々でも保険料のほうをある程度軽減されていたり、そこが基準になっていたりといったところでございますので、その方たちを補助の重きに置いているといったところでございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 税法上でも控除対象配偶者、あるいは控除対象扶養者、この人たちは納税の義務はないです。控除されていながら。配偶者控除を受けていながら納税するなんてあり得ない。それをもって、しかし先ほど私生活保護と言いましたけれども、そうしたら生活保護は関係ない、それはもちろん関係ないです。関係ないけれども、制度としたときにそういう認識というのは持つべきではないですか、矛盾しているというのは。確かにそれだけ取り上げれば低所得者です。収入がないから扶養控除ができるのです。収入がないから配偶者控除ができるのです。配偶者が65歳でも200万、300万あったら、これ控除対象になりません。配偶者控除はできない、こんなにあったら。扶養控除もそうです。本来扶養者ですといっても、扶養はしているかもしれぬけれども、扶養者が、配偶者のほうが分かりやすいけれども、配偶者が500万、600万の収入があったら、配偶者控除なんかできません。税法係はどなたですか、ちょっと調べてください。税務係は。その矛盾を言っているのです。低所得者、低所得者、厚くする、厚くするというのは。本当に生活に困った人というのは、あなた方の概念にあるのではないですか。それはそのとおり。しかし、この概念からずれているということです、この概念が。認識が。

本人は収入ない。しかし、納税者、主人といいますか、世帯主は高額の所得がある。配偶者には一銭も収入がない。あるいは年金が百二、三十万あってもそれはいいです。これはどうしたらいいのか。こればかりやっているわけにもいかぬのだが、一つは冒頭述べたように、始末が悪いのが、これが要綱だということなのです。私は条例なら反対します。だから、そういうことを。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問、ご提案に対するの答弁となりますが、住民課で検討していく中で、先ほどの笹岡議員のお言葉をお借りすると、配偶者の所得があった場合には、従来の7,000円でもいいではないかというような検討も確かにありましたといったところでございます。

〔「そんなことは言ってない。何で話をすり替える」と言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 所得者、配偶者の方に所得があった場合どうなのだというお話があったので、その質問の回答……

〔「それは対象にならないでしょう」と言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 今回対象になっています。65歳以上であれば、配偶者の方のというのは。

〔「600万あっても700万あっても対象になるの」と言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 1万円のあれになっています。配偶者の方の所得ではなくて、実際に医療を島外通院に行った方のあくまでも課税非課税について言及していますので。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 今何を答弁したか分かっているのかな。だって、あなた方は65歳以上の低所得者と言っているのだよ。その低所得者は私聞いたのだ、幾らかと。低所得者というのは。そうしたら年金だけでも百二、三十万だと言っているわけでしょう。この人が対象だと言っているのではないですか。ところが、今の話は、配偶者でも600万あっても対象になりますと。言葉尻を取るわけではないけれども。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問というか、に私の言葉が足らなかったのかなのですけれども、配偶者というか、世帯主の方が650万の収入でも所得でもいいのですけれども、あった場合には、その世帯主の方が島外の医療機関にかかった場合については、従来どおりの7,000円の助成を行うと、宿泊していなければ。

では、仮に配偶者の方、世帯主ではなくて、配偶者の方が年金しかもらっていない方であるならば、1万円の助成を行いますというようなところがございます。というのは私も理解しているつもりですというか、制度を理解されていると思っていますけれども。

その一方で、議論の中で、ではその議員の一律のというお話を受けての私の答弁になるのですけれども、650万とか、世帯主の方が高額所得であった場合は、住民税の非課税、高齢者の方でも非課税の方は、要は7,000円のままだでもいいのではないかというような議論がなされていた中で、やはりそこは配偶者の方の所得に応じてではなく、本人の所得についてでこの制度を運用していこうというような検討がなされたというようなお話をさせていただきたかっただけでございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） ですから聞いているのです。そうなのでしょう。そうなのですよ。だから聞

いているのです。

世帯主の妻は、男女平等ですから、妻でなくても。妻は株だか何だかで、あるいは商売か何かで1,000万の収入があると。これ収入なのですね、ここで言っているのは。所得ではなくて。年金で120万あるというのは、これは収入です。所得になったらゼロだ。年金控除ありますから、基礎控除と。だから、それは別としても、120万というのは収入。その人が、私と言ったほうがいいか。私は収入はゼロだと。私の妻は500万あると、あるいは1,000万あると。収入が。私は一銭もない。これは、7,000円でなくて、所得が低い人に手厚くするから1万円、もしくは1万5,000円に、領収書を持ってくれば1万5,000円に上げた。なぜ。低所得者であって生活が厳しいから。そういう論立てですよ、この制度は。そこからどうもがいても抜け出せない。そういう決めだから。うまく抜け出す方法がない。これをかわす方法が。だから、一般社会的に矛盾がありはしませんかと言っているのです、世間で。

本当に例えば世帯主共々収入がないというのならまだ分かる。あるいは、単身者だと。単身で所得のない、収入の少ない人はいますよ、それは。年金暮らしという人も。この人を見ただけで手厚くと、こうやったから、世帯主が高所得者ということは見落としていたのではないですか。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほどの答弁で、私答えたとおりです。そういった方を見落としていたわけではなくて、そこはあえて拡充の中に含めようといったところを検討している中で入れたところです。先ほども従来申したとおり、夫にしる、妻にしる、片方の配偶者の方が所得があった場合は、そのまま7,000円でもいいのではないかというようなことは当然検討の課題の中の一つに上がっております。そこはあえて高齢者の拡充、少しでも増やしたいと、増やすというか、対象者を増やしたいといったところも含めて、金額の3,000円でも少しでも金額のほうも増やしてあげたいといったところを含めて、制度を今回4月に見直させていただいたといったところです。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そこで頑張っていらっしゃるけれども、そういうことになると話が広がらざるを得ないのだけれども、65歳以上でなくても低所得、若いといっても、それ以下の低所得者はいるので。そういうほうは全く振り向かないと。65歳で機械的だと。裕福な家庭生活を送っている人であってもやると、手当ですと、手厚く。役場の言葉を使えば手厚く。ところが、それ以下の人たち、65歳以下の人でも厳しい人にはそっぽを向いていると。それは規定にないからと。その規定をつくったのは誰だということです。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

今回の補助制度の次回見直しがある際には、低所得者に対しても手厚く補助を行えるべく検討してまいりたいと考えております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 5時を回っていますが、低所得者については見直すということですから、これは私の正直言ってくだいようですけれども、権限外なのですから、皆さんが自主的にやっていただくと。なぜならば条例の審議権、要するに案件の審議権持っていませんから。だから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

時間で5時ですから閉まるのでしょう。あとは、この案件については残された公務員の問題を発言していますから、明日改めてお伺ひしたいと思います。

◎散会の宣告

○議長（寺田 優君） それでは、時間となりましたので、本日は終了いたします。

あした9時半から開会しますので、お越してください。終わります。

（午後 5時03分）

令和5年第3回利島村議会定例会

議事日程第2号

9月20日午前9時30分開議

日程第 2 一般質問

3番 笹岡 壽一 君

4番 石野 治 君

5番 井口 保 君

日程第 3 議案第42号 利島村表彰条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第43号 利島村総合開発審議会条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第44号 利島村財産価格審議会条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第45号 令和5年度東京都利島村一般会計補正予算（第2号）

出席議員 5名

1番	前田	清君	3番	笹岡	壽一君
4番	石野	治君	5番	井口	保君
6番	寺田	優君			

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	村山	将人君	副村長	菅瀬	優生君
教育長	弟子丸	知樹君	総務課長 ・住民長 (兼務)	榎本	雅仁君
環境建設 課長	上野	崇君	会計管理 課長	出口	貴司君
産業観光 課長	荻野	了君	総務課 幹	隅	智孝君

職務のため出席した事務局職員

主幹	入	恵子	書記	五味	恵介
----	---	----	----	----	----

◎開議の宣告

(午前 9時32分)

○議長（寺田 優君） 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、これより令和5年第3回利島村議会定例会の2日目を開会いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（寺田 優君） 昨日は、笹岡議員の一般質問の途中で終わっておりますので、引き続き笹岡議員より一般質問を行ってまいります。

笹岡議員。

[3番（笹岡壽一君）登壇]

○3番（笹岡壽一君） 昨日は時計がなかったもので、つい時間がかかり過ぎました。こんなに使ったとは思っていなかったのですけれども、そのくらいかかったのだらうと思うのです。といって尻切れとんぼというわけにいかないの、旅費の問題について伺います。

それで、高齢者問題については、先日住民課長から答弁いただいたことで検討していただくということをお願いしたので、どうなるか分かりませんが、それに期待したいと思っています。

残余の公務員に対する支給の停止、停止というか、排除といいますか。これについては、やはり基本的には深く立ち入りませんけれども、後に石野議員からの質問があるようですから、質問書を見ますと。深く私のほうでは立ち入る考えはありませんけれども、ただ一つ共済に入っているという答弁をいただいていることと、それで共済というのはただ無条件でもらっているわけではなくて、負担行為をしているのです。誰が負担行為をするかはともかくとして。共済というのですか、今名称が分かりませんが。そこから何%とか、いわゆる村がそちらのほうへ負担するのと同時に、本人も保険料だか共済費だか知りませんが、負担行為をしているわけで、一概にだからというものかどうかと思いますが。

それで、私が聞いたところでは、これ違うかもしれませんけれども、2,500円ぐらいの話を聞いているのです。これは給与によって違うのかどうか知りません。深く調べていません。あるいは、身分によって違うのか分かりませんが。それらを考えたときに、さしたる額でもないし、特に公務員といっても新しい、まだ就職して管理職でもない、今主事とでもいうのですか、主事長というのはないのでしょうか、今は。そういう方もいらっしゃるし。やっぱり法の下の平等ということが今ここで適用されるべきなのかどうかという判断にもいろいろあろうかと思いますが、原則としてはひとしく排除しないで、従来どおり適用すると。

それで、公務員の数というのは私の勝手な推測、数値ですと、本村の教職員、それから皆さんの役場の職員、行政職員、それからあとは警察官ぐらいですか、公務員というのは本村に存在するのは。総じて別に指を折り曲げて数えたわけではございませんけれども、大体70名そこそこという具合に思います、総員で。その人たちが全て毎回行くわけでもないでしょうし、この人たちに実績として関係して支給してきた額は幾らか分かりませんが、それらとの数値も勘案しつつ、やはり高齢者の扱いと同様に、この際見直しの中の一つに含んでいただけたらありがたいかなと思うのです。

一口に公務員で共済費というのですか、払っているといっても、会計年度の職員もいますし、いろいろ多種多様にわたっていると思うのです。そうかと思うと、村長、あるいは副村長に至るまで支給対象外だと。その人とそれらの会計年度職員を含めたものと同一視するというのもどうかかなと思いますし、全部無条件で公務員と名がつけば排除するというのを懸念するものですから、できれば当然村長も対象になるでしょうし、以下幹部職も対象になるでしょうし、それはそれで構わないことだろうと思うのです。許容されると思うと。従来住民からそこらに対しておかしいのではないかというような声は聞いた記憶はありません、利島の世論として。ただ、行政だけがそうして判断して打って出た。昨日も言いましたように、これは審議対象の案件でないだけに、議会としても話題にしづらいところではあるかもしれませんが、それらを含めて勘案して、同じように検討いただければありがたいかなと、こう思います。いかがですか。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） おはようございます。笹岡議員のご質問にお答えします。

村といたしましては、昨日から申し述べているとおり、所得に応じてとか、年齢に応じて段階ではないですけども、設けるといったところは考えていますけれども、笹岡議員のおっしゃるとおり、公務員を排除するのがどうなのかといったところもありますので、そこも含めて検討をさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。その質問は終わります。

次は、島外が終わります。奨学金です。これは、私は質問しているので、答弁をいただければいいですね。お願いします。

○議長（寺田 優君） 奨学金返済額の2分の1を免除する項目であります。

弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

お尋ねというか、奨学金の2分の1、返済額の2分の1を免除することについてというところでご質問いただいたところに答弁をいたします。6月議会において、家庭の経済的な負担は小離島ゆえの利島村の積年の課題であると認識しているというふうに私から答弁をしております。一方で、その続きのというか、まさに同じ答弁において総合的に考慮すると、受益者の負担軽減の観点からも、ほかの自治体と比べて先んじた制度を整えているというふうに認識をしており、奨学金返済額の一定額の一律免除について、現時点では考えていないというふうに同じ答弁でしているところがございます。

この方針について、6月議会のときから変更がございませんで、奨学金返済外の一一定額一律免除については、同じ答弁になりますが、現時点では考えていないというふうなところでございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） この問題の案件は、近年の歴代の数名の教育長がほぼ同じ内容の答弁が絵に描いたように出てきています。それは何かと言えば、他島に比べて、今回もそうです。先んじて何ら劣ることなしと、また進んでいるというような趣旨の答弁が繰り返され、絵に描いたように出てきています、答弁されています。

そこで伺います。他島に先んじてというのは、先ほど来申し上げましたように、この十数年変わらないわけですけれども、他島だってただ停滞していると私は思えないのです。本村と全く同じということはないかもしれませんが、何が進んで、何が遅れているのか分かりません。そういう点で、先んじて、先んじてというのが繰り返し述べているのですけれども、私分らないけれども、この際後々の、だからいいというわけにもいきませんが、先んじてというのは何が先んじているのかなと、これが一つです。

それから、歴史的なことについては過去の同じ質問の中での述べて、経過も説明してきていますけれども、本村こそが先んじてやってきている事案というのは多々あります。奨学金もそうです。その他のいろんな結婚、出産の祝金等もそうです。もろもろあります。他島には当時なかった。しかし、本村が先んじて政策を展開してきたと。決してこれは恥ずかしいことでもなければ、不名誉なことでもないと思うのです。今では全島嶼が、奨学金については町村独自の奨学金を実施しています。内容の要項、条件については多少のいろいろ違いは当然あると思うのです。だけれども、本村の奨学金貸付け制度というのは、貸付け条件から返済条件も、ある意味では画期的だと言えると思うのです。

その中で時代に応じて、奨学金返済額が今再三述べてきていますけれども、全般的にローンみた

いになってしまっていて、裕福な家庭のご子息はともかくとしても、非常に厳しい返済額がのしかかってきていると。大学まで出て、ずっと奨学金を借りますと、返済額が300万あるいは400万ということの大金になって、なかなか勤めに出ても初任給の給与の額に対して負担額が重いというふうな状況もあるわけで、その辺は行政のほうでは、教育委員会のほうでは社会的なそういう状況も把握しているから、現教育長は経済的な負担が厳しいということは承知していると。初めてなのです、これは。そういう表現をいただいたのは。歴代の教育長、過去の教育長がどうのこうの言いませんけれども。

そこで、これは私が質問したとおり、村長にご配慮、教育長がこういう答弁をされているので、ひとつご配慮をいただきたいと、こういう質問をしたわけです。過去の状況はかいつまんで申し上げましたけれども、そういうことで先んじてというのは何が先んじているのか、どう把握しているのか、現在。それをひとつご披露いただければありがたいかなと思うのです。

○議長（寺田 優君） 弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君） 笹岡議員にお答えをいたします。

何が先んじているかというところでございますけれども、お話をいただきました奨学金貸付け制度に加えまして、先ほどの答弁にもありましたように、様々総合的に考慮すると優れているというふうにご考えてございます。具体的には、例えば給食費が無償化されているであったりとか、ほかにも修学旅行費、部活動遠征費、学童費など多岐にわたるものが費用がかからずに実施できているというふうな実態がございます。こちらに関しては、僭越ながら私昨年度着任して、外から来た目線からすると、利島の方々には無償として根づいているものではありながら、ほかの自治体であれば当然に保護者負担の領域なのです。そういったところは前提としてはあるかなというふうに思っております。

そういう意味で、様々無償のメニューが積み上げられているというふうなところ。これが、まさに歴代の村政、教育行政、そして議員の先生方含めて積み上げられてきたものなのだと思っていて、それに大変なご尽力があったのではないかなというふうにも考えているところです。そういった部分を含めて、遜色ないというふうに、私はほかの自治体に比べて先んじているのではないかなというふうなお話をさせていただいております。

もう一つ、具体的な例えば金額のイメージでいくと、ご紹介できそうなのが子供の学習費調査というものがあるのです。保護者の方が子供1人に幾ら、要は学習費として負担をしているかというもので、公立の中学校のお子さん1人当たりに対して、年額で平均として53万円かかるというふうな調査結果がございます。こちら抽出調査なので、利島の方々でどうかというところを定量的にはかっているわけではないのですが、恐らくその平均値と比較すると、利島の方々の金額はかなり抑えられるのではないかなというふうに思っているところなのです。それが義務教育段階においては、

9年間積み上がるというふうなことを考えていただけると、例えばそこで積み上がったお金の合計というのは、高校3年間でかかる寮の費用、その部分に相当したりであったりとか、あとは国立大学に例えば4年間通うような学費に相当したりとか、かなりの金額になるのだというふうに思っております。そのようにほかの自治体と比べて負担軽減ができている部分というところを、まさに私としてはほかの自治体に比べて優れているというふうにお話をしているところでございますし、一方でその部分についてあまり教育行政としては発信が足りないのかなというふうにも反省をするところではあるので、その辺りの発信にも力を入れていけるといいかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） これはそういう教育長から全国的な事例、あるいは島嶼の事例はこれとこれと今ありましたけれども、社会と世の中というのは動いていますので、給食といっても今ご承知のとおり、全国的にはかつてはそんなに話題にならなかった。しかし、本村で給食制度が無償化されたのはかれこれ七、八年ぐらいになりますでしょうか。そういう先んじてというのは、今のところその部分では先んじている。あとは御蔵島ぐらいかな、無償というのは。

これは今言ったように、全国的に東京都をはじめ、都民世論、あるいは国民世論等で全国的に無償化が今取り上げられて、各自治体、東京都で言えば市区町村の中でどんどん、どんどん増えつつあります、給食無料化が。そうして並んだら次を考えましょうということになるのかなと思っておりますが、いずれにしてもこの問題ばかりやっているわけにいかないの、教育長の説明もそれはそれなりに理解できないわけではありませんけれども、しかし一方住民からすると、依然として五十数万という話もありましたけれども、これは負担行為が重いということには教育長自身お認めいただいているように、何ら変わらないわけで、他島が先んじてくるのを待つことなく、できることであれば展開していただきたいと思っております。引き続きこれは質問を、今回はこれで切りますけれども、課題として残していきたいと思っております。

次をお願いします。

○議長（寺田 優君） 次は、村の旅費規程の見直しについてです。

榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

村の旅費規程の見直しについてでございます。職員の旅費につきましては、基本的には大型客船、特2等ないしジェット船ですか、の島民割引を適用した料金を現在も支給しているところでございます。今後他島の運用状況も踏まえて、検討していきたいと考えております。

なお、旅費規程の見直しにつきましては、議員の旅費にも影響すると思っておりますので、議会とも相談しながら行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） これも見落としなのか、あるいはわざと避けたのか分かりませんが、旅費は宿泊費が抜けているのです。交通費は、これは特に大型客船の特2等というのは職員です。それで、村長、副村長は入っているかどうか、調べていませんけれども、少なくとも村長と我々議員は同等で、これは1等です。村の旅費というのは、別に職員、村長と書けばよかったですけれども、条例どおり。まとめて旅費規程と、こうなりましたけれども。

これは質問にも書きましたけれども、ここで答弁は、他の島が状況だとか、議員もどうだとかと書いてありますけれども、これは今さら議員といっても、この旅費の件で私が知る限り、議員が相談を受けたなんてないのです。かつて一回も。私が知る限り。私が議員でないときは知りません。それは知りませんから、それは僭越かもしれませんが。殊さらこういうことになると、あれやこれや引っ張ってくると、他島がどうだとか。

あまり言いたくはありませんけれども、こういう答弁だから、これも言ってしまうと具合が悪いのかなとも思うけれども、ストップがかかるのかもしれませんが、東京都は都条例、都条例はこういうことはやっていません。よその島は、島嶼部は知りませんが。知りませんが。もって、ある程度は聞いてみました。利島村とほぼ同じです。もっと極端な島もあります。今では直したかどうか知りませんが。もっとこれはおかしいのではないのかという条例というか、支給規程をやっている自治体もあります。これほどことは言いませんよ、こんなところで。

基本は、今そういう時代ではないということなのです。なじまない、今の時代に。東京都と言った以上、東京都のものを調べてみますと、東京都の職員を前にして非常に言いづらい面もありますけれども、原則実費です。実費。ただし、上限があります。上限の範囲内において。ですから、宿泊しなければ出ないのです。宿泊費は、5,000円のところへ泊まれば5,000円なのです。しかも、領収書がなければ出ません。と言っています。

それで、ある東京都の職員に直接聞いたことがあるのですけれども、要するに船舶の2等の席に乗っても、領収書がなければ、公務で行ったということは重々証明できても、例えば宿泊料金の領収書があると、出張命令を受けていると、そういう状況証拠があるにもかかわらず、そこにはもうその船で行くしかないのだと分かっているけれども、それでしかも最低の2等料金で乗ったといっても、それでも領収書がないと駄目だと、こういう話も聞いているのです。よそは、よそはといっても東京都。それで、島はそれなりの歴史があるのです、私が知る限りでは。何でこれがやられてきたかというのは、それは省きます、時間の関係で。

それで、諸団体、例えば少し聞いてみました。郵便局なんかもそうです。全く実費です。こういう定額で泊まっても泊まらなくても、村長、議員で言えば1万3,000円と。こういう宿泊費の支給をしているところはありません、島内でも。社協も何か厳しいような話を聞いています。分からない。分かりませんが、こればかりやっているわけにいかない。もう30分しかない。これはもし今回解決つかなければ、引き続きやることにします。12月で。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問というか、ご指摘のことについてお答え申し上げます。

わざと宿泊費の部分について言及していなかったのかというようなご質問等々ございますが、そこも含めて検討したいと考えているところでございます。ただ、年度途中で改正するというのはなかなか難しいところでもございますので、もし改正するにしても、年度当初とかそういった段階で予算要求の段階とか、そういったところで考えていければなと思っております。

先ほど笹岡議員からのお話の中にありましたけれども、社会福祉協議会につきましては村役場に準じた旅費の規定の支給となつてございますので、社協だけ厳しいとかということは決してございません。

以上でございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それでは、検討いただけるということで、ありがたく承っておきます。

では、次に12月にはどういうことになったかと、改正条例は3月になるのか、12月になるのか分かりませんが、いずれにしてもご検討いただいた。あるいは、引き続き12月の議会で確認させていただきたいと思っております。忘れない限り。

それで、次お願いいたします。

○議長（寺田 優君） 次は、椿林の放置林対策について。

荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） おはようございます。よろしく申し上げます。

椿林の放置林対策についてですけれども、椿産業は江戸時代から続いてきた歴史があり、今後も村の基幹産業として振興していくことが重要であると考えております。その一方で、Iターン者が増えている現状から、椿油の維持には兼業や副業に関わる人を増やすことが必要と。そのため現在農業で実施している新規就農者事業と連携しながら、新たに参入しやすいよう機械補助なども継続して行っていきたいというふうに考えております。また、現在村では、椿の生産性向上のため、最

新技術の導入に向けた実証事業を実施しており、この実証の成果を今後の椿産業の活性化に生かしていきたいと考えております。

なお、漁業者の椿産業の参入につきましては、漁業協同組合自体は水産業協同組合法で規定されていない事業については行うことはできませんが、漁業者個人が椿産業に参入することは問題ないと考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） これについても、これは所管課の産業観光課長が述べているとおりで、本村の基幹産業は歴史的な基幹産業であるわけで、毎回どなたの議員から出てもおかしくと、またあるべき質問だろうという認識で、ここでまとめて処理するという事は考えていませんので、継続質問になろうと思うのです。時間の関係もありますし。

ただ、今回2点ほど伺います。1つは、実証事業、これは何ですか。前に聞いた自動草刈り機の導入とか、あるいは天候調査だとか、数か所に設置してある。そのことを言っているのかどうかということ。それから、もう一点は、機械補助なども継続と。機械補助というのは、住民に対する草刈り機がどうのということだと思っておりますけれども、もしそれでしたら継続は当たり前に行っているわけですが、これも経済の状況というか、技術の変化によって要らなくなる補助対象もあるかもしれませんけれども、しかし新たに必要になる補助対象も、機械器具も出てくるということも勘案して、この機械補助という意味は分かりませんよ、何を言っているのか。ただ、機械補助と言えばそれぐらいかなと思っているわけで。農協の新規事業と連携しながらというのは、ドッキングしたような、リンクしたような述べ方になっていきますので、あえて伺っているわけですが、その2点を今回伺います。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

2点あったと思っておりますけれども、1点目の実証実験ということにつきましては、3月の議会のごときにご説明させていただいた草刈りの自動化の実証実験ということで今年度実施ということで、そこら辺は実際にどうだったかとか、どれぐらいの例えば刈り高がどうか、刈り幅がどうか、あとは時間的にどれぐらいで刈れるのかとか、そういったいろんなご不安点というか、課題もあると思っておりますので、そこら辺は結果が出た時点で生産者会議なりでご報告したいというふうに考えております。

2点目の機械補助につきましては、今農協さんのほうで新規就農事業もやられていたりとか、実際に私個人というか、直接補助対象の機械の話というのは、個人的に笹岡議員ともお話を何回かし

たことがあると思うのですけれども、これが必要とか、これがもう要らないのではないかというのは意見を出してほしいというようなお願いはしていると思いますので、そこは要望として農協さんのほうから要望いただくという形で、これも以前ご説明しましたが、ブローワーのほうはおとし、令和3年のときに対象品目として追加させていただいたという実績もございますので、今後草刈りの作業にとどまらず、椿産業の振興において必要な機材、あまり高い、例えば1つのもので何百万とかするものを対象にするというのはなかなか難しいところはあるかもしれませんが、汎用性が高いものとかで椿産業とか農業とかに使える機材、機械とかでこういうものがあるよというのであれば、それはご相談いただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 実証実験については、3月に説明いただいて、その後まだやっていないのか、実際にはこれから実証するのか、事業なのか分かりませんが、少なくとも草刈り機というのは私も見たことがあるのです。何種類かあります。公園を切っている機械もあれば、椿山を切っているような機械も見ました。私も手で触ったりしてみました。分かりやすいのは、学校のグラウンドの芝を刈っている機械、結構大型のが切っているのです。あれが、しかし前田議員がはてという質問をしていましたけれども、ああいうところならば自動車のように、あるいは重機のように乗って運転してもいいだろうと、誠に便利なだけけれども。ただ、段差があり、凸凹がありするところで乗って運転するのは、けがでもしたらどうするのかなどと思いますけれども。それはさておいて、今後の課題ということなのでしょうから、改めて関連してどなたか質問をしていただければありがたいと。私だけがそればかりやっていると時間ばかりかかるので。それはそれでとどめます。

補助金については、この辺ははっきりしていただきたいと思うのですが、今所管課長から説明があったように、建前としては農協とすればオーケーと。それで、私最近特に事案がありまして、所管課長にお伺いしたわけですが、勤務中に。そうしたら、農協の承諾なくしてはどうも村単独ではイエスと、あるいはノーと言うわけにもいかないというので、それももっともだなということで、農協組合に伺ったところ、いいではないですかということで答申というか、返事をしてあるということでした。そこらもはっきりして、農協がオーケーなら自動的に組み込むとか、農協がオーケーと言っても、あくまで答申にすぎないので、判断するのは行政であるぞよということなのか。その辺がどういう扱いになっていますか。農協はオーケーとすれば、ほぼ自動的に行政は諮問もしていないのでしょうか。行政が要綱だか条例だか、そういう建前になっているのであれば、まずは農協へ行ってくれと。そこでオーケーが出たものについては実施するのか、さらに今度は行政独自ののか。それだったら面倒くさい、行政へいきなり行ったほうが早いです。行政自体が農協に行って

相談するのは自由です。だから、その辺は明確にされたほうがいいと思うのですけれども、どうですか。

農協へ行けば、行政としては自動的に我々議会の報酬と同じように、諮問委員会にかければ、その諮問委員会のおりやると。諮問委員会が駄目だと言えば駄目だと。このくらいだと言えばこのくらいだということに自動的に長は半ば従う義務があると。例えば長として拒絶する権限はあると思うのです。だけれども、実施する権限というのは怪しいのでしょうか。これは事案が別ですけれども。建前論として今参考までに述べましたけれども、どういう体制になっているのですか、これは。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、今回の草刈り関係の農業機械の草刈り機だとか、例えばブローワーだとか、そういったものの農業機械の補助金自体は、農協の組合員というのがまず対象というのが大前提としてあると。できたときと、今の運用の話があるとは思いますが、一応ブローワーを補助対象とする際に関しては、農協の……

〔「ブローワーってこれ」と言う人あり〕

○産業観光課長（荻野 了君） ブローワーは送風機です。それを対象にしたい、そういった要望が直接村にも来ましたし、実際に農協さんのほうで購入して貸出しでしたか、は少しして、実際に使ってみてもらったりとかというのをやっているというのはあったので、ではそれを農協の組合長名で村の村長宛てに要望してほしいというところで、その要望をいただいた後に役場の内部でも検討した上で、実際にそういう要望を結構個人的にも受けていますというようなことを精査して、答申として入れますよというのを組合長宛てに村長名で出させてもらって、対象の機械にさせていただいたというところです。

以上になります。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 同じようにそういう経過があったときは対応していただきたいと思います。

現実、実際問題どうなのかという問題もあるかと思うのですけれども、こればかりやっているわけにはいかないの、時間が来てしまっているの、なるだけ全部終わらせたいと思っていますので、残ればこれは今日、あした、緊急に急ぐということでもないと思うので、また次の機会もあろうかと思っていますので、改めて質問をすることで、この件については今回は打ち切ります。

次をお願いします。

○議長（寺田 優君） 公営住宅の修理と入居申込みについてであります。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） おはようございます。笹岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

水回り等の緊急的な修繕に関しては、島外事業者の来島に時間がかかることから、現在入居者の生活に可能な限り支障がないよう、職員が取り急ぎ修繕を行っております。また、村営の住宅は、その有効活用のため長期間空室とならないよう、一定の日数を区切って入室期間を定めています。このような仕様を踏まえて、見直しを検討してまいります。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 分かりました。

では、次をお願いします。

○議長（寺田 優君） 委託事業の在り方の検討について。

榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

令和6年度の予算計上に向けた積算に当たり、現在どこをどういうふうにしていけばいいのかというような検討を行っているところでございます。そういったところを踏まえて、本年度の途中での補正については考えていないといったところでございます。

以上でございます。

〔次をお願いします〕という人あり〕

○議長（寺田 優君） 金属探知機の活用についてであります。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 笹岡議員のご質問に答えさせていただきます。

1日当たり、1回回収当たり大体平均で約560キロ可燃ごみを回収しておりますけれども、このような多くのごみを処理するためには、搬入ごとに順次焼却炉に投入することが必要であり、ごみ一つ一つを金属探知機で感知して、人手で危険物を取り出すことは困難でございます。そのため村としては、引き続き危険ごみ、有害ごみを分別、回収するとともに、住民の皆様にも分別を守って排出いただくことの周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 私は、この答弁を聞いてみて、文書を読んで、この答弁自体が矛盾していると思っているのです、答弁自体が矛盾していると、これは。それはちょっと申し上げます。何をもちって矛盾しているかというのは。前回は矛盾とは違いますが、前回は機器の施設がメンテがどうか、設置費、施設費がどうかということできません。今度は作業が大変だからできませんということ。何をもちしても要はやらないのだ、できないのだということです。

それは矛盾とは違いますが、私が冒頭申し述べた矛盾というのは何かと言えば、一方ではとてもではないけれども、一個一個検査して、それで袋を開けて危険物を取り出すのは困難だと。やっつけられないと、そういうことは。言っているわけです。一方では、そんなことはないように住民に指導徹底すると、こう言っているわけです。ということは、ほとんどないということです。ほとんどないのだと、一個一個なんていっても。ほとんどないのだと。10年に1回あるかないか、あるいは30年に1回あるのかどうか、極端に言えばそういうことを言いたいのだろうと思う。ならば、一々、一々袋を開けて取り出すなんていうことはないのだと、めったさった。10年に1回、20年に1回あるか分からぬけれども。しかし、ゼロとは言い切れない。1回あれば、住民の不注意があつて。あれば、それが暴発、暴発といいますか、爆発すれば甚大な被害が出ると。そのために、それを言いたいがために前段でリチウムイオン電池を申し述べたのです。事故なんて大体あろうはずのないので起こるのが事故というのだ。ないと思っているのだ。ないはずなのだ。飛行機事故だって何事故だってみんなそうです。しかし、それはあることを想定して、みんな可能な限り対策を練るのです。

そういうことを考えたときに、私は万が一といいますか、あり得ないことがあることが事故なのだよと。あり得ないと思うことは主観的な考えです、勝手な。根拠に基づかない。根拠のない。俺がそう思うというだけです。だから、そういう意味で、客観的にはしかしゼロでない、防ぎ切れないものはあるのだろうと、主観ではなくて客観。人のやることについて保障できるかというの。自分ならまだいいかもしれません。俺はやらないよというのは。なのに、なぜ僅か数千円から、確かに数百万円の機器もあるかもしれませんけれども。ヘリポートで使っているような検知器、あるいは感知器というのか知りませんが、あんなものは幾らで買ったか知りませんが、ネットで見る限りは数千円から高くても二、三万円もあれば立派なものがあります。後で見てください。そういうことで、高いものは10万円とか20万円もあります。それは皆さんが考えて、最低限機能するものを買えばいいわけで、私が今ここで6,000円のものを買えとか、2万円のものを買えと言う必要はないので。なぜこれは拒むのですか、かたくなに。

この間は、機械はメンテが大変、設備が大変と言ったのです。だから、私はそんなことを言っているのではないよと。議会はみんなその話題が出ています、議員の中でも。わざわざ書きました。数千円から、せいぜい高くても数万円だよと。そうしたら、今度は作業が大変と来た。そして、一方ではないのだと、住民に徹底するから。これが矛盾だと言っているのです。一方では、あたかも

年がら年中あるみたいな表現を使う。作業するのは大変だよと。そんなことはやってられないと。一方ではないと、こう言っている。

だから、そういう点で、これはただ所管課長が答弁を繰り返してきていますけれども、本当に幹部会ではどうなっているのだと、これは。爆発したらどうします。変な見方をされたら困ります。これは違った場所で説明する必要もあろうかと思えますけれども、ここではあえて控えます。あえて控えます。あとは幹部の皆さんに、どなたでも代表でも何でもいいから、私が個人的にこういうこともという事で話をする。ここで話をするのが適切でないというのであれば、お話ししたいとは思っています。そこが本質ではないのかということです。皆さんが断るのは。それこそが。それこそがということではここでは言いません。

設置したらいいのではないですか、どうですか。幹部会で再検討しませんか。1発爆発したら、何万の、例えば出来上がった、完成した。たまたま初日に入れてみたら、ないと思っていた何缶だか知らないけれども、爆発して、えらい数億円かけた金が、爆発してしまって一遍で電気周りから何から吹っ飛んでしまって、金もかかるわ、造った途端にもう1か月、3か月休業と、こういうことを考えませんか。ただ住民に指導しますと。起きたら誰の責任ですか、これ。住民の責任ですか。住民だって分からないのですよ、誰が入れたか。誰も検査していないのだから。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 議員ご指摘の件ですが、ちょっと誤解なきように答弁させていただきますと、拒絶しているわけではございません。当然幹部の中で真剣に取り扱って検討した結果、取り入れないというように判断をしたまでであって、それに至るまでは様々な協議がなされました。

このごみ処理に関しましては、恐らく全国の自治体、皆同じようなことかなと思っている中で、住民の方々のモラルに頼るところ、あとはどんなものでも受け入れる自治体の財政力とか規模とか、そういったもののバランスによるところが大きいのかなといったところです。当然完璧な設備、何をごみとして出されても、仕分が自動的にできたりとか、そういった機能を持たせれば、職員の労力とかも軽くなる、軽減するといったことも容易に想像つきますが、いかんせんそれとともに物量とコストの問題があって、なかなかでは導入しようと、また議員協議会の中でもお話しさせてもらったかとは思いますが、今図面が現時点ではできている中で、そういったものを取り入れるスペース的な問題、いろんな問題があって、決して入ってしまった例が幾つだからとか、メンテ、コストがというだけでなく、総合的に判断して現時点では取り入れないというように判断したまでであります。

今後も、昨日か、行政報告に対する質問の中でも焼却施設に関しましては再度調査を行っている段階でありますので、そういった部分も項目としては当然入れていきつつ、進めていきたいというふうに考えておりますので、全てが全て拒絶しているというふうなところではないというふう

ご理解ください。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

[3番（笹岡壽一君）登壇]

○3番（笹岡壽一君） 拒絶しているわけでないということは、取り入れることも考えるということですか。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

[村長（村山将人君）登壇]

○村長（村山将人君） 現時点では、現時点の構想の中では、検討の結果、取り入れないといった答弁の繰り返しになりますが、しているところです。ただ、今後もそういった例えば事例の数とか、実は今のごみの中にそういったものがいっぱい入っているよとかという自体、状況を見ながら判断はしていきたいなというふうに考えております。

施設に関しましては、ちょうどいい規模、ちょうどいい設備、ベストスペックで整備するのが望ましいというところで、オーバースペックにならないように、ランニングコストがあまりかからないような考え方も持っておりますので、完全に排除しているというわけではないというところでご理解ください。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

[3番（笹岡壽一君）登壇]

○3番（笹岡壽一君） 幾らか安心しているのは、あと1問残っているだけで時間的にも何とかかなるかなという感じがするので、少しこの問題に触れていきたいと思います。

私が先ほど述べたので、答弁がやむなく2回話をせざるを得ないような格好になっているのですが、検討した結果、村長の言葉をお借りしますと、前回はスペックというのですか、費用がかかるという説明でした、メンテがどうだとか、施設費がどうだとか。それを受けて、私がそんなことを言っているのではないよと、議会は、議員は、あるいは石野議員は。先ほども言ったように、数千円から数万円のヘリポートで使っているような、大島の飛行場辺りになると、羽田なんか当たり前、地方の空港なんかは当たり前だけれども、くぐるだけでピンポンと鳴ったりしますけれども、我がヘリポートというのはそんなゲートはないので、手鏡みたいなものでこうやってやれば、小銭が入っていればポンポンとか鳴るわけで、その程度で感知する機械があるのです。あと作業の方法は考えたらいいと思うのです。1人でやるのか、2人でやるのか知りませんが。それで、今度は作業が大変だということから、一方ではないと言っているのに、1日のうちに100全部開けてみたらなかったみたいな、そういうことではない。たださあっとやればいいのではないですかと。それが、今度はそうだと言うから、作業が困難と来たから。今度何と言ってくるか知らぬ。それが幹部会の決定だというのでしょうか。前回はメンテ、施設、今度は作業。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 前日も恐らく上野課長のほうから同じ答弁と説明をさせていただいたかなというふうに考えております。

具体的には、新しい施設に関しましては一括投入方式で考えているといった中で、車に乗っかっている回収した燃えるごみですか、それを一気に炉に入れるという中で、一個一個検査するのがオペレーション的に難しいというような項目も、費用的な問題以外のところで。職員をそこにずっと張りつかせなければいけなくなってしまうという、職員の手間とか、そういったことも検討の項目にあったというふうに説明しているかなと思います。なので、費用的なものだけでなく、総合的に判断したというところでご理解ください。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） ところで、これで終わりますけれども、今回。終わるといっても、この質問を終わるということです。

それは想定、仮定の話と言えれば仮定の話ということになるろうかと思えますけれども、あえて申し上げます。万が一ないはずの事故が発生したらどうなります。誰の責任になります、これ。数千万円かかると。先ほど言ったように、数か月営業停止と。住民はごみの捨場がないと。そのときは誰の責任になります、これ。議会では、再三そういう点で簡単な簡易なできる作業が多少手間取るでしょう。何もやらない。自動的にトラックへ詰めて焼却場へ行けば、ボックスというか、入れ物の中に自動的にダンプでばあっと入れると。中身は何だか分かりませんと。どこでもチェックしていない。私どもというか、私ばかりではなくて、石野議員も各議員承知して、みんな論じています、議長以下。私はあえて書きました、質問書に。そんなことは議会は必ずしも言っているのではないと。これは住民の責任だよ、あなた方はそこへ持っていくつもりですか。発生したら、誰がどう責任を取るのですか。

さっきも言いました。事故なんていうのは想定していないのだ、あらかじめ誰も。こうやれば起きると。起きないために万端の体制を整えるのです、一般論として。常日頃の整備もする。飛行機だって。だけれども落ちる。人命も失われる。これは人命が失われるとか、そういうことまでは話の飛躍になるかもしれませんけれども。事故というものはそういうものだということです。私は、そういう点でははっきり申し上げて、もしそういう幹部会で日夜検討して、協議した結果の結論なのだというなら、私は率直に言って不十分だと。ただ期待しているにすぎない。責任抜きで。爆発したら本当にどうするのですか。誰が責任を取るのですか。入れた住民ですか。分からないですよ、誰が入れたか。名前を書いて入れるわけではないのだから、こういうものを入れましたと。

私は、もしそういうことで今日までに幹部会で検討したとしたら、それでそういう結論で来たらば、私は率直に言ってそれは不十分だと。根拠を見失っていると言わざるを得ない。したがって、

幹部会におかれて対策を再検討して、事故をどうしたら防げるかと。ただ言えば、放送すれば、紙に書けばと言っているだけでは不十分だと。認識が甘いと言いたい。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） ジシंगा沢の件もそうですが、基本的には先ほどの答弁の繰り返しになりますが、性善説といいますか、モラルに頼らざるを得ないところもあると。その上でご協力願いたいといったところです。当然コストや設備を十分にすれば防げることがあるかもしれない。それは、都市部のような不特定多数の大きな自治体であれば、それがかなうかもしれないし、全部カバーし切れないので、その辺りの設備投資も当然必要なという中でいくと、利島村の規模であればモラルに頼ってもいいのではないかとといったところが大きいにあります。

それをもしお金をかけて設備をしてしまうと、これは私の個人的な考えになってしまうかもしれないのですが、今度では混ぜてもいいのだというような状況に陥りかねないといった中で、やはり注意喚起をしていくといったところが、今のところの考え方で繰り返しの答弁になると。ただ、仮にもし簡易的な施設、オペレーションを含めてそういった検討も排除しないと。先ほどの答弁の繰り返しになりますが、例えば議員がおっしゃったようなヘリポートでの金属探知機のような検出の方法は、費用的にはそれは安価でいけるかもしれない。もしくは通るだけのゲートみたいなものであればできるかもしれない。ただ、それによっていろいろなオペレーションが変わってきてしまう。先ほど説明したとおり、一括で車から落とすといったこともできなくなりますし、一個一個通さなければいけないと、時間的にも労力的にもかかるといったところのバランスになってくるかなといったところで、慎重に協議して判断していきたいというところです。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それは、ないという条件付の話です。なければいいのです。誰が補償しますか。誰が補償するのですか。再三施設費が云々、メンテが云々という話も繰り返しなされていますけれども、今話題はそこは終わっているのです。

手作業でやる、要するに何回も言うけれども、せいぜい数万円。そうすると、そこには作業だけの問題でしょう。ほかに何かあります。作業が大変だと。あるいは、人員を要することなのでしょう。ほかに何かありますか。確かにぼんぼんと自動的に、いうならば網かごに入っているごみ箱を一々あそこから手でつまみ出して、持ち上げてひっくり返して、新潟のある村はそうでした。生ごみはこんなタンクの中へ詰め込んで、それを持っていってばんと放りまけるだけ。一々、一々つまんだりどうこうしていない、人力で、人手で。それはともかく、それは機械として網かごと持って行って、そこへ放り込めばもっと手っ取り早いわけだ、逆さにしてぱっと振ってやれば。だけれども、そういうことよりも、今我が村の能力、体制の中で、人員が必要なら1人増やせばいい

ではないですか。しょうがないではないですか。2人では無理だというなら3人。しょうがない。といって5人も6人も必要とは思えない。それだけの財産を抱えて管理しているということです。

皆さんがその立場でなかったら、議会の立場だったら同じようなことを言うのではないのでしょうか。あるいは業者がやっていると、回収を。実績があるのです。爆発して煙突を見て、職員にも言われているのだ、議会の視察の中で。それも質問にわざわざ書きました。それでは、今までそんなものは年がら年中ぽんぽん、ぽんぽん爆発していたら、今の焼却場なんかありやしないよ、吹っ飛んでしまって。めったないことは当たり前にはないのです。入れるな、入れるなと一生懸命、一生懸命放送し、話をしているわけだ。私も立っているかもしれませんし。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 先ほどちょっと答弁漏れましたが、責任に関しましては誰がどの、一々ごみを遡及というか、追及して住民の方に何で入れたのですかというようなことは当然できません。なので、住民の方が責任をとというのは直接的にはないのかなというふうに考えています。

我々としても、ない、だからつけないのだと言った責任というのは非常に難しいかなと思います。なので、責任をどう取るかというふうになると、なかなかこの場では難しいかなと思います。なので、そういったことも踏まえて検討していくと、繰り返しになりますが。その上で判断させていただきたいというところです。いい製品とか、いい流れ、オペレーションが、作業効率もよくできるのであれば、そういったことも検討していきたいと思います。

一方、人員を増やせばというようなお話もありますが、それだけのために人を増やすというようなものではないということもご承知おきください。我々も今職員で、今日も水曜日なので、何名かの職員が行っておりますが、このごみの回収自体もごみ事業全体として見直していく必要があると。今のままがいいとは思っておりませんので、そういったことも踏まえて全体的に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 幸いにして、これはおこがましい言い方かもしれませんが、来年オープンする新設焼却場ではないだろうと。これがせめてもの救いです。その間、検討の余地が2年ぐらいありそうです。たっぷり。こんなものを2年も3年も掲げて検討するような問題ではないですよ、はっきり言って。

それから、私今言葉を返すようですけども、誰が責任なのか難しいと、これ変なことではないですか。ということは分からぬということです。犯人は誰か、つくるのか。これは、私は率直に言って、議会でこれだけの質問をして、これだけの答弁を行政がしているわけだから、にもかかわらず強行して、このまま突っ走ってしまって事故が起きたと。これは当然行政の責任ですよ、私に言

わせれば。誰でもない。難しくも何ともない。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 責任、具体的に踏み込む答弁はあえて避けさせていただきましたが、非常におこがましいと言ったらあれですけども、行政だけの責任ではないのかなというふうに考えております。

この上で議会の皆さんにもお示しして、当然行政だけではできないので、予算を編成し、手を挙げてもらって、賛成してもらって事業が初めて成立するといった中で、我々だけでもなかなか難しい部分があるので、議会の皆さんにもご理解、納得いただいた上で執行していきたいというふうな意味でいくと、議会にも責任があるだろうと、そういう意味ではなくて、行政だけの責任ではなく、なかなか難しいと。地方自治の中では、議会で議決されたものがその自治体の判断だというふうな考え方でいくと、当然議員のおっしゃられた意見、住民の代表でもありますので、そういった意見を先ほど言ったみたいに拒絶するわけではなく、当然我々のオペレーションとか財政とか人員の負担の考え方もありつつ、住民のそういう意見もありますので、それはそれで検討していくと。先ほど言ったみたいに、すぐにというところではないであろうということもありますので、改めて考えていきたいというふうに今のお話を聞きながら考えております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 今の答弁は、とんでもない答弁です。幹部会は本当に検討してもらいたい、こういう答弁を。なぜかといえば、今の答弁は言い間違い、私の聞き違いなら幸いです。議会も責任がある、決めた責任がある。決めません。そんな責任を感じるなら。決められません。決めた議会も悪いとなったら、予算を通りません。はっきり言って。通すわけにはいかない。議会も責任があるよと。とんでもない答弁をしているのではないですか。副村長、どうですか。あえてお伺いします。

○議長（寺田 優君） 菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君） おはようございます。今のご指摘でございますが、まず地方自治というのは、地方自治の原則論のお話だったのかなとっております。当然執行機関もそうですし、議会も両輪となってやっていくというところで、今の答弁につきましては私は特段まずいところはなかったのかなと認識しております。

ただ、そのありようというものが執行するほうで制度をつくって、もしくは今施設の考え方だとか、運用の在り方というところを考えさせていただいておりますけれども、そこの執行の在り方についての責任は我々に当然あると思っております。一方で、議員の皆様とは議会を通じてですと

か、その前にいろいろ調整はあるのかもしれませんが、その中で先ほど申し上げたとおり、何か導入することを拒否しているわけではなくて、どうしても現実的にオペレーションですとか、特に作業ですね、作業のところがすごく難しいのかなと思っていて、これはアンケートですけれども、ちょっと外れます。アンケートなのですけれども、この問題はすごく解決しがたい、根深い問題で、ほとんどの自治体が人手をかけられないので、今やっている我々が周知しているだとか、あと分別回収を徹底するとかというところがメインの対策になっているのです、環境省のアンケートによると。というところがあるので、ちょっと横道に外れてしまいましたけれども、そういったオペレーションですとか施設のありていだとか、そういったところの案はお出ししますし、その責任はあろうかと思いますが、その中でこれがいいかどうか、悪いかというところの議論というのは、今の議会のやり取りだと思いますけれども、その中でも一緒に両輪となってやっていただくということの思いが、今の村長の答弁だったと私は認識しております。

以上でございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 私は、ちょっと違うのではないかと。というのは、確かに議会が議決したもののについては議会が責任を持ちます。予算でも条例でも私は知らぬと。俺らは決めたのだけれども、俺は関係ない。やるのは行政ですと。したがって、行政がやったことは俺たちが決めたことに基づいて、議決機関である議会が決めたことによって、行政が執行して行って、そのことによって何か弊害が出てきたと。誠心誠意持って執行していく中で、何ら過ちもそごもないのに、そのとおりやっていく中で大きな事件が、思わぬことが出てきたと。それは、議会が議決したがゆえに、それを執行したがゆえにそういうことが出てくる。これは、議会の議決責任は出てきます、当然。ところが、議会が反対しているにもかかわらず、だから私はさっき言ったのです。こういう事業の条例であるなら条例、あるいは予算なら予算、これだけ問題含みの案件について賛成しようがないと言っているわけです。賛成していない、議会が反対したのまで議会は責任持てません。何といっても行政が勝手にやるとすれば。

例えば分かりやすく言えば、議会の議決をやらなくても予算は通ります。専決でやればいい。不承認だって有効だから。だから、手段、方法は多種多様にわたってあるのだけれども、それなりの。そういうときにいずれにしても最高の議決機関たる議会が議決しなかったものについては責任を取らないのは当然です。ましてや反対していれば。これが二元代表制の原則ではないですか。片方は村の代表、片方は住民の代表。ごちゃごちゃのようだって、ごちゃごちゃではないのです。二元代表制というのは。もとは一緒というわけでもない。確かに村長を選ぶのも住民です。議員を選ぶのも住民だ。だから、同じではないか。そうはいかない。村長は議会を含めて、利島村の代表です。我々は利島村の住民の代表です。そういう意味で、今の副村長の言葉に少し異論を挟ませていただ

かざるを得ないと思うのです。

私は、今は話を少し外れて、探知機がどうのこうのと言っているわけではない。答弁が、議会も決めたのだから責任があるでしょうと。それはそうですよ、決めれば。だけれども、決めるわけにいかないと言っているの、私は。ほかの議員さんは知りません。決めたことについて、確かに責任を持たなければいかぬ。そのくらいにして、あと1分だから、一言だけ。次をお願いします。

○議長（寺田 優君） 菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君） 先ほどもちょっと申し上げたとおり、ごみの話に戻させていただきまして、非常にいろいろリチウム電池で潰してしまったことによって発火したというケースだと思うのです。恐らく埼玉県さいたま市のケースですか。2か所ですか。ご質問いただいて、私も勉強しましたが。いずれにしても、我々としてもおっしゃるとおり、万が一に備えてやっていきたいという思いはある一方で、先ほども申し上げたように、人力的な問題がすごくあって、これをどちらかを取るところがすごく難しい課題となっております。

先ほどの議決という話がありましたけれども、別にこれ皆様に今回こういうご質問をいただいたので、難しい案件だということは共有できたのかなと思っておりますので、それを勝手にこちらが決めて、こうだと言うつもりもないので、当然先ほど申し上げたように、解決しがたい、どちらかを取るかというところだと思うので、人員を取るのか、それとも安全を取るのか。人員を取るとか施設を取るといふ話だとすると、例えば焼却場だってすごくお金がかかってしまうかもしれない。そこは多分お諮りをしなければいけないところだと思っていますので、そういった意味で今後ご相談しながらやっていきたいなと思っています。なので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思っています。

〔「引き続きこれは12月に持ち越して……」と言う人あり〕

○副村長（菅瀬優生君） 質問とか、またいろいろご相談の場はあろうかと思っておりますので、またよろしくお願ひいたします。

○議長（寺田 優君） それでは、生ごみ処理について。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 生ごみ処理槽は、令和3年1月から本格運用を開始しております。

導入している生ごみ処理槽の仕様では、3年間で90%減容されるものですが、住民による分別回収のご協力により、想定以上の生ごみ回収、量ではなくて、実際に脂質等があるとまた処理に時間がかかってまいりますので、こちらのほうの生ごみの回収量があり、現在分解が追いつかない状況でございます。このため、ジシガ沢ストックヤードにおいてさらなる減容化を行っています。なお、EM菌を用いた事業に関しては、その評価が必ずしも定まっているとは言えないことから実施

いたしません。

以上でございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 時間がないので、まとめてお伺いします。答弁はゆっくりやってください。

まず、EMというのは疑義ありという表現ですけれども、何を根拠にそう言っていますか。私が調べたところでは、結構国際的に見ても評価されて定着していると、土壌改良材ほか。という認識でいます。

それから、ちょっと時間がたって忘れてしまった。取りあえず今時間があつたらお伺いしますけれども、EMだけ、EMを取りあえずお答えください。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えいたします。

EM菌に関しまして、なかなか正直なところ現在商品化されているものも確かにございますけれども、EM菌自身が本当にその効果を実際に発揮しているかと、具体的に平成何年というのは分からないですけれども、当時の環境大臣に関しましてもそれが効果があるかどうかはあるとは言い切れないとか、表現はごめんなさい。ちょっと分からないですけれども、いうところもございまして、このEM菌というところではなくて、島にというか、土地自体でそれぞれ地場の菌がございまして、そちらを活用してやっていけばいいのではないかと。土壌改良材みたいな形でやっていけば、本当が一番いいのかなと思っていますけれども、EM菌という名前で入れているところはちょっとどうなのかなと思っています。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） どのくらい時間があるか分かりませんが。

○議長（寺田 優君） もうこの時間でやってください。43秒。

○3番（笹岡壽一君） これも持ち越します。緊急にあさってということでもないですから。

次お願いします。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

ふるさと納税についてでございます。ふるさと納税については、故郷や応援したい自治体に寄附できる制度でございまして、寄附金の使い道を指定でき、地域の特産品などを返礼品としてお届け

する制度でございます。魅力ある特産品などを返礼品としてそろえることが、寄附金額を増やすことにつながると考えております。返礼品の拡充については、今後も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） お伺いしていないところの答弁が、ふるさと納税制度の説明は私は伺っていないのです。それは了解していますから。本当は、質問したとおり、具体的に検討していただきたい。質問書のとおり、もう一回再度読んでいただければありがたかったなと思っています。時間があと7秒ないですから、これも持ち越します。これで終わる問題ではないので。

以上です。

○議長（寺田 優君） それでは、笹岡議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩に入りたいと思います。

（休憩 午前10時57分）

（再開 午前11時05分）

○議長（寺田 優君） それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

引き続き一般質問を行ってまいります。

石野議員の一般質問を行います。

石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 以下の項目について質問することを通告いたします。

1、株式会社TOSHIMAへの補助金支出について。

（1）、議会において補助金での事務所及び社宅の建設の必要性について答弁されてきました。これまでに村民の方々にこの件についてのご意見を伺いましたので、紹介いたします。島にとって必要な仕事というのが条件になっているのなら、欲しいと声を上げればうちの事業にも必要な物品を買ってくれたり、機材をしまう倉庫を建ててくれたりするのだろうか。住宅に困っているのは（株）TOSHIMAだけではない。だったら、社協や農協にも建ててあげたらいい。券売所が集落の中に必要だとは思えない。ほかのことではよく、他の島ではやっていないと引き合いに役場は出すが、他の島では港以外で切符を売っているのを見たことがない。特別住宅として建てて、将来的に村に利益が出る額で買取りをするのだったらいい。建設費、プラス購入までのランニングコスト、プラス利益分。従業員が待機する場所が必要なら、自社で用意すればいい。4,000万円もあったのに、自分のところでやらなかった。それを今になって補助金で造ってもらおうとするなんて会社としても

おかしい。事務所も社宅も黒字企業がやることであって、採算が取れない企業がやることではない。人件費まで面倒を見てもらっているのだから、これ以上村にやってもらうのはお門違い。そもそも本当に（株）TOSHIMAが建ててくれと言ったのか。村側が勝手に忖度しているのでは。一部ではありますが、こうした意見を頂戴しました。

大前提として、お話を伺った皆さんも私も、村にとって大切な会社だという認識であり、その点は村側とも一致しているところです。だからこそ、疑義を抱かれることのない補助金の投入の仕方が求められているのだと考えます。こうした村民の意見を踏まえた上で、補助金で建設積立て分を支出していることの妥当性、そして今後も継続していくつもりなのか、担当課長がお答えください。

（２）積立てを開始してから、企業側から建設要望書の提出を求め、検討を重ねていくといった旨の答弁が６月議会でありましたが、予算執行後に提出されるものではなく、予算執行の妥当性を図るために必要な書類であるはずですが、どのように補助金申請時審査をしたのか、担当課長がお答えください。

（３）、自社で建設するために、金融機関から借入れをする計画があると以前説明がありましたが、返済原資はどのようなのですか。また、借入金額、期間、担保、保証人、連帯債務等、借入れ内容全容について担当課長がお答えください。

（４）、来年度の補助金を試算する上で、昨年度の積算額と決算額との詳細の対比表を要求します。

２、焼却場及びごみ処理について。

１、建設スケジュールについて担当課長に質問します。

①、当初スケジュールを説明してください。

②、当初スケジュールから遅れが生じたことについて、遅れの発生時期とその原因、現在までの対応内容について説明してください。

③、執行部側が６月議会において、令和６年４月の運用開始目標から令和６年度中の運用開始に目標を変更しました。基本計画や詳細設計の変更を含めて、工事着工のリミットはいつだと考えているのか、説明してください。

答弁骨子作成時点での修正スケジュールを説明してください。

（２）、コンサルティング業者への依頼概要と予算における支払い額と予算における割合を担当課長がご説明ください。

（３）、生ごみ処理槽が容量オーバーとなってかき出した件がありましたが、現在の運用状況と今後の運用計画について担当課長がご説明ください。

（４）、現在のごみの出し方について、村民のモラルが問題だという旨の答弁が以前にもありました。行政では、広報でごみの分別の重要性を周知したり、炉の破損状況を説明したりと、苦心努力されていることと思います。村民のモラル向上に我々議員も努めなければならないと考えます。その上で新焼却場の長期的な運用を実現するためには、取れる方策はないか、検討する必要があると

考えます。住民の意見交換会や投書箱の設置等、執行部にはお知恵をお借りしたくお願いいたします。

(5)、事業者が冷蔵庫やエアコンを処分する際には、自身で手配する必要があります。離島という環境を鑑み、村長もそれに対してお手伝いできることがあればしていきたいと、前向きな考えを表明してくれています。具体的にどのようなお手伝いができるかと現状お考えか、村長にお尋ねします。

3、島外医療補助事業について。私が要望いたしました介助者に対する旅費助成を実施していただいたことに感謝しております。それとは別に、荒天等不可抗力による延泊に対する補助については、引き続き要望してまいります。

(1)、前回議会において、東京都に対して補助制度の創設を要望するために、他町村と調整中という答弁がありました。調整中とのことなので、答弁骨子作成時点での状態で構いませんので、具体的にどういった内容、どういった文言で要望をまとめているのか、担当課長がお答えください。

(2)、6月議会において、延泊の補助について対象にすることも含めて、さらなる助成の拡大拡充に向け検討くださるということでしたが、東京都に対する予算要望において希望が通らなかった場合、村単独での実施を検討する意思があるのか、担当課長がお答えください。

(3)、現在助成の対象外としている公務員についても、村民であることには変わりなく、就労先による福利厚生の有無によって区別されるべきではないと考えます。全村民を対象とした制度にする意思があるのか、担当課長はお答えください。

4、製油工場建設について。建設予定地の状況を含め、運用開始までの現在のスケジュールを担当課長がご説明ください。

5、利島村財産価格審議会について。3月議会で、村長の諮問機関としての機能を維持することが重要ではないかと質問いたしました。その後、学識経験者という文言により選任ができないというような旨の答弁がありました。文言が問題であれば、条例を改めるべきと考えます。村長のお考えをお聞かせください。

村政100周年記念関連事業について。

(1)、計画の全概要を村長がご説明ください。

(2)、100年後に残したい写真等を募集していますが、その写真等が具体的にどのように残るのか。そもそも100周年記念として何をやるのか分からないままの住民も多いかと思えます。島内外に対して広報活動は適切になされているのかどうか、事業内容と村長のお考えをご説明ください。

7、トレーラーハウスの運用について。トレーラーハウスの設置理由の一つとして、建築基準法の縛りを受けずに設置できることがありました。現在4台の車両を使用していますが、そのうち1台には交流会館から予備電源を引き込んであります。非営利型一般社団法人日本トレーラーハウス協会のホームページでは、建築基準法第2条第1号で規定する建築物に該当しない条件の一部とし

て、随時かつ任意に移動できる状態で設置すること、土地のライフラインの接続方法が、工具を使用しないで脱着できることという条件があります。この要件に照らした場合、予備電源を引き込んでいる1台については、建築基準法の適用を受ける可能性がないのか。また、外部電源やガス等、ライフラインとの接続方法について担当課長がご説明ください。

(2)、追加工事が行われたと聞きますが、行われたのであれば、工事内容と費用について担当課長がご説明ください。

(3)、運用から数か月たちますが、現時点での成果、課題について、担当課長は詳細に説明ください。

(4)、実証条件があと6か月余りとなりましたが、後の利用計画について具体的に担当課長がご説明ください。

8、議会資料の提出、配布日について。現在議会資料の提出、配付については、以下のような日程になっています。行政報告配付、議会開会日の約3週間前、一般質問締切り、開会日の約2週間前、議案配付、開会日の1週間前、答弁骨子配付、開会日の約5日前。議案書や答弁骨子が現在の日程で配付されても、細部まで目を通し精査することが難しいと考えています。特に3月の予算資料に関しては、さらに難しいと感じています。十分な検討ができないまま議場に臨むのは、住民に対して責任を果たすことができないと考えました。

そこで、それぞれの日程を1週間程度前倒してはどうでしょうか。これは、各議員にも諮る必要がありますが、執行部の意見をお聞かせ願えればと思います。

9、議会へのタブレット導入について。議会事務局より配付されたマニュアルの中には、タブレットを配付する目的が明記されています。その中にタブレットを活用した情報収集等、議員活動の一層の充実を目的とするとあります。これに対して質問します。

1、資料を受信、閲覧することしかできず、インターネット検索すらできない設定となっています。こうした機器でいかにして情報収集をすると想定しているのか、議会事務局長がお答えください。

(2)、そもそも今の状態のタブレットでは、事務局が掲げる目的を達成することも不可能だと考えます。なぜ検索もできず、データをダウンロードすることもできない設定の機器を購入、配付したのか、事務局長がご説明ください。

タブレット導入に当たって、私から慣れない機器の操作によって議事に集中できない可能性が高いため、紙面での配付を暫定的にお願いしたメールを事務局にお送りしたところ、紙面での配付はしない。資料はホームページからダウンロードできる旨返信がありました。そのため行政報告、議案書、答弁骨子が配付されるタイミングでダウンロードできるようにしていただけだと思いましたが、少なくとも一般質問提出時点で行政報告はアップロードされておりません。事前の説明との乖離が生じていますが、その理由を事務局長がご説明ください。

以上です。

○議長（寺田 優君） それでは、1問ずつ答弁をしてください。

株式会社TOSHIMAに対する補助金の在り方について、
荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 石野議員のご質問にお答えします。

株式会社TOSHIMAに対する補助の在り方についてですけれども、(1)番として定期航路運行業務は住民生活や経済活動に直結し、公共性が高い事業であると認識しております。一方で、定期航路運航業務の売上げだけでは運営が困難であるため、これまで村の委託事業として令和3年まで運営をしてきておりました。令和4年度より東海汽船と株式会社TOSHIMAが直接契約を締結し、それに村は補助金という支援として財政支援を行っております。

補助金については、定期航路運航業務に必要な経費の金額に基づき、交付額を算定しております。なお、令和4年度では、住宅及び営業所の建設費に関わる積立てがなく、該当はございません。

(2)番、交付申請時に事業計画書及び予算書の提出があり、これに基づいて適切に審査しております。

(3)番、現時点で具体的な借入れの計画は聞いておりません。

(4)番、12月に議会で行う株式会社TOSHIMAの決算報告でお示ししたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 株式会社TOSHIMAの質問に入ります前に、答弁全体について一言申し上げたいと思います。

質問は、事前通告により期日までにご答弁をいただいております。各課より直接受けるのではなく、幹部会を経て出されていると、以前村長が説明なさっています。しかしながら、質問に対し答弁がない場合や、別の質問をした際の答弁をコピーしてこられる場合があります。今回もその例です。答えられない場合は、理由を付し、答弁できないと答えてくださったほうが誠意を感じます。質問に対して答弁の有無をチェックすることから始めなければならない状態なのです。行政側からの答弁書の文面が、今回よりですます調になっており、変化をととても快く感じております。住民のため、利島のため議論を尽くす以前の段階で、こういったことは以後ご留意いただきたいと思いません。

時間も限られていますので、質問に入ります。1の趣旨は、今まで申し上げているように、住民の方々、そして私も補助金投入に基本的に納得しています。しかし、項目によっては賛同できない

補助金もあります。ほかにもありますが、住宅建設、事務所建設については、多くの方々が反対である意見を寄せておられます。質問書にその一部ですが、明記いたしました。このように反対意見が多く、理解を得られていない事務所建設、住宅建設を進めていくなれば、住民に納得してもらえよう説明する必要があると思います。また、積立て分を支出している妥当性の説明、これが私の質問でした。しかし、令和4年度では、住宅及び営業所の建設費に係る積立てがなく、該当はありません。このような答弁があります。

そこで、質問します。令和4年度は、なぜ積立てをしなかったのか、ご説明ください。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 石野議員のご質問にお答えします。

4年度の予算編成時には、そういった形で住宅と事業所の積立てというか、予算上は入っていたというところなのですけれども、実際に4年度事業を実施する際にいろいろ計画というか、考えはあったというふうにはお伺いしているのですけれども、なかなかそれを実行はできなかったということで、その積立ての部分、住宅の積立てと営業所の積立て分に関しては返還するということになっております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 返還したのですか。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 石野議員のご質問にお答えします。

以前の議会でも私のほうから説明していると思うのですけれども、当然使用していない部分に関しては決算の時点で返還しますというお話はしていたと思いますので、今回はその返還の対象になっているということです。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 令和4年の補助金額は幾らですか、4年度の（株）TOSHIMAの補助金。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 令和4年度につきましては、すみません。ちょっと私の記憶ですけれども、最初の予算上だと7,700万ぐらいだったと思うのですけれども、決算額としては6,600万ぐらいだったと思います。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） そうすると、1,100万円ぐらいは、これは令和4年、（株）TOSHIMAから1,156万円返還になったということなのですか。これ何か人件費分というような話を聞いたのですけれども。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 石野議員のおっしゃるとおり、人件費の部分が大きいというところ
です。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 令和5年はどうですか、積立ては。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 石野議員のご質問にお答えします。

令和5年度につきましては、予算上は計上されております。ただ、先ほど令和4年度のお話をさせていただきましたけれども、実際に計上はしましたけれども、積立て等が行われなかった場合は返還の対象になるということです。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） では、まだ令和5年度はどうなっているか分からないということですか。返還されているかどうか。まだ返還されていないということですか、今のところ。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 石野議員のご質問にお答えします。

令和5年度はまだ上期これから終わるぐらいですので、下期の中でどうなるかというのを話しながら精査するということになります。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田 優君） それでは、ちょっと休憩しましょう。

(休憩 午前11時31分)

(再開 午前11時32分)

○議長（寺田 優君） それでは、休憩を解いて会議に戻ります。
石野議員。

[4番（石野 治君）登壇]

○4番（石野 治君） 積立ては、交付申請時に事業計画及び予算書の提出があり、これに基づいて適切に審査していますとありますが、6月議会で企業側から建設要望書の提出を求めて検討を重ねていくといった旨の答弁があったのですけれども、これはどういうことなのか。3月では分からなくて、もう一度頼んだということですか。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

[産業観光課長（荻野 了君）登壇]

○産業観光課長（荻野 了君） 石野議員のご質問にお答えします。

予算編成時というのは、毎年11月ぐらいに予算編成を始める時期ですので、そのタイミングで予算要望という形でもらっているスケジュールになっております。なので、建設をするという意思があるという中で予算書に入ってきていますので、追ってそれに対しての立てる意思があるのであれば、予定表を欲しいというようなお話は（株）TOSHIMAのほうにはさせていただいていると。ただ、実態として令和4年度に関しては、そういった計画書の提出がなかったというのと、実際に積立てがなかったということで返還の対象となっているということです。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

[4番（石野 治君）登壇]

○4番（石野 治君） 令和4年度の積立て分はもう返還されたのですか。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

[産業観光課長（荻野 了君）登壇]

○産業観光課長（荻野 了君） （株）TOSHIMAは、先ほどの1,100万円ぐらいの返還金ですけれども、今月中に返還していただくことになっております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

[4番（石野 治君）登壇]

○4番（石野 治君） 金融機関からの借入れは聞いています。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

[産業観光課長（荻野 了君）登壇]

○産業観光課長（荻野 了君） 石野議員のご質問にお答えします。

現時点では、そういったことは私のほうでは聞いておりません。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 具体的なことに基づいて適切に審査しているとあるのですけれども、交付申請時に。このときは金融機関からの借入れとかというのは話はなかったのですか。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 石野議員のご質問にお答えします。

以前は、そういう準備を進めているというような話は聞いているということも議会でも答弁させていただいていたとは思いますが、その後の動きは特に聞いていないので、結果は実行されていないというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 12月議会で、株式会社TOSHIMAで決算報告を示すというのですけれども、積算と決算の両方もらいたいののですけれども、細かいやつ。詳細なやつを。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 石野議員のご質問にお答えします。

例年というか、昨年度も村の決算報告と合わせて株式会社TOSHIMAの報告をさせていただいていると思いますので、同様の資料は用意する予定となっております。

以上です。

〔「次お願いします」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） それでは、(株)TOSHIMAを終了して、焼却場建設及びごみ処理についてを答弁願います。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 石野議員のご質問にお答えさせていただきます。

当初6月に条件付一般競争入札を公告し、7月に入札を行い、契約締結し、8月からの着工を予定していました。入札を公告しましたが、応札希望者がありませんでした。現在早期に再調達できるよう、その内容及び方法を含めた検討を進めるべく情報収集を行っています。現施設の老朽化は

進んでおり、排煙設備やごみ投入設備等に支障があり、早期の整備が必要と認識しています。その一方、新施設整備の調達内容や方法も含めた検討結果によって、調達や着工の時期が異なってきます。新施設の運用開始まではごみ処理が滞らないよう、現施設の必要な修繕を行ってまいります。なお、現時点では今後のスケジュールをお示しできません。

令和3年度は、基本計画策定業務としてごみ量、ごみ質、施設規模、搬入出条件を整理するとともに、処理方式の設定、施設配置計画、機器設備計画、土木建築計画などを実施しています。令和4年度は、実施設計業務として用地測量や地質調査、建築実施設計を行っています。なお、契約金額については、令和3年度は1,793万円、令和4年度は3,699万3,000円となっています。

村役場庁舎前に設置している生ごみ処理槽については3基が整備されていますが、1基ずつ順番に使用しており、その後全ての槽がいっぱいになり、2回かき出しています。導入している生ごみ処理槽の仕様では、3年間で90%減容されるものですが、住民による分別収集のご協力により、想定以上の生ごみの収集があり、現在その分解が追いつかない状態です。そのためジシंगा沢ストックヤードにおいてさらなる減容化を行っています。

新しい焼却施設の運用開始の際は、その能力を踏まえながら、より長く供用できるよう運用方法を決めたいと考えています。また、新施設での処理に適合したごみの分別方法などについても住民に十分に案内し、ご協力いただきたいと考えています。

利島から本土に搬出するに当たり、適切な産業廃棄物処理業者を紹介します。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 私が質問したのは、最初3年ぐらい前からですか、新しい焼却場を建てると。その3年ぐらい前から計画していて、6年にできますよと。6年の4月には始めますと、新しく。それが、6年度いっぱいになったということは、何かあって延びたのかとか、そういうのを聞いたかったですけれども、入札が終わったとか、そういうのではなくて。どの時点で4月営業が6年度いっぱい延びたのか。どの時点で延びたのが分かったのか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 時期と申されますけれども、令和4年度に実施設計業務を行っていたいておりまして、そちらのほうで建築実施設計等も行っております。そちらのほうでスケジュールとして3月いっぱいまでかかっておりますので、そこでも併せてスケジュールとしても出てきておりますので、ただ着工自体がいつか決まらないと、そこからのスケジュール感というのは出てきませんので、最終的にはところは入札がかからないと、そこが決まらないというところがございます。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） コンサルティング業者のことなのですが、5,500万ぐらいのコンサル料を払っているのですが、このコンサルはどういうことを頼んでいるのですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 令和3年度につきましては基本計画策定業務というところを出しまして、その中にごみ量、ごみ質、施設規模、搬入出条件を整理していただいて、処理方式を決定。そこで、一括投入方式のものを整備しよう。施設配置計画でその中で施設をどう配置するか、機器もどういふ機器の整備を置いていくのかと。その後は、土木の建築計画とかは令和3年度に実施していただいている。令和4年度については、実際の整備地の用地測量、あとは地質調査、あとは実際の建築の実施設計を行っていただいております。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） コンサル業者さんは、入札とかそういうあれに立ち会うとか、そういうのはないのですか。役場に例えば今回6億円だったので、ちょっと部品代が上がっているとか、そういうことの説明は今回なく、そのまま6億円で入札を決行というのか、やろうとしたのですか。コンサルとは相談か何かあったのですか。コンサルさんからちょっと無理ですよというようない。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

実際に4年度のほうの業務は終了しまして、そこから6月まで空いてしまったのですが、そこまでの報告が終わってからですか、そちらのほうはもともといただいた額でそのまま走らせていただいたと、入札のほうに入らせていただいた次第でございます。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） では、1年ぐらい空いていたわけですか、コンサルさんとの。4年度で終わって、5年の6月だから半年ぐらいか。半年過ぎているのですけれども。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 実質2か月ぐらいになりますか、業務自体が3月末でございますので。そこから二、三か月というところですか、そこはございますけれども。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 二、三か月空いて、部品代がどのくらい上がったか分からないのですけれども、取りあえず入札は不調に終わったと。

あと、生ごみのほうですが、今年で2回かき出しているのです。去年、生ごみの槽から、今年もかき出したと思うので、2回かき出しているのですけれども、この処理槽のどういう具合にやろうとしているのですか。また来年もかき出すつもりですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

生ごみ処理槽ですが、2回かき出させていただいて、去年度に1回、本年度に1回かき出させていただいて、現状においてジシガ沢ストックヤードでさらなる減容化は進めておりますけれども、実証実験として埋めさせていただいておりますけれども、こちらの状況を鑑みて、また槽を増やすのか、またさらにかき出してジシガ沢ストックヤードで減容化を進めていくかは、これから考えてさせていただきたいと思っております。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） スtockヤードへの埋立て処分は、一般家庭ごみなのか、事業所からのごみになるのか。分別時に収集して、当村のごみにはどういうごみの種類になるのですか、これ。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 一般廃棄物として収集しているのは確かでございますので、あくまでそれは一般廃棄物として再資源化を行っているというつもりでございます。減容化されて、残りをどうするのかというのは最終的なところはあれなのですけれども、取りあえずは一般廃棄物として収集してきて、今さらなる方法は減容化をかけて減らしている。現在ではそういう状況でございます。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 減容化、ストックヤードに埋め立てるとのことなのですか、来年度も。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えいたします。

埋め立てるというよりは、減容化をしているという状況でございます。来年度についても、ジシ

ンガ沢ストックヤードの減容化がよいのか、新たに生ごみ処理槽を整備するのがよいのかというのは、まだ結論として出ておりませんので、ストックヤードの減容化の実験を見て考えさせていたいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 2年も続けてかき出しているのですが、来年になるか分からないですけれども、今おっしゃったように処理槽ですか、それをもう一基増やしたらどうですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） すみません。繰り返しのになってしまいますが、ジシंगा沢ストックヤードの減容状況を鑑みて、また減容化をジシंगा沢ストックヤードで進めていくのか、生ごみ処理槽を新しいものをまた導入するのかを考えさせていただきたいと思っております。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） これは私の考えですけれども、各家庭から生ごみが出ない方法、協力いただける家庭にそうした方法、システムをチョイスできるように、家庭で処理、処分していただき、減少化を図ることはやはり重要です。以前にも家庭用コンポストの提案を申し上げてきましたが、以前試みたところ、成果がなかったもので、取り入れない旨の答弁でありました。過去がどうであれ、歩みは遅くとも、そういった取組は必要と考えます。

2点目です。現在の処理槽が間に合わないのであれば、増設するしかないと思いますが、どうですか、こういうことは。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

以前のとおり、具体的な年度は出てこないですけれども、家庭用の培養の生ごみ処理器を入れたこともございます。その昔はもっと回転させて使うようなコンポストを配布させていただいたとか、両方とも配布させていただいたことがございますけれども、正直なところ、うまくいかなかった現状がございます。そこで、新たに配布といった形では厳しいのかなと。家庭でやっていただく、村で買って配布するという形は厳しいのかなと思っております。

生ごみ処理槽につきましても、また先ほど申し上げたとおりでございますけれども、今のジシंगा沢ストックヤードの減容の状況を見ながら、また検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員の一般質問の途中ではありますが、これで休憩に入りたいと思います。

（休憩 午前 11時57分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（寺田 優君） それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

石野議員の一般質問から始めます。

石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） どこまでだっけ。埋立てからだっけ、ストックヤードの。今かき出して、ジシガ沢ストックヤードに埋めているということだったのですけれども、そこからだっけ。

○議長（寺田 優君） その辺だ。

○4番（石野 治君） 今後の運用計画がありますけれども、どういうことですか。例えば増やすのか、そのまま埋めるのか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

現状の今ジシガ沢ストックヤードで減容化を進めているものがございまして、そちらの様子を見ながらジシガ沢ストックヤードの減容化をまた進めていくのか、生ごみ処理槽をまた別に新規に設けるのかに関しましては、その状況によって考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） これ役場からストックヤードというより、かき出して捨てるというのは、この役場から持っていくやつは一般ごみ、事業所からのごみになるのですか。産業廃棄物なのか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えいたします。

一般廃棄物で回収しているものでございまして、それを1回処理して減容化、1回こちらのヤードで処理したものをまた持って行って、そちらのほうでまた減容化を図っている次第でございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） ジシंगा沢ストックヤードに埋めて減量化を図っているということなのですが、これからもこれは産業廃棄物というか、生ごみの埋立てをしようとしているのですけれども、防水シートとか、そういうのは対応なのか、どうなのですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） あくまで1回処理しているものを続行しているものでございますので、そういったものは必要ではないと考えております。

以上です。

〔「ジシंगा沢にも処理槽ってあるの」「ない」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 一旦かき出したやつは、産業廃棄物にはならないのですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 一般的に一般廃棄物として回収したものが産業廃棄物になることはございません。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） では、一般ごみとして埋め立てているということです。埋立てに関して防水シートなんかは張っているのですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えいたします。

処理途中のものでございまして、再資源を行っている途中と考えておりますので、廃棄物に当たらないものだと私は考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 再資源化とはどういうことですか。埋め立てたやつをまた掘り出すのですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 持っていったものに関しましては減容化されていきますが、最終的

にはまだ実証の途中でございますが、一般的に内地でも、本土のほうでもやられておりますけれども、コンポストとして実際搬入されているところは正直あると思います。他の団体でもやられておりますけれども。それと同じ状況でございます。結局今の生ごみ処理槽につきましても、土壌の嫌気性菌、好気性菌が食べていって減容されていく状況でございますので、そちらのほうのものに関しましても土壌改良材として最終的には、最終的にはというのもあれですけれども、減容されていって土のような状態になっていくものと思っております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） ちょっとよく分からないのですけれども、埋め立てして、下へシートとか、防水シートとか張ってあるのですか。そのまま埋め立てしているのですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 防水シート、いわゆる最終処分場のようなものの防水シート、そういったものはあそこにはございません。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） では、そのまま埋め立てているということです。

では、次に行きます。新焼却場の長期的な運用のための方策、答弁でより長く供用できるよう運用方法を決めていきたいとありますが、今現在使用中の炉では、度々スプレー缶等の混入により炉内で爆発がある旨の発表。ごみの収集日には、スプレー缶の混入について注意喚起を続けています。続けていてもなお続いている状態で、これからも運用方法を決めていくということでしょうか。スプレー缶等の危険物を事前に除去することをかたくなに固辞されるのか分かりません。人手の費用を理由にされますが、新しく建設するに当たり問題を克服できるシステム、動線を考え、組み込むことが肝要だったのではないのでしょうか。

これが4番かな。今から決めていきたいとありますが、全く考えがなく、1から考えていくということでしょうか。建設の見直しをするのであれば、危険物を未然に除去するよう変更願いたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

私どもとしては、引き続き可燃ごみ、有害ごみを分別回収させていただくとともに、住民の皆様

に分別を守って排出していただくことを引き続き周知させていただいて、お願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 笹岡議員も質問していましたが、爆発しないと考えていいのですか。爆発はもうないのだと。住民が何かの間違いでぼっと入ったとして爆発した場合、そういうことは考えたことがないですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 爆発等がないように、また分別を皆様をお願いいたしますというところでございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 事業者の電化製品等の処分。笹岡議員が以前より質問されている案件をユーチューブで見た方から、ぜひ石野からも議会でやり、業者が処理料を支払うことで、個人宅から出るものと一緒に対応してもらえよう掛け合ってくれとの依頼でした。

利島議員団、村長等で視察した自治体、それも市までそのように処分してくれているところが実際にある。行政でやることではないと利島の村長は議会で話しているが、他でやれることが、利島がやらないだけで、できないわけではない。私の意見ですけれども、利島には受取に来る業者もなく、引受業者もいないという環境下であること。これはもう村民も十分分かっていることであるのに、業者を紹介しますとの答弁では、住民は寂しい限りです。何で俺らがという考えかもしれませんが、個人か事業用かの違いで、搬送するものに違いがありません。前向きに対応していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 事業活動に伴って出た冷蔵庫やエアコン等については、産業廃棄物でございます。産業廃棄物については、適切に事業者様から産業廃棄物処理業者へ引渡しをしていただいて、処分をお願いできればと思っております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） ちょっと聞きたいのですけれども、民宿でも旅館でもいいのですけれども、民宿で例えば冷蔵庫、それで商店で冷蔵庫、これは商店だと分かりますけれども、民宿の場合はどうなるの。業者になるのですか、それとも個人なのですか。民宿、うちのほうで冷蔵庫ですよとか。分からないでしょう、これ。分かります。ちょっと教えてください。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 民宿でお客さんを泊めるという事業活動を行っております。事業活動を行っている段階で、これ冷蔵庫、エアコン等も産業廃棄物になってまいります。そっちの事業活動に伴って出ているものに関して産業廃棄物という整理でございます。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） では、民宿をやっているのではなくて、うちのほうの冷蔵庫ですよと。そうなったときにどうなるのですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 民宿さんで事業活動に伴って出されたというものに関しては、事業活動に伴って出てきているものは産業廃棄物でございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） だから、事業活動でなく、家の冷蔵庫ですよと、民宿で使っている冷蔵庫ではありませんよと。そういったときはどうなります。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 事業活動に伴っていないものに関しては一般廃棄物になります。

以上です。

〔「じゃ、終わって、島外医療へ」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） それでは、島外医療機関通院交通費等支援事業費補助金制度についてを答弁願います。

榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 石野議員のご質問にお答えします。

島外医療機関への通院交通費等の支援についてでございますが、本村では診療所において幅広い

疾病に対して一般的な医療、離島ですが、受けることができる環境にございますが、高度な医療を必要とする場合や、やはり専門的な医療に関しては本土の医療機関を受診することが必要であります。費用と時間等を要するため、交通費の助成を当然継続していくことが極めて重要と考えております。本村では、東京都町村会の令和6年度東京都予算編成に対する要望に盛り込むべく、当該医療機関への通院交通費等、助成をしている町村への補助制度の創設を新規要望事項として町村会のほうに提出しましたが、取りまとめの過程で採用が見送られたというふうに私ども聞いております。

2番目として、新たな財政措置がない現時点では、村単費での補助のさらなる拡充は考えていないといったところでございます。

3番目として、本村では特に低所得の高齢者に対して手厚く補助を行うべく、島嶼会館等の宿泊助成や様々な助成が行われている公務員本人についての補助の対象外と現在しているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 採用が見送られたことにより、利島村単独の拡大、拡充は財源措置が見つからない現時点で考えられていないとあります。

そこで3点伺います。1、根拠、財源がないから駄目なのか。予算は幾らと考えていますか。

延泊分の補助を認めた場合、予算額は幾らぐらいと考え、その財源措置がなされれば補助はよしと考えているのか。

あくまでも東京都の補助制度が成立しなければ、補助金の拡充、拡大はないものなのか、お尋ねします。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 石野議員のご質問にお答えします。

財源がないからできないのかというようにところでございますが、確かに財源がないといったところはございます。また、ほかの事業も実施していかなければいけないという中で、やはり村単費というか、村のほうの厳密に言う村単費に当たるのかどうなのかというところはいろいろあるかと思いますが、現時点ではちょっと厳しいのかなというふうに考えております。

延泊分を幾らぐらい想定するのかというのは、延泊分についてはもともと当初から想定というか、していないといったところで、そこについては幾らになるかというような試算等々は行っておりませんといったところでございます。東京都の補助がなければ、今後補助の拡大がないのかといったところについては、いろいろな経済状況ですとかいろんなことも加味しながら、今後検討していくことは必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 島民のためにもなるだけ早く認めてくれるよう要望しておきます。

また、公務員についても対象と、島外医療についてはしてもらいたいのですけれども、公務員を対象としないとしていますことについて、住民の声も様々です。延泊費が補助があるのは個人の権利であり、それに掛金が必要であります。公務員であっても公平に権利は得なければならないと思います。公務員以外の方でも申請する方、しない方がいるのでしょうか。公務員も不要であると思う方は、申請をしなければいいのです。個々の考えでいいのだと思います。公務員であります、利島村の村民です。全員が同じ条件の下でなければ平等とは言えません。改善してください。

これは、公務員は多分共済会か何かで毎月払っていると思うのですけれども、いろんなものを。だから、共済会と言っていいのか分からないですけれども、その支払い分で島嶼会館でも補助が受けられるということなので、公務員もやっぱり利島の住民なので、考え直してもらえないですか。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 石野議員のご質問にお答えします。

公務員についての助成についてでございますが、現時点で私どもこの制度を改正して1年たっていない現状でございますので、見直しの段階では検討していく必要があるのかなというふうに考えておりますが、全ての人が同じ助成金額を得られるのが果たして平等なのかといったところには私個人としてもちょっと疑義があるのかなと。全ての人が同じ金額をもらっているのが果たして平等かと。その人の所得それぞれいろいろによって変わりがあると。また、年齢状況等々によってもそれぞれの所得等々、経済的な状況とか、または出島のしやすさとか出しにくさとか、いろんな諸条件があると思います。

村で今現在考えているのは、やはり高齢者の低所得者に対して補助を拡充させたいと。そのために、限られた財源の中でいかに補助を拡充させていくかといったところを検討していただいた結果でございますので、公務員の方にその分補助が行き届かないといったところは大変申し訳ないとは考えておりますけれども、そこはぜひご理解いただきたいと考えております。

以上です。

〔「議長、議事の進行で」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 今の所管課長の答弁は、村長とかそういう人なら分かりますけれども、こういう場で庁内で言う分にはいいと思うのです、幹部会会議で。ところが、議場で私個人の考えとし

てというのは少し越権かなと。

というのは、それは幹部会とは違うということも受け止められる可能性もあるわけです。我々とすれば、議会とすれば、全て村長もしくは幹部会の協議の結果と受け止めざるを得ない。なのに私個人が出てくると、幹部会とは別かと。あるいは、村長の命を受けているのかということになりかねない。ですから、場所を考えて、庁内ならいいのです。村長、私の個人としてはこうだとかああだとかは。しかし、議場では私は不適切な答弁だと。もしこれがいいのだということであれば、私は納得はできませんけれども、それが考えであれば、それはそれで致し方ないと。ですから、やっぱり聞いていて……

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） ご指摘ごもっともな部分があるかなと。午前中、私の答弁の中でも個人的にはという文言を使わせてもらいました。先ほど課長のほうからも個人的なという文言を使わせてもらいましたが、いかにしてもこの案件に関して、この補助の要綱の制定に関しましては議論を重ねてきて、今の運用に至っているといったところであって、そごというか、乖離がないというふうなところがあります。

また、質問に関しましても、やり取りの中で協議が不十分な状況で答弁せざるを得ないという場面もあつたりもする中で、そこまで幹部の中で協議し切れていない中での答弁をしなければいけないというところもありますので、我々としては準備、事前の質問通告を受けて協議をしっかりと、しっかりと答弁をできるようにしたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それは村長がおっしゃるとおりで、ぜひその辺は配慮していただくのはいいのですが、ただ議場で私が言っているのは、補助的な立場にある職員が、私の個人の見解としてはと、これだけを取っているのです。いかなる方便というか、言葉を使っても、これはカバーできるのかと、合理化できるのかということです。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 石野議員の一般質問中の笹岡議員のご質問にお答えさせていただきたいと考えます。

私の答弁の仕方が大変まずかったのかなと。個人的な意見というふうに申し上げましたが、当然村長も含め管理職の中でも話し合い、また担当職員とも住民課の中で話し合った中の結論の中でございますので、私の個人と言ったところは訂正させていただきたいと考えております。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 公務員が辞退しなければ、低所得者の方、高齢者の方に対し手厚く補助をすることができないといったことはありません。なので、やっぱり公務員も一般の村民であるので、同じようにしてもらいたいと思います。答弁は要らないです。

次に行きます。製油センター、工場の建設について、建て替えについて大きな反対はないと思っています。土地の選定についてはいろいろありましたが……

○議長（寺田 優君） 答弁はいい。

○4番（石野 治君） では、答弁してもらおうか。

○議長（寺田 優君） 答弁をしてからにしましょう。

〔「公務員はどうする」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 公務員は終わったのでしょうか。

○4番（石野 治君） 公務員もお願いします。

○議長（寺田 優君） では、公務員のほうから。

榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 石野議員のご質問にお答えします。

先ほど来申しているとおおり、公務員の補助については制度1年目といったところもございまして、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（寺田 優君） それでは、製油センターの建設について。

荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 石野議員のご質問にお答えします。

製油センターの建設につきましては、今年度に土地の選定、地権者との交渉などを予定しております。なお、本施設の整備に当たり、東京都の補助金を特定財源として組み入れることが必要となっております。東京都からは、具体的な整備内容及び補助金の交付申請については、土地を取得した後相談することが求められており、この調整を踏まえると令和9年度から10年度ぐらいの供用開始を予定しているというところです。

以上です。

〔「次へ行ってください」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） それでは、利島村財産価格審議会についてでいいですか。

答弁をお願いいたします。

榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 石野議員のご質問にお答えします。

利島村財産価格審議会についてでございますが、本定例会において条例改正案を提出してございますので、そちらのほうでご審議いただければと考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

○4番（石野 治君） 条例のほうで質疑させていただきます。

次は100周年。

○議長（寺田 優君） 村政100周年記念関連事業について。

榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 石野議員のご質問にお答えします。

村政100周年の記念関連事業につきましてでございます。令和5年11月5日日曜日に100周年記念式典を利島地域交流会館と内地のアジュール竹芝の2会場で同時開催いたします。会場では、島の食材を使用した軽食や飲料の提供を行って、今回作成している動画の上映や村民表彰などを行います。また、村政100周年の記念行事に加えて、動画作成とロゴ、キャッチコピーの投票などを通じて、住民の方にも過去、現在、未来へ向けた村の在り方を考える契機としていただきたいと思いますと考えております。

2番目でございます。式典の実施や、そこで上映する記念映像の素材の募集など、広報やIP告知端末で周知を重ねております。その機運の醸成を適切に図ってっております。また、島を離れて暮らすご家族、島に来訪するご友人などにも本式典への参加や、利島に対する応援メッセージを寄せてもらうよう、住民に呼びかけてお願いするIP告知を現在行っているところでございます。村政100年を契機に、利島に縁を持つ方々がさらに島への思いを強めていただけるよう、本式典を挙行していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） この事業については、村民からも選出したメンバーを含んだプロジェクトチームを編成し、もっと早い段階から取り組んでほしかったです。急に来られ、写真はありませんかと言われても困る。お祝いをする。これは招待をされた人だけが行けるので、俺たちには関係がない話だ。話はいろいろと他にも住民の声があります。東京の利島出身者、大島に在住する方々等々、全ての方々に正しい情報が伝わるには難しいことですが、少なくとも情報発信されていることが、受ける側の問題もあると思います。俺たちにはどうせ関係がない人たちだけでやることだと思って

いる人たちがいる状態が問題だと思っています。残り少ない日数ですが、視野を広くし、多くの住民が快く100周年行事を迎えられることを願うものであります。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 石野議員のご指摘ありがとうございます。

私どもも100周年の式典の在り方とか、そういったところについては準備不足であったといったところは申し訳ないなと思いつつながら反省しているところでもございます。住民の皆様で実行委員会とか、そういったようなことをできればというようなところもございましたが、いかんせんスタートしたのが遅かったといったところが、私どもも反省するところであるといったところでございます。

島外にいる方については、利島会の会長のほうにもご協力賜りながら、一応一定のある程度東京の会場のほうの枠、キャパシティーというのですか、収容人数といったところがありますので、そこを踏まえて人数は限らせていただくような形でございましたが、会長のほうにお骨折りをいただいております。島外の方にはぜひ来ていただきたいというふうに考えておりますし、今後周知していきたくて考えております。

また、村のほうの式典のほうには、村民の方にはぜひ来ていただきたいというふうに考えておりますので、そちらのほうには出席というか、来賓でないとして来ては駄目だと、そういったことはございませんので、村民の方にご参加いただければというふうに考えておりますし、今後周知していきたくて考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 利島村でやるときは、招待状がなくても来てくださいということですか。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 石野議員のご質問にお答えします。

利島の会場のものは特段人数制限等々、当然当日というか、新型コロナウイルスの感染状況とか、そういったところも加味しなければいけないところとか、あまり密になり過ぎてはいけないとか、そういったところはあるかもしれませんが、住民の方にはぜひご参列というか、ご参加していただきたいと考えております。

〔「次、トレーラーハウス」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） それでは、トレーラーハウスの運用について。

隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） よろしく申し上げます。

トレーラーハウスの運用についてでございますが、1つ目の建築基準法に関してでございます。交流会館から予備電源を引き込んでいる1台なのですけれども、工具を使用せずに電源配線の取り外しが可能な状態となっております。なので、建築基準法の適用は受けないと考えております。ガスについてでございますが、トレーラーハウスには直接接続されていない状況でして、予備電源として活用している発電機のほうに接続されています。発電機からの配線はトレーラーハウスに接続されておりますが、こちらについても工具を使用せずに取り外しが可能な状態となっております。

2つ目の工事の詳細についてでございますが、追加工事については昨日も申し上げたとおりでございますが、蓄電池や水循環システムを搭載している部屋の換気能力及び効率向上、インバーターの交換を実施してございます。実証実験中の補償範囲で費用はかかっておりません。

成果についてでございますが、実証実験を開始して約3か月経過した段階ですけれども、降雨が少ない7月、8月を雨水のみで乗り越えられたことは大きな成果だと認識しております。また、曇天が多かった6月についても、総電力使用量の約89%を太陽光発電で賄っております。

今後の使用方法に関してでございますが、住宅建設が完了するまで、現在の入居者の方に引き続きご利用いただく予定でございます。それ以降の利用計画については検討中でございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） トレーラーハウスについては賛否はいろいろとありますが、違法性がないということであればそれで了解です。

確認ですが、交流会館からの線がキューブ、外側のボックスに連結されています。どのように接続されているのか、教えていただけますか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 石野議員のご質問にお答えします。

ご質問いただいたときに、ボックスの写真を撮ってきたので、後でお見せしようかなと思うのですが、基本手で回して取れるような形になってございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 今後もしばらくの間、住宅等の使用を見込まれているということならば、これは車なのか何なのか、ナンバーがあるので、車だと思うのですが、車検はどうなるのですか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 石野議員のご質問にお答えします。

現時点ですけれども、ナンバーを1回取り外して、車検は取らない予定でおります。もし移動しなければいけないときには、仮ナンバーを取得して移動するような形を取ろうと考えております。以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） ちょっとよく分からなかったのですけれども、交流会館へずっと置いておくつもりなのですか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 石野議員のご質問にお答えします。

先ほどお答えしたとおりになってしまうのですけれども、今入居いただいている方の転居先が見つかるまではそのまま住んでいただくのですけれども、それ以降はちょっとまだ検討中でございます。正式な回答は控えさせていただこうかなと思います。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） では、今住んでいる人が出れば解体するということですか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 石野議員のご質問にお答えします。

すみません。繰り返して申し訳ないのですけれども、住んでいる人が転居後の利用方法はちょっとまだ検討中でございますので、解体するかどうかはまだ検討中でございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 住宅ができれば、今住んでいる人は引っ越すのでしょうかけれども、その後は今何と言いましたか。

〔「検討中」と言う人あり〕

○4番（石野 治君） 検討中ということですか。まだそのまま置いておくか、解体するかは分からないということですね。

○議長（寺田 優君） トレーラーハウスはそれでいいのかな。次へ行っていていいですか。

議会資料の提出、配付日について。

榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 石野議員のご質問にお答えします。

議会資料の提出や配付日についてでございます。現在の議案の配付やその期限、配付日時ですか、そういった日程などについては、議会との事前の協議において取り組んでいるところとなっているかと認識しております。議会開催日の年間のスケジュールによって、今年度からですか、決まっていることから、議会と協議しながら対応できるところは取り組んでいきたいと考えております。

一方で、行政報告については現時点でも開会日の3週間前までの報告となっており、さらに前倒しで行うことで次の議会での報告になってしまうといったところで、時間がさらに空いてしまうこともありますので、行政報告の日程の前倒しについては、適当な時期に報告するという趣旨を踏まえて、さらに検討する必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） これについては、議会のほうで協議させていただきました。

議長のほうから申入れ済みか、これから申し入れると思います。結果を待って、再度12月の質問となるかもしれません。

これで終わります。

○議長（寺田 優君） それでは、次の議会へのタブレット導入について。

入議会事務局長。

〔議会事務局長（入 恵子君）登壇〕

○議会事務局長（入 恵子君） 石野議員の質問についてお答えいたします。

導入したタブレットは、議会資料の受信や閲覧のみならず、インターネット上の検索ができます。具体的な使用法については、画面上のサファリという方位磁石のような印のものをタップし、任意の検索サイトに移動して使用いただくことができます。

2番についても同じような回答になります。

行政報告を含む議案書の村役場ホームページへのアップロードについては、議員の議案配付の日に行っております。なお、先般の説明会でお伝えしたとおり、ホームページに議案書がアップされるよりも以前に、行政報告や答弁骨子をコンピューターで確認されたい場合は、議会事務局にご連絡をいただければメール等で送信することにしております。

以上です。

○議長（寺田 優君） それでは、石野議員の一般質問を終了いたします。

〔「休憩」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 休憩する。

では、5分間休憩します。

（休憩 午後 1時52分）

（再開 午後 2時00分）

○議長（寺田 優君） それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

引き続き井口議員の一般質問を行います。

井口議員。

〔「ちょっと1点、石野議員の関係で」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） これ、我々議員に直接影響するので、確認しておかなければいけないと思っています。ここでなくてもよかったですけれども。

まず、今のタブレットのところで事務局長の答弁なので、3番の下段から3段目まで。3段目から読み上げます。ホームページに議案書がアップされるよりも以前に行政報告や答弁骨子をコンピューターで、ということはパソコンということなのだろうと思いますが、確認したい場合は、議会事務局に連絡していただければ対応しますと、こういう答弁になっているのです。というのは、議案がアップされる前でも結構ですと。議案は、例えば今回でいいますと、9月の12日にアップされていると思うのです、私の記憶違いでなければ。日にちはいいです。勘違いするとまずいから。

それ以前に我々、一般質問書は9月の5日だったかに出されているわけです。そうすると、議案の12日まで、12日に議案が出されて、それで後の何日かに行政報告並びに答弁書、これがアップされているわけです。ところが、どう読んでも議案書がアップされるよりも以前にと書いてあるから、可能ですと、問い合わせてくれれば。ということは、できているということなのです、答弁書が。状況的に見て、今日一般質問を出しましたと。そうしたら、あした答弁書ができているとは、これは誰も思いません。そんなへ理屈みたいなことは言いません。だけれども、数日間、これだと要するに5日から12日までの間、今の日程で言えば。この1週間の間にはその前にいつでもどうぞと。いつでもといっても今日出してあした答弁書をよこせということでは、これはそれこそ誰かではないから、無理言うなよということだろうと思うけれども。こういう具合に読めるけれども、これはこれでいいのですか。

それから、もう一点、事のついでに申し上げます。これは石野議員が私ども議員の集まりの協議

会の席で、開会10日前には答弁書、もしくは議案書を含めて行政報告はもちろん、これは我々議員のほうへ送達してほしいということは申し合わせました。これは今休憩中に聞きましたら、行政に届いていると。議長が任務を果たしているのです。受け止めた行政はどうなっているのだと。この答弁でいいのかということです。先ほど述べた3番の答弁で。

〔休憩いいですか。確認します〕という人あり〕

○議長（寺田 優君） 休憩します。

（休憩 午後 2時07分）

（再開 午後 2時15分）

○議長（寺田 優君） それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

こちらのほうに書いてあるところなのですが、答弁骨子をメールいただければ早く出すよというのは、できていればお出しできるかなというふうには考えておりますけれども、答弁骨子も村長が先ほど来申し上げているとおり、管理職の中で答弁について調整というか、議論を尽くしているところがございますので、現状で考えると決められた日程よりも前に出すことというのはなかなか難しいのかなというふうに考えております。また、議長より村長に提出の日程が前倒しになっているといったこと、村長も承っているところではございますが、今後管理職の中でもできるかできないかといったことも含めて検討させていただきたいというふうに考えておまして、現時点でできるともできないともお答えが難しいのかなというふうに考えております。

また、いろいろところでタブレットを導入している中も含めて、また会期が1年間の年間スケジュールがある程度決まったという中で、どこまでが前倒しできて、どこまでが前倒しできないのかといったところについては、これは議会の皆様と意見交換というか、協議させていただきながら、丁寧に進めさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それは、今後のことについては申し上げているように、我々の意思表示としては議長を通じて申し述べているはずなので、それはそれで今後の検討課題になろうかと思うのです。

ただ、私が質問しているのはそこは全く別なのです。答弁のことを言っているのです。答弁のこと。答弁書にはそうして書いて、そのように答弁していますよと。議案の前でも要望があれば送

りますよと。もちろんいものを送るわけにいかないのだ。先ほどからくどくど申し述べたでしょう。今日、議員が提出期限で質問書を出した途端にすぐ答弁書をよこすなんて、これは社会的に見ても通用しません。だけれども、議員なら議員がしかるべきときに、もう3日たったと、あさってには議案書が出てくると、その前ならいつでも送りますよと、ご要望があれば事務局へ。この答弁はどうするのだということです。修正撤回するのかどうか。今後の課題はどうするかというのは、私たちの意思表示というか、議会の総意というのは、こんな答弁が出てくるとは思っていないから。だから、今後の課題として行政と協議しながら、議会が一方的に決めるわけにいかぬでしょうし、総務課長が言うように、お互いに寄り合えるところは寄り合うような協議はこれから始まるのでしよう。私たちは、10日前には答弁書を欲しいと、あるいは議案書を欲しいと、開会10日前。今は5日前です。答弁書が出てくるのは。議案書は確かにそれより何日前だけれども。だから、質問に対しての答弁になっていないと言ったほうが早いのでしょうか。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問に対してお答えさせていただきます。

答弁骨子の書かれている文言について、事前にできたものについてはお渡しできるかなというような意味合いで書かせていただいたと思っておりますが、そこについてはちょっと訂正というか、修正させていただいて、やっぱりいただいた一般質問に対して丁寧に管理職の中でも検討させていただきたいというところもございますので、今の現時点としては前倒しをできるというような現状ではございませんといったところで訂正させていただきます。

ただ、ほかの議員のご質問がどういったものがあるかと、そういったものについては適宜議員の方から一般質問が提出された段階でほかの議員の方にお配りするの、議員の皆様のご同意というか、得られれば問題ないのかなといったところでは考えております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 私ごとを含めて恐縮なのですが、私のように真面目な人は期日に出すのです、期日に。ところが、不真面目とは言いませんよ。それよりもっと真面目な人がいるのです。早々と人によっては10日前とか。9月の5日までが提出期限ですよと言うと、それを聞いた途端にそれを遡ること10日前とか、私以上に真面目な人がいる。そうやって真面目な議員に対しては対応しますと。例えば皆さんが送ってくる議案は、今月で言えば12日なのだが、しかしある議員については8月の20日頃出ていると。そうしたら、その9月の12日という日程には関係なく、その議員さんには要望があれば9月の1日頃とか、20日に出ていれば8月の27日頃か、送りますよと。何かこだわっているから、そういうことになる。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

私の答弁の仕方がまずかったのかなといったところ。決して早く出したから早くこっちも答えるよと、そういうことを言っているわけではなくて、ほかの議員の方で、一例を申していいのかな。もし前田議員が、笹岡議員がどんな質問があったのというふうにお聞きされれば、こちらもそれは議員の一般質問なので、お答えというか、メールで送ることはやぶさかでないというような意味合いで答弁させていただいたということで、前田議員が早めに一般質問を出したから、前田議員の答弁骨子は先に送るよと、そういったことは決してございません。あくまでも一律で皆さんに送るときは一緒に送るといったところで、そこは訂正というか。早く出したから早く答弁をつくって早く答えるということはしないので、議員の皆様からの一般質問が出そろった時点で、当然答弁の同じような質問があったときに、片方の議員と片方の議員が違う答弁をこちらもつくるわけにもいかないといったところもございますので、そこは全議員から一般質問が上がった時点で村のほうも最終調整というのですか、入っていくような段取りをしていますので、早く出したから、遅く出したからといったところをご懸念に及ばないのかなというふうにご考えております。

私が先ほど来申しているのは、ほかの議員、議員の中のお話になってしまうので、これがどうなのかということはあるのですけれども、ほかの議員の皆様同士で一般質問を私はこういうものを行いますよとかという連絡の中をしているのでしたら、全然そんなことは無用だとか、必要ないよというようなお話になってくるのかなというふうにご考えておりますけれども、こういった質問が来たのとか、そういったものに対してのお答えはメール等々でお答えさせていただけるのかなというので、答弁骨子が出来上がる前にメールを送るというような趣旨のことは、その要は一般質問でこんな質問が来ましたというのだけを議員の皆様にもまずご周知させていただくような意味合いで先ほどちょっと答弁させていただいたといったところでございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 私の聞き漏らしかもしれないので、確認だけさせてもらいます。

ということは、この答弁書、これの先ほど指摘した答弁書の下段のところ、3番の。これは誤りで、撤回するということですか。そういう具合に答弁しているよということですか。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、撤回というか、ちょっと間違えていたといったところでございます。

○議長（寺田 優君） それでは、井口議員の一般質問を行ってください。

井口議員。

〔5番（井口 保君）登壇〕

○5番（井口 保君） それでは、最後の質問者になりますが、4点ほど質問させていただきます。

まず、ごみ焼却施設について。議会では、予算は承認されていますが、その後の計画は進んでいますか。

2番目、株式会社TOSHIMAの作業員について。同社が棧橋にて業務を開始してから何年がたちますか。今現在の作業員の給与実態は。

3番目、遺跡について。大石山遺跡が整備されていますが、見学者の姿があまり見かけられません。今後のPRはどのように考えていますか。

4番目、生ごみ処理槽について。現在の状態では、タンクでの処理が終了になると思いますが、今後の計画はありますか。

以上、4点順次お願いいたします。

○議長（寺田 優君） それでは、初めにごみ焼却施設について答弁をお願いいたします。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 井口議員のご質問に答えさせていただきます。

当初6月に条件付一般競争入札を告示し、7月に入札を行い契約締結、8月からの着工を予定していました。入札を公告しましたが、応札希望者がありませんでした。現在早期に再調達できるよう、その内容及び方法を含めた検討を進めるべく情報収集を行っています。

以上です。

○議長（寺田 優君） 井口議員。

〔5番（井口 保君）登壇〕

○5番（井口 保君） このごみ焼却施設については、他の議員からもいろいろと質問されておりました。

そこで、ちょっとお聞きしたいのですが、ここのことについては村のほうからもそういった説明はいただいているのですが、果たしてこれをいつ頃までにできるのかできないのか。ということは、もし今の焼却場、ごみ処理をされている焼却場施設が壊れてしまったとき、結局住民は不便になると思うのです。そこで、他の議員の質問に対してはそういったものは修理しながら使っていくようなことは述べていましたが、結局はそこで今回の応札がなかったということで、要するに延びていくと思うのですが、そうなってくると余計なお金がどんどんかかっていくと。果たしていつになったらこれができるのかなど。住民さんのほうも心配しているのです、大分。一体いつになったらできるのかという言われているのですが、それはたしか行政のほうでは応札者がいないものを勝手に業者決めるわけにはいかないと。そこで、大変苦慮していると思うのですけれども、何とか早くしていただきたいと思うのが住民さんの考えです。

そこで、担当課長にお聞きしたいのですが、一体いつ頃を目安にしているのか。その辺お答えできますか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えいたします。

住民の皆様にはご心配をおかけし、申し訳ございません。正直スケジュールに関しまして、現在情報収集中でございます。具体的にいつというのは申し上げられませんが、なるべく急ぎで進めたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 井口議員。

〔5番（井口 保君）登壇〕

○5番（井口 保君） このことに関しては、結構分からないお金もかかっていくのかなと考えてしまうのです。結局今の世界情勢で、どんどん、どんどん何もかもが値段が上がっていています。そういったところで、最初利島村では6億の予算を組んで、それで応札者を望んだところなかったということになってくると、一体どうなっていくのかなということ、果たしてどのぐらいの金額であれば応札者が出てくるのか、私一向に分かりませんが、村も結構厳しいだろうなと思っています。

そこで、何か簡単など言っでは申し訳ないけれども、仮設的な焼却施設を取り入れるようなことはできませんか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

具体的なところを申し上げられないですけれども、仮設的なものというのはサイズが小さいものを指すのか、どういったところを指すのか、正直今のところぱっとこれだというものがないのですけれども、仮設的なところを設けたとしても、またいろいろ規制、ダイオキシン特措法だの大防法だのいろんな規制を受けてまいりますので、新たな施設の整備を急ぎつつ、現在の設備を延命して進めて、何とか長らえて、施設の完成を急ぎたいというところを考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 井口議員。

〔5番（井口 保君）登壇〕

○5番（井口 保君） ということは、やっぱりどうしてもお金がかかっていくということですね。

果たしてどのぐらい食い込んでいくのか。要するに今現在の焼却施設、結構壊れてしまっていて、結局作業する人が苦勞されていると、そういった状態です。だから、要するにいつ壊れてもおかし

くないというのが住民の声なのです。それで、心配して電話をくれたり、擦れ違ったりなんだりするときに、一体いつになったらできるのというようなことを言われているものですから、そこで質問させていただいたのですけれども、担当課長も相当苦勞されていると思います。村長をはじめ皆さん、相当な苦勞だろうと、この関係については。だから、そこら辺でなるべく早く応札して、それで入札ができる状態に持っていければなと思っています。とにかく頑張ってもらっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次をお願いします。

○議長（寺田 優君） 次は、株式会社TOSHIMAの作業員についてであります。

荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 井口議員のご質問にお答えします。

株式会社TOSHIMAの作業員についてですけれども、株式会社TOSHIMAは平成27年から東海汽船の代理店業務等定期航路業務事業を請け負っております。年数でいうと9年目になります。社員の給与額につきましては、こちらでの発表というのは差し控えさせていただきますけれども、会社の規定により支給されております。昇給も会社の規定によってあるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 井口議員。

〔5番（井口 保君）登壇〕

○5番（井口 保君） この（株）TOSHIMAに関して、結局私ども利用している側から見ると、作業員の方は相当苦勞して、今年特に暑い中努力されているのです。そういった人たちの給与というのは、果たして一番最初の給与で決められた額、それが果たして上がっているのかというのがあったのです。そこで、こういった質問をさせてもらったのですが、働けど働けど給与は上がらないというような形だと、長く勤める人はそうはいないだろうと。そういった心配から、できたら少しでも上げていただければ作業員の方は喜ぶだろうなど。

せっかく一生懸命やっただいている人たちの給与が上がらないというのは、これは端から見てもおかしい問題なのです。どこの作業所で働いていても、給与は上がっていきます。村だって給与規定があって、上がったりのんだりしていくわけなのです。そういった点で、私は働いている人たちが少しでも働く喜びというのですか、そういったものがあればうれしいだろうと思って質問しているのですが、私も（株）TOSHIMAの前に要するに働かせてもらっていて、私どものやっていたときには固定されてしまっていたのです。幾ら頑張ろうと何しようとならない。全部最初から同じ金額でやっていました。ですから、あえてそういった質問をさせてもらっています。やっぱり作業員が頑張るには、給与も少なくとも少しずつでもいいから上がっていく。そういった

喜びを与えないと、やっぱり働く意欲というのは失われていくのではないかなと思うので、質問させてもらっています。そこら辺、課長のお考えをお聞かせください。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 井口議員のご質問にお答えします。

今井口議員がご心配いただいている昇給だとか昇格に関しては、会社の規定でやっているということは確認しております。それにプラスして、例えば休暇制度だとか、女性で言えば育休、男性も今育休とか取れるようになってきていると思うのですが、そういったところで長く働きたいと思えるような福利厚生を充実していくというのは現社長もおっしゃっていることですので、それに関しては村も理解を示しておりますし、後押しはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「では、次をお願いします」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 遺跡についてです。

弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君） お答えをいたします。

大石山遺跡についてでございますけれども、縄文時代からの出土遺物も量が多く、学術的価値もかなり高い遺跡であるというふうに認識をしてございますし、加えて利島の先人の先輩方の生活や歴史、文化を伝える貴重な財産であるというふうにも認識をしてございます。令和3年の6月に大石山遺跡の丘としてヘリポートの近くに遺跡としてはオープンしたというふうなところでございまして、見学者にその意義を伝えて、加えてかなりきれいな景色がそこから見えますので、美しい景観とともに楽しんでいただけるように、展示板を掲示したり、イベントを開催したり、草刈り等を実施したりというところを遺跡のオープン以来、これまで実施をしてきたところです。加えて例えば様々教育委員会で行う行事等々について見学のメニューの一つに入れたりとか、そういったことをこれまで取り組んできてございます。

ご指摘いただきましたPRの方策についてでございますけれども、複数の段階があるかなというふうに思っております。まずは知っていただくというところ。例えばそういう遺跡があったのだねというふうなお声もいただきますので、まずは知っていただくというふうな段階や、その上で足を運んでいただくと。足を運んでいただいた上でも、ちょっと坂になっておりますけれども、行ってみて結構楽しかったなと言ってもらえるように、そういったところといった複数の段階があるなというふうに思っております。実現可能なPRの方策について検討いたしまして、できることから着手をしていきたいと。

ただ、1点補足をさせていただくと、なかなか難しい面も正直ございまして、例えば議員にご指

摘いただきましたような、あまり見学者が見当たらないのだというふうなお声、私もお聞きをしたことがあります。正確な数値ではかっていないので、どちらが本当にいるのかいないのかというところは確かに分からないところがございますけれども、そういった声があるのも事実でございます。加えて何か対策をしなければならぬ、できるといいねというふうなお声もいただいたことがございます。ただ、加えて具体的に、ではどういふふうな対策を打つべきかというところを、なかなかこれならできそうだという案を私は聞いたことがまずなくて、私自身もどういふふうと考えていけばいいのかなというふうなところ、正直なところ悩んでいるところでもございますので、骨子でお書きしたように、実現可能なPRの方策を検討いたしまして、具体的に形にしていけるように努力をしていきたいというふうな思っております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 井口議員。

〔5番（井口 保君）登壇〕

○5番（井口 保君） この大石山遺跡というのは、利島村の貴重な財産だと思うのです。それで、私要するに膝を手術してから時々栈橋でリハビリがてら散歩したりなんだりして、そのたびに誰も会ったことないな、今日も会わないなというあれで、知っているのだろうか、知らないのだろうかという考え方があったもので、それでこの大石山遺跡を教育委員会のほうで頼んでいるのだろうと思うけれども、掃除されている方、一生懸命掃除してくれています。きれいになっています。

私も足が悪いもので、そう何回も行くわけにはいかないのですが、あれなのですが、ただ果たしてこういったものをどうやってPRしたらいいのだろうかというのは、実は私も考えていまして、要するに利島の物産展や何かでもそういったものを、こういったあれがありますよとか、要するに島じまんのときにもそういったパネルを出すか、写真を出すか、そういった形でPRしていったほうがよろしいのではないかと考えています。そこら辺は教育委員会の考え方でございまして、私はできたらそういった形でどんどん、どんどんPRしていけたらいいのではないかなと考えています。それと、利島村の広報のところにもちょっと写真を載せたりとかということもできるのではないかと考えています。

それと、もう一つ、大石山遺跡と同時にケッケイ山遺跡というのがあるのです。それで、そちらについては全然、ケッケイ山遺跡はそのままやぶの中だという話なのです。できたらそちらも整備されたほうがよろしいのではないかなと考えているのですけれども、果たして教育長はご存じなのかどうか、私聞いたことはないのですが、分かりませんが、ケッケイ山遺跡もあるということで、私自身もケッケイ山遺跡という場所を正直知りません。私もこの市まで生まれ育った人間ではないもので、そういったところは分かってはいないのですが、そういったケッケイ山遺跡もあるのだということは聞いています。そこで、今後ケッケイ山遺跡ももし整備できるものであれば、整備されたらいかがかなと考えているので、こういった質問をさせていただきました。教育長のお考えをお聞か

せいただければと思います。

○議長（寺田 優君） 弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君） お答えをいたします。ありがとうございます。

一つは、PRに関してですけれども、例えば島じまん等々のイベントにも周知をしていけるというのではないかという話をいただきました。その辺りは村の役場の観光の担当とも連携しながら、前向きに検討していきたいというふうに思っております。例えば今この遺跡、令和3年の6月にオープンをしましたので、村の様々なパンフレット等にも更新時期の関係で掲載されていないケースが多いのです。つまり令和3年度以前に作られたパンフレット等々には当然この遺跡の丘のことは載っていないわけで、その辺り更新のタイミングで地道に着実に載せていくというところが一つ考えられるかなというふうにも思っておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

もう一つ、ケッケイ山遺跡についてお尋ねをいただきましたけれども、この辺りも教育委員会の事務局の中でもまた検討していければというふうに思うのですが、現時点でのまさに教育委員会としての議会での答弁というところでいくと、まずは既に整備した遺跡である大石山遺跡を、まず一つしっかりと多くの方に見ていただいて、知っていただいてというところをやらないと、もう一つの遺跡を整備したとしてもまた同じような状況になるというふうに考えてございまして、ですので議員にご指摘いただきました大石山遺跡のPRのほうをどういった形で盛り上げていけるかというところを優先的に考えていくべきかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 井口議員。

〔5番（井口 保君）登壇〕

○5番（井口 保君） 大石山遺跡が全部整備されていますから、大石山遺跡をまず最初にPRしていきたいというお考えは分かりました。

それと同時に、せっかくもう一つのケッケイ山遺跡があるのだから、そこら辺も教育委員会の中でよく話し合っていて、そういった利島の財産だと思うのです、縄文時代からある遺跡ですから。2つとも利島の財産ですから、そこら辺を十分に利島村にはこういった遺跡があるのだよということをできるだけ多くの方に知ってもらえるようにしていったらいいかなと思います。若い人であればSNSですか、ああいったものに拡散していただいて、利島にはこういった遺跡もあるのだよということをやっていたらなと思っております。今後の計画については教育長のほうからこういった答えが後で出てくるのか分かりませんが、私もこの辺については教育委員会の考え方を見守っていきたくて思っていますので、よろしく願いいたします。答弁は結構でございます。

次、お願いします。

○議長（寺田 優君） それでは、生ごみ処理槽について。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

村役場庁舎前に設置している生ごみ処理槽については3基が整備されていますが、1基ずつ順番に使用しており、その後全ての槽がいっぱいになり、2回かき出しています。導入している生ごみ処理槽の使用では、3年間で90%減容されるものですが、住民による分別収集の協力により想定以上の生ごみの回収があり、現在分解が追いつかない状態です。このためジシंगा沢ストックヤードにおいてさらなる減容化を行っています。

以上です。

○議長（寺田 優君） 井口議員。

〔5番（井口 保君）登壇〕

○5番（井口 保君） 2回かき出して、その分はジシंगा沢ストックヤードのほうへ持って行って穴を掘って埋めて、そこで細菌ですか、自然な細菌もありますし、それと村のほうでも何だかさっきBMだかEMだか何だか、そういったあれがあるというようなことを述べておりましたが、そのあれをしたときにEM菌ですか、それをどのぐらいまいたのか。結構な量をまかないと恐らく、それはEM菌というのはある程度自然にあるあれと合体して、一生懸命食ってくれと、それで分解してくれるのだというようなことは聞いているのですが、そのEM菌というのを果たしてどのぐらいまかれたのか。まかれていないとすれば、ただ自然の細菌だけで分解させようとしているのか。一体どういった形を取られているのか、説明してください。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

EM菌自体は用いておりません。ただ、今の生ごみ処理槽に対して発酵促進剤というものがございしますので、そちらのほうを適宜、具体的な量はどのくらいかというのは、正直なところそこまでは計量等もしておりませんので、やっておりますけれども、生ごみ処理槽自体で発酵促進剤というものがございしますので、生ごみを入れながら発酵促進剤を投入させていただいて、生ごみ処理槽の中では促進していつているというか、発酵というか、減容化が進んでいるかなと思っています。

ジシंगा沢ストックヤードに持っていった後に関しては、促進剤は別に投入するとか、そういうことはしておりません。

以上です。

○議長（寺田 優君） 井口議員。

〔5番（井口 保君）登壇〕

○5番（井口 保君） ということは、要するにジシंगा沢のほうへ持っていつている生ごみについては、要するに自然の菌でやっていくのだという考えだろうと思うのですが、果たしてそうするとあれだけのものの量、相当なある程度量があると思うのですが、それを分解するには結構なある程度年数がかかるのではないかと思うのです。だから、EM菌というのをそれにプラスしてやったほうが、より早くいくのかなと思うのですけれども、その辺は課長、考えていませんか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

現在生ごみ処理槽の中で処理の促進剤を入れて、実際それを投入しているものも結局今の生ごみ処理槽の中でも実際は土壌にある菌で減容が進んでいつているというふうに思っております。上に持っていつて、もともと土壌の菌は持っていつているものにもついつているし、ストックヤード自体にも土壌の菌がいるというところで、そこで発酵は進んでいくものであると思っております。

実際に現状、物を入れてそこに落ち葉等のものと一緒置いてあるところですけども、なかなか黒い土状のものになってきています。ただ、それは上のほうのものでありますので、下までちょっと掘って、大きいバックホー等もないので、下まで掘れていないのですけれども、上に関しては黒いものになっているという話も報告を受けておりますので、そこは酸素の供給等もやれるように筒状のものも用意させていただいて、そこで今進めておりますので、その状況を見ながら特段菌を新たに投入するということはしないで進めて、様子を見て、今後の状況を見ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 井口議員。

〔5番（井口 保君）登壇〕

○5番（井口 保君） 要するに課長は自然の菌でなるべくやっていくのだという考え方をお持ちなのかと思っております。

そこで、もしタンクを増やすとしたら、また庁舎前、そこへ1基増やすかもしれないというのは検討しているみたいですけども、私見たところ、桜の木を切らなければそこにはもう一基は増やせないだろうと。反対側は石碑だか何だか建てた銘板のあれがあるので、そっちには掘れないと。掘れるとすれば、こっちの桜の木を切ってやるしかないのかなと思って見ていたのですけれども、そうすると村としてはもう一基増やすときにはどのようなところに増やすのか、分かっていたら教えてください。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 議員の質問に回答させていただきます。

正直なところ、まだどこに入れようと、庁舎の中に置くのか、そこもまだ決まっておられませんので、ここですというのは提示できない状況でございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 井口議員。

〔5番（井口 保君）登壇〕

○5番（井口 保君） そうすると、庁舎の前とか何とか、まだそういったものは考えていないと。要するにどこへ作るかもまだ未定だというようなことみたいですが、できたら正直なことを言って、本来この前にせつかく3基あって、それと続ければ楽なのです。ところが、それを別個1個別に持っていったときの設備、それが結構大変ではないかと思うのです。水とか何とかも必要でしょう。そういったあれを考えると、さて果たしてどこへ持っていくのかなと私思うのですが、できたら3基で済めばよろしいのですが、そこら辺は増やすにしても、どこへまだ持っていくかも分からないということですので、ではそういった考えであるならば、この3基のかき出しをある程度どんどん回数を増やして、それでやるのかな。そうでないと生ごみを持って、たまに私も入れるのです。そうするといっぱいだよと思うときがあるので、そこら辺をどこへ増やすのか。そこら辺もちょっと心配になってきているのですが、課長のお考えというか、村で検討されているのは、まだまだどこに増やすかは分かりませんよというお考えをいただいておいて、それでよしとするのか。果たして役場前に固執していくのか、そこら辺できてから私どもは気がつくわけですが、その辺課長、どこへという考えはまだまだ決まらないということではよろしいのですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） すみません。先ほどの話なのですけれども、最終的に生ごみ処理槽を入れるかどうかというのもまだこれからの話でありまして、新たに増やすかどうかという話も。現状につきましては、ジシंगा沢ストックヤードの減容されていく状況を見て判断させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） それでは、井口議員の一般質問を終了いたします。

ここで5分間、休憩をいたします。

（休憩 午後 2時59分）

（再開 午後 3時13分）

○議長（寺田 優君） それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

議案に進む前に何か質問があるそうなので、それを許します。

前田議員。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） 最後の確認なのですけれども、先ほど来生ごみ関係の話が出ていましたけれども、行政側の答弁で課長が減容、減容という言い方をしていましたけれども、それも3年間で90%減ると、容積、体積というのですか、容積が減るということなのですけれども、実は私30年、40年ぐらい前の話になるのですけれども、自宅で家庭用のコンポスト、あれを3か月間ぐらい試しで使ったことがあるのです。そのときに確かに生ごみを投入して減ることは減るのです。ただ、生ごみは毎日出るものです。今のコンポストは知らないのですけれども、当時は生ごみを洗って投入してくれと。要は調味料、しょうゆだとかソースだとか、そういったものがついていてと駄目だからと言われて、わざわざ生ごみを水で一回洗って、洗うというか、流して、それで投入していたという記憶があるのですけれども。今の利島の生ごみの回収の場合には、多分そういうことはやっていないと思うのです。ただバケツにぶっ込んで持って行ってもらうと。それを処理槽に入れてもらうということなのですけれども、処理槽にごちゃの生ごみを投入して、それが3年たてば90%減るよと。それも固形物が減るのか、あるいは固形物がみんな細菌が食べて液状になっているのか。それをくみ取ってジシガ沢に持って行っていいのか。それとも個体状態のままを持って行っていいのか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思ったのですけれども。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えいたします。

現状の形で液体というところまではいいないです、状況として。実際に搬出をかけている感じに関しまして。まるで固いものかという、いわゆる固体というものかという、そうでもないかな。若干は溶け出すという違いはありますが、よくいう弾性体というやつではないのですけれども、実際のところはどろどろな液体状でもないけれども、がちがちの固体でもない。泥状のようなもの、泥もそんなにどろどろしたものではなくて、主観的になってしまいますけれども、まだ形状としては保ってしまっているかなという、ただ泥の方向かなと。それがこの前、実際かき出したものの状態でした。

○議長（寺田 優君） 前田議員。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） そうすると、今の処理槽の容積、何立方あるのか知りませんが、3年たっただけで出して持って行っていいのか。現状例えば半分ぐらいになっているよとか、固形状というか、粘土状というか、それが半分ぐらいになっているのか、あるいは3分の1ぐらいまで減っているのか、その辺はどうなのですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

現状正直なところ3年間もっていないというところでございまして、3年の1月から本格的に開始をスタートして、4年度中にも1回かき出しをしていますので、1槽当たり半年からちょっとというところですか。それが3年で回って1年半とまでいかない。半は過ぎたのかな。具体的なところはお示しできないのですが、その段階で3年間たっていない状態をかき出しを行っていますので、3年間で90%というのは私どものほうで確認も取れていないというのが正直なところでございます。

○議長（寺田 優君） 前田議員。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） 先ほどの石野議員の一般質問の中でもありましたけれども、家庭用のコンポスト、あれを導入したらと。実は私も1年前か2年前に同じ提案をしたことがあって、過去にやっていたよといって却下といたしますか、そういう状態だったと私認識しているのですが、去年の10月でしたか。議員研修で徳島の勝浦町だったかな、行ったときに、あそこはごみゼロを目指しているということで、やっぱり家庭用のコンポストを使わせているのです、各家庭に。なるべく処理場に、集荷場といったかな、あそこ。持ち込む量を減らすと。極力減らすのだということで、ごみの選別も徹底していました。同じ紙類でも段ボールから新聞から雑誌から全部分けると。そこは別に言いませんけれども、もう一度やっぱり利島でも考える必要があるのではないかなと思います。処理槽をもう一基増やすだの2基増やすという話の前に、やっぱりいかにして生ごみを減らしていくか。その辺ももう一回考えてみる必要があるかと思えます。

先ほど言いましたけれども、生ごみであれば何でもいいのだと、調味料がかかっているのが、酒がかかっているのが、アルコールがかかっているのが関係ないのだというのではなくて、やっぱりその辺も処理槽のメーカーなりに確認してもらって、どういう状態で投入したらいいのか。その辺もきっちり詰めてもらった上で、どうしてももう一基必要だ、あるいはもう二基処理槽が必要だというのであるいは、それはそれでしょうがないのしょうけれども、その辺をもう一度詰めてもらって話を進めていただきたいと思えます。

以上です。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） みんなで言う。

〔「ごみのことじゃないです」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） ごみのことではなくて、今前田議員からありましたから案件を見ますと、皆さん今回たまたまかな、全ての議員がごみ問題を扱っているわけですが、どうなのでしょう。

こういう問題というのは、俗に言う集中審議といいますか。それは議会の協議会なりでそういう場、案件を設定して、集中してそれだけ別件でやりましょうと。例えばごみの問題ならごみの問題。そうでないと議事が、一般質問で皆さん途中で切ったりして終わっていたのだけれども、また手を挙げてごみの問題が出てくるというようなことになるわけで、その辺は議事の進行上の問題といいましか、議会の問題で、今後協議会でこの案件等、集中して審議したいものがありますかというようなことでみんなで申し合わせで、この案件については集中審議しますということで行政にあらかじめ申し入れるとか、そういう方策を考えられたらいかかと思うのですけれども。答弁とかそういう問題ではないので、今後議会の課題として、それを含めて検討していきたいなど。意見です。

◎日程第3 議案第42号 利島村表彰条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第43号 利島村総合開発審議会条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第44号 利島村財産価格審議会条例の一部を改正する条例

○議長（寺田 優君） それでは、日程3、議案第42号と日程4の議案第43号と日程5の議案第44号についてなのですけれども、同じような内容の議案となっていますので、この3案については同時にやりたいと思うのですけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） それでは、日程3、議案第42号 利島村表彰条例の一部を改正する条例、それから日程第4、議案第43号 利島村総合開発審議会条例の一部を改正する条例、日程5、議案第44号 利島村財産価格審議会条例の一部を改正する条例を一括上程いたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） ページ数でいうと114分の5ページを御覧ください。

議案第42号 利島村表彰条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和5年9月19日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。

委員委嘱の際、住民を委嘱するに当たり、「学識関係者」を「有識者」に改める。

続きまして、114分の11ページを御覧ください。

議案第43号 利島村総合開発審議会条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和5年9月19日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。

委員委嘱の際、住民を委嘱するに当たり、「学識経験者」を「有識者」に改める。

続きまして、114分の17ページを御覧ください。

議案第44号 利島村財産価格審議会条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和5年9月19日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。

委員委嘱の際、住民を委嘱するに当たり、「学識経験者」を「有識者」に改める。

詳細に関しまして、所管より説明いたします。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） こちらのほうの議案について、条例改正の部分についてご説明申し上げます。

先般議会でも度々話題に上がりました。まず、議案の第44号のほうです。財産価格審議会の条例の中で、顧問弁護士等々に確認しても、学識経験者はいくまでも学識経験者だといったところで、そこは条例の修正というか、条例の改正をしたほうがいいのではないかというようなご意見を頂戴し、また議員の皆様にもご心配というか、ご迷惑をかけているところがございますので、学識経験者というところを有識者に改めるといったところを今回条例改正を行うに当たり、財産価格審議会以外にもそれぞれ総合開発審議会、また表彰条例の中に含まれる表彰審議会ですか、そちらのほうも学識経験者というような文言がうたわれておりましたので、そちらを全て3つ合わせて有識者に改めるといったことを今回上程させていただいています。ご審議のほうよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（寺田 優君） これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手を願います。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 3案件のうち、職員が委員になっている条例はどれとどれがありますか。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

笹岡議員のご質問の職員が含まれている審議会については、財産価格審議会条例で職員が2名含まれております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そうです。それで伺ってまいります。

審議会、あるいは委員会でも同様なのですが、いわゆる長の諮問委員会に補助職員が委員として参入しているということは、言わずもがなでちょっと矛盾と申しますか、天地あべこべみたいな、人を天地と分けてはいけませんけれども。それで、行政職員が審議する場、協議する場は他にあるわけですが、行政内で。しかし、委員会の中に職員が存在するというのは私はなじまないだろうと思うのです。

それから、特に財産価格審議会、不動産の売買、これの評価額を設定する、そして答申する委員会です。ここに長の補助者が、職員が加わっていると。そうすると、社会的に見ても一般的な状況として、買うときは安く買いたいのです、人情として買う人は。それから、売るときは高く売りたいのです、人情として。そうでないときもあります。村がために安売りで売るという場合もありますけれども。そういう観点を鑑みますと、やはりここに買う側の、あるいは売る側の当事者たる役場の側の、行政の側の職員が委員として評価をするということは、私は好ましくないだろうと、公平性の観点からして。当事者が委員として存在すると。だから、公正公平を図るため客観性を維持するためには、やっぱりそこに関与しない第三者、議会がある意味で第三者です。しかし、当事者が、どうせそれなら委員なんか村長がなっても同じなのです、これ。買う側の代表の。だから、そういう意味で私は好ましくないと考えますけれども。

それで、代案としては、ではどうするのだと。あなたはどこをどうするのだと申したら、定数の削減は求めません。いわゆる今度改正になりました有識者を4名にすると、2名追加すると、職員の分、相当数を。ですから、委員会の定数は変更なしと、こういう具合に考えますけれども、いかがですか。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

笹岡議員にこの話をすると、都は都だ、村は村だ、独自ののだと言われてしまうかもしれないのですが、お答えさせていただくと、東京都における財産価格審議会においても都の職員が委嘱されているといったところで、公平性、当然職員のほうは公平性を持って行うので、何ら支障ないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 面白いです。今度は東京都です。私が旅費の問題を言ったときに、東京都は関係ないと。関係ないとは言いませんけれども、倣っていいのだらうと思うのです。いみじくも総務課長がこういうことを言うという前置きはありましたけれども。ここはやっぱり大東京都と、こういう狭い小さな自治体の土地の売買、あるいは不動産の売買、家屋を含めた。ここからはやっぱり非常に身近な存在なのです。

そういう意味では、私は仮に東京都はそうであったとしても、そういうところは東京都に倣うと。倣うなら倣うで、それはそれでいいかもしれませんけれども。とって、同じでなければならぬということではなからうと思うのです。これは村長の判断、事務的に東京都がそうだというのは、これは事務的な対応でしょうけれども、答弁でしょうけれども。いわゆる政治的な判断ということになると、これは村長もしくは副村長にならうかと思えます。検討課題なら検討課題でいいです。今即答でなくても。いいですけども、やはりこういう小さな自治体では、人々が小さいながらも密集していると。過疎といってもばらばらではないというようなところでは適正ではないような感じはします。検討いただければありがたいと思うのです。

それから、もう一点なのですけれども、これも政治的といいますか、経済的というのか分かりませんが、土地の評価額の設定がいつ頃から止まっているのか分かりませんが、調べていませんけれども、いつ頃から止まっています、額が。設定額が。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

土地の評価額のお話ですと、固定資産評価委員会の話になってくるのかなと思うのですけれども、ここの財産価格審議会の中の土地の評定値と言われるものと価格の分についていいますと、昭和55年から条例ができておまして、この条例が改正されているのが平成2年でございますので、その間土地の価格表が改定されたかというのは、ちょっと平成2年の時点で改定されているのかどうかというのは私のほうも定かではないので、この場でのご答弁はちょっと調べさせてからとさせていただきますと思っています。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） これは、ある意味調べる間もなく、それ以来改正の形跡がなければ、附則に施行日をうたっていないければ、それは平成3年ですか、2年ですか、それきりです。だから、そうすると三十数年たつことになります。そうだとすれば。

だから、そういう点から見て、たまたまいろんな面ということがあって、物価が上がっていま

すと。これは世界的な大事件が発生して、ロシアが侵攻したということで、ウクライナへ。国際問題になっている。これはこれで別件としても、そういうことで国際的、世界的に物価が大きく変動しているということはあるのです。これでないにしても、これは突発的と言えば突発的だと思うのです。だけれども、いずれにしても三十数年前の物価状況というのは著しく変動していると思うのです。しかし、我が利島村の土地、家屋、不動産、これについては相変わらずそのままです。私は、これはそれなりに裕福な自治体ではないと言えればそれまでですけども、それはそれなりに住民の土地を、あるいは村の財産を売るわけですから、あるいは住民の土地を買収するわけですから、そういう条例ですから、そのときの価格設定を評価する条例ですから、私は価格の見直しをすべきだろうと思うのですが、これは村長が今即断でそうしますと言うわけにもいかないでしょうし、これは行政の中で場合によってはいろんな諮問委員会をつくってもいいかもしれませんし、開発審議会なり、それこそ土地の評価委員会というのはふさわしくないと思いますけれども、いずれにしても私は遅きに失しているという感じがします。三十数年も放置されっ放しというのは。ですから、そういう点で検討されたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。これは村長にいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

土地の価格について、適正な価格なのかどうかというようなご質問が今あって、三十年来変わっていないのは安いのではないかというようなお話かと思っております。ここにつきましては、公定価格というのですか、よく一般に言われている。利島村の土地の、3年に1度ずつ固定資産税の評価替えを行っているところもございますので、そこと併せて確認をまずさせていただいて、土地の価格がどうなっているのかと、平静な観点からきちっと見て、当然価格が上がっているのであるならばこちらの評価のほうもそこに見直していくことが求められるのかなといったところも考えて、ちょっと検討させていただきたいと考えております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） その不動産価格の設定については、土地の評価というのは課税対象とする、固定資産税の関係のことを言っていると思うのですけれども、これの課税対象額というのは非常に低いのです。問題にならないぐらい低いのです。家にしても。それが証拠に、都会の家と利島の土地とでは売買価格が比較にならない。

土地の売買というのはご案内のとおり、道路だとかそういう関係で都会では評価しています。周辺の状況だとか。だから、そういう点では売買価格というのは全く桁違いだ。極端に言えば参考にも何もならない。そういう意味で、やはり公定価格を固定資産対象の課税対象額をもって、それを

基準に考えてみるということは、私はちょっと今の状況に見合わないのではないかと。そこが上がっていないからと、上がっていないですよ、そこは。それが証拠に固定資産税を見てみなさい。そんなことを言っているいろいろな方面に影響があるから言いませんけれども。

そういう意味で、売買価格は私は住民からの土地を買い上げる。この土地の評価額というのは30年もたっているのだから、村としても簡単には買えないでしょうと。売ってくれないでしょうと、普通なら。ただ、状況もあります。要らないと言っている人も出てきているようだから、いっぱい。いっぱいとは言いませんけれども、多少。そういう点で、併せて検討いただけませんか。

それと、やっぱり委員は独自に。職員が僅かの委員の中の3分の1です。これは、私は検討に値すると思っています。いかがでしょうか。

○議長（寺田 優君） 村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 今手元でインターネットでほかの自治体の例もどうなのだろうということで、少しですけれども、調べさせてもらって、例えば三宅島の例ですと4人が有識者、学識者で、3人が村役場、職員で、うち副村長が会長をするというようなことも表記されていますし、その部分に関しましては不都合というか、不具合はないのかなというふうに今のところ判断しているということです。今後そうはいつでも柔軟に検討していく必要はあるかなというところです。

また、価格に関しましても、議員ご指摘のとおり、見直しがされていないといったところでそのままいいのかと、単純に上げる下げだけの問題でもないのかというところでありまして、それによってもしかしたら税金のほうとかで影響が出てしまう可能性もあるかもしれないので、その辺りも含めて内部で検討はしていければいいかなというふうに考えております。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） なければ、質疑を終了して討論を行います。

一件一件の討論を行っていきますので。それでは一件一件で、討論して採決をすると、それで次にまた討論をして採決していくと、その手順で行きたいと思います。

初めに、議案第42号の利島村表彰条例の一部を改正する条例の討論がございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） なければ、採決を行いたいと思います。

それでは、議案第42号 利島村表彰条例の一部を改正する条例を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投票〕

○議長（寺田 優君） 投票を終了します。

投票の結果、議案第42号 利島村表彰条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決、承認する

ことといたします。全員賛成ということで。

それから、次に議案第43号 利島村総合開発審議会条例の一部を改正する条例の討論を行います
が、討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） ないようですので、討論を終了し、採決を行います。

議案第43号 利島村総合開発審議会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投票〕

○議長（寺田 優君） 投票を終了します。

結果、全員賛成でありますので、議案第43号 利島村総合開発審議会条例の一部を改正する条例
は原案のとおり可決、承認いたします。

議案第44号 利島村財産価格審議会条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ございま
すか。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 私は質問で述べたとおりで、そういう意見を持っていますので、そういう意
見といっても繰り返さなければならぬかもしれませんけれども、土地の評価について職員が入って
いる。村長からも報告いただきましたけれども、それにしてもうなずけないと。そうですか、いい
のではないですかということのようになり切れないと。それで、価格についてもやっぱり見直して
いただきたいということを含めて、含めてというか、そういう立場から、今回のこの条例改正につ
いては反対はしませんが、棄権をいたします。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

前田副議長。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） 価格が三十何年にわたって改定がないと。私も初めて聞いてびっくりしたの
ですけれども、その辺はこれから見直しをかけていくのでしょうから、それを期待して、私は条例
そのものには賛成したいと思います。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第44号 利島村財産価格審議会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

投票を行ってください。

[投票]

○議長（寺田 優君） 投票を終了いたします。

投票の結果、賛成多数ですので、よって議案第44号 利島村財産価格審議会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決、承認することといたします。

◎日程第6 議案第45号 令和5年度東京都利島村一般会計補正予算（第2号）

○議長（寺田 優君） 引き続き日程6、議案第45号 令和5年度東京都利島村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

[村長（村山将人君）登壇]

○村長（村山将人君） 23ページを御覧ください。

議案第45号 令和5年度東京都利島村一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度東京都利島村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,877万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を23億9,725万9,000円とする。

詳細に関しましては、各担当所管より説明いたします。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

[総務課主幹（隅 智孝君）登壇]

○総務課主幹（隅 智孝君） 説明させていただきます。お手元の議案書の25ページを御覧ください。

総務課に関しての概要になります。

歳入についてでございます。都支出金において、子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業補助金、通称3Cと読んでいるものなのですが、こちらと東京宝島サステナブル・アイランド創造事業補助金、移住体験住宅整備補助事業補助金を計上してございます。

26ページを御覧ください。総務課に関して①番です。安全管理措置・デジ田戦略DX推進支援業務委託としまして572万円計上させていただきます。内容に関してでございますが、個人情報安全管理措置において要綱を作成する必要がございます。庁内管理体制の確立及び職員研修を含めた支援委託を行います。デジ田戦略DX推進については、計画を令和6年度までに作成する必要がございます。今年度については作成する計画の理解と、今後の進め方及び考え方等々の研修委託を行う予定でございます。

2番目、サステナブル・アイランド創造事業支援委託費として6,693万5,000円を計上させていた

だいてございます。内容でございますが、行政報告でも申し上げさせていただきましたが、7月4日に事業承認を受けている4事業に対して、10月よりスムーズに着手できるよう、補正計上を行っております。本事業に関わる歳入についてでございますが、6月補正時の基本計画作成委託費用分を含めて計上してございます。

③番の複合型サテライトオフィス建設地の造成・擁壁工事で5,150万円計上させていただいております。内容でございますが、現在土地及び建物の設計を実施しているところではあるのですけれども、11月頃より土地の造成と擁壁工事とを着手していく必要があるため、本補正にて計上してございます。歳入については、7月26日に補助金の内示を受けておりまして、今年度補助分である6,000万円を計上してございます。

続いて、4番目のサステナブル住宅土地造成・擁壁工事の費用として3,500万円計上させていただいております。サステナブル・アイランド創造事業にて実施するサステナブル住宅建設における土地の造成及び擁壁工事に関わる今年度実施見込み分の費用を計上してございます。歳入についても同額を計上してございます。

続いて、5番目の庁内インターネット環境改修工事についてでございます。2,746万4,000円を計上させていただいております。こちらに関しては、当初予算で既にインターネット環境改善委託として1,500万円計上しているのですけれども、歳出科目の見直しを行いまして、工事請負費として支出させていただきたいと思っております。当初予算で計上している委託費用分に関しては全額減額補正を行っておりまして、実質増額補正分は1,246万4,000円となります。増額の主要因でございますが、環境構築の検討を行っていく上でサーバーが必要になったことが主要因でございます。本事業についての財源は、市長会の補助を活用予定でございまして、一応8月29日に交付決定を受けているところでございます。

〔「ちょっとついていけないので、もうちょっとゆっくりやってもらえない。タブレットがついていかない」と言う人あり〕

○総務課主幹（隅 智孝君） どこから行きますか。

○議長（寺田 優君） 今まではいいですか。

○総務課主幹（隅 智孝君） 一応総務課は以上なのですけれども。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 取りあえず総務課はそれでいいですか。

少しゆっくり目をお願いします。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） では、環境建設課の所管するところの説明をさせていただきます。

27ページを御覧ください。予算書45ページの上段でございますけれども、清掃センター管理経費

の修繕費（車両）というところがございますけれども、ごみ収集車、フォークリフトが相当老朽化しておりまして、こちらのほうの修繕をさせていただきます。

続きまして、家電4品目以外の処理委託料、45ページの中段のところ在家電4品目以外処理委託料とございますけれども、村内から発生する家電4品目以外の電化製品の搬出量が増加しているため、増額をさせていただきます。

27ページに戻っていただいて、移住定住促進住宅造成・擁壁工事、予算書のほうは47ページに記載がございます。ちなみに歳入のほうは35ページでございますけれども、47ページの下段の下のほうでございますけれども、移住定住促進住宅建設予定地の造成及び擁壁の工事を行います。財源については、都の島しょ山村地域における移住体験住宅整備補助事業補助金で、7月27日に交付決定を受けており、4,632万6,000円の歳入計上を行う。こちらのほうが、先ほど申し上げた35ページの10番でございます。35ページの中段より下、⑩。15都支出金、2都補助金、1総務費等補助金の中に節として総務費補助金がございますけれども、こちらの⑩。こちらでございます。

環境建設課の主たるところは以上でございます。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 産業観光課の主立った補正予算について説明させていただきます。

47ページの上段、農地台帳システム整備委託ということで農林水産費、農地の移転など農地法の一部手続が農林水産省共通申請サービスでオンライン化しており、今後の運用上、農業委員会サポートシステムを導入する必要があるため、221万9,000円の歳出計上をしております。また、歳入は166万6,000円を計上しております。

続きまして、親水レクリエーション施設補修工事、47ページの中段になります。商工費です。121万円。内容としましては、今年度当初予算で計上しているろ過設備入替え工事を進めるに当たり、基礎部分を再調査した際に基礎の打ち直しが必要との判断になったため、121万円を歳出計上しております。

以上となります。

○議長（寺田 優君） 弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君） よろしくお願いたします。教育委員会からは2点でございます。

27ページを御覧いただければというふうに、概要のようなところですが、11番、12番になってございます。1つが、廃棄物の島外搬出委託費ということで、教育委員会において昨年度から体育館のトイレ改修工事を行ってまいりました。これらについては、例えば繰越しがあったりとか、補正予算で追加で計上いただいたりとか、ご理解をいただきましてありがとうございます。工事の工程について、当初夏休みまでというふうにしていたのですが、そこから少し遅れてまいりまして、先週

ようやく終了したというふうなところでございます。その中で、工事の過程において当初想定した量以上の廃棄物というところが発生してしまいまして、その部分について島外搬出を行うために追加的に委託を行いたいというふうに思っているところが一つでございます。

2点目としまして、フードタイプ洗浄機というふうなところでございまして、いわゆる給食室にある食器洗い機です。食器洗い機について、買換えの目安がもともと10年であるところ、購入から20年近く経過しているというふうなところの状況がございました。これら給食調理室の別の備品でも同じような今状況というところになっておりまして、もともと今年度はこのフードタイプ洗浄機を何とか修繕で長もちさせることができないかというふうに考えていたところ、それが壊れてしまったというふうなところでございまして、型があまりにも古くて修理もできず、仮に頑張っても修理をするのであれば、購入するのと同じぐらいの金額がかかってしまうというふうなところになってございますので、型の古さと記載したとおりではありますけれども、買換えを行いたいというふうに思っております。その2点が主なものでございまして、その他については例えば東京都の補助金が少し思ったように入っていない部分があったりとか、講師の奨励費について今年度は実施しないということで実施を減らしているものがあったりとかというふうなところがございますけれども、主なところについてはこの2点ということでご審議をいただければというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（寺田 優君） 議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。質問のある議員は挙手をして、ページ数を言って質問してください。ございませんか。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 総務のときには自席からお願いしたので、ついていけなかったのですけれども、後でページをチェックしていきましても、教育委員会の最後のほうから聞いたほうがいいと思います。

お伺いしますけれども、トイレの改修工事における当初想定した以上の廃棄物というのは、これは瓦礫ですか、それともその他の何か詰まっていたとか、そういうあれですか。解体した周辺のコンクリートがらだとか、そういう瓦礫ですか、どちらですか。

それとあわせて伺いますけれども、これは先般私ちょっとごみの問題でこういう心配をしたのです。学校には1基あるのだけれども、これはどうなっているのかなと思ひまして学校にお伺いしてみましたら、まだまだゆとりがあるということで、これ自体は幸いしたのですけれども、半年もつや1年もつやら分かりませんが、これ自体は取りあえずは目先のあれとしては幸いしてオーケー、よかったのですけれども、いつまでも空いているわけではないと思うので、先ほど来出

いる3年間たてば分解するというので、そうするとどうしても最低もう一基は必要だろうと。場合によっては2基ぐらい必要なのかなと。2基ぐらいあれば、3年間のうちには1基目は空になるのかなというふうな、これは勝手な推測ですけども。こういうことを考えますと、そのときになってつくればいいといえはそれまでなのですけども、そういうことは構想していませんか。

それから、これは再三質問していることなのですけども、学校の上にある駐車場の改修というのは、あれ結局どういうことになっているのか。前に村長は、村道を学校線何号だか、改修計画があるので、その改修計画の折にやるということで、前村長のときでしたでしょうか、思ったよりも大工事だと、後ろが。擁壁の。

〔「寺の横」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 駐車場ね、上にある。ということもいろいろ伺っているのだけれども、この予算書にはないと言えはそれまでですけども、これはどういうことになっています。計画の中に入っています。何か計画崩れして、村道のイ号だか、学校線イ号だかどうだか分かりませんが、それ自体がもう計画崩れしてしまっているのかどうか。だとすると、いつまでも駐車場をあのまま置いておくのは危険だろうと。道路と抱き合わせ工事は効率と言えは、作業的には効率というのは分かりますけれども、しかし道路計画そのものが崩れていけば、とって長年のあそこの問題というのは課題ですから、学校の駐車場というのは。それこそ事故があっては困るので、別途計画しなければならぬ時期にも来ているのかなと。抱き合わせ、抱き合わせで待て、待てというのはどうかなと思って来ています。今まではそれで納得していたのです。村道と抱き合わせでいいのではないかと。ところが、あまり村道もやるようもないし、そういうことでお伺いをします。3点です。

○議長（寺田 優君） 弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君） ありがとうございます。

1つ目のどのような追加的な廃棄物が発生するかということについてなのですが、コンクリートのながらもそうですし、様々コンクリートだけでない産業廃棄物、厳密に単純に区別できないものも一緒に出てきてしまっている状態になってございますので、それをコンクリートとそうでないものというふうに分けて、コンクリートについては多少なりとも島内で再利用できたり、そういった部分もあるというふうに聞いてございますので、単純に区別できない様々な産業廃棄物という部分については島内で処理し切れない部分でありますので、それを島外に搬出するというふうなところで今回計上させていただいてございます。

経緯としては、当初設計で想定をしていたよりも、今回体育館のトイレ改修工事、例えば壁を壊したりとか、構造自体を少し直すものでありましたので、当初の設計で想定していたよりも、例え

ば壊す段階で奥まで掘り進める必要があったりとか、そういったところで困難があったというふうにも聞いてございます。そういった意味で多少なりとも当初の想定が足りないのではないかというふうなところのご指摘をいただくのであれば、完全にそのとおりのいうか、こちらでももう少し先を見通せる、よかったなというふうに考えているところでございますので、工期の件と併せて、この11番の島外搬出については大変申し訳ないなというふうに思っております。

実際に体育館を活用する子供たちであったり、社会体育で活用する島民の方々にとっても、思った以上に使えない期間というのが長くなってしまったので、その辺りについては反省するところかなというふうに思っております。それが1点目の話です。

2つ目の生ごみの処理槽の話です。その辺りについては、あの生ごみ処理槽については給食の残飯であったり、そういったものを入れていくようなものというふうに承知をしてございまして、残りの処理の容量と、ある程度給食で定例的に発生する残飯量というのは、ほかのものよりも見通しがしやすいものかな。つまり給食についても一定量毎日作成をして、ある程度残飯がこれぐらいかなというふうな部分のデータも、ほかの生ごみと比較すると計算しやすいのかなというふうに思っておりますので、その辺り先を見通して、ご指摘をいただきましたように、どれぐらい埋まっていくかとか、追加的に必要なかみたいな部分も含めて、まずしっかりと現状を把握して、時が来たらどうしようというふうにならないような形をつくっていったらいいかなというふうに思っております。

3点目の駐車場の件です。駐車場の駐車場の奥について、要は少し危ないではないかというふうなご指摘かというふうに思っております。その点については、結論を言うと今回の補正では盛り込んでおりませんで、当初想定していたよりも実際に工事をするというふうになると、それはそれでかなりの金額がかかってくるというふうなところもございまして、事実としては今回の補正には盛り込んでおらず、どのように改善をしていくかというところは優先順位をつけながら検討していきたいなというふうに思っているところです。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 教育委員会を引き合いに出して、多少気もとがめているのですけれども、ほかに取っかかるあれもなかったものですから、お伺いしていますけれども、この廃棄物の島外処理というのにちょっと関心持ったのです。

どういうものが、この中で瓦礫については再利用ということで粉砕するのか、それこそ瓦礫のコンクリートがらのストックヤードみたいのがあって、棧橋工事の埋立てに使うとか、ほか分かりませんけれども、そういうことで有効活用するという、あるいはしているかもしれませんし、あまり詳しくないのですけれども。興味を持ったのは、先ほど言いましたように島外搬出、これはどういうものが対象になっているのか。というのは、冒頭言ったように、教育委員会を使って申し訳なか

ったという気はしますが、例えば民家で、あるいは民間で島外搬出の対象になるものはどのようなものなのだと。その際のストックヤードというのは、民間の人はどこへ持って置いておけばいいのかと。その品物の品目とといいますか、対象物は、どういうものが島外搬出の対象物件になる、廃棄物になるのか。これは教育委員会に伺うのはちょっと酷かもというか、所管違いだと思いますけれども。たまたま公共ですから、村が予算をつけて400万という金をつけて搬出しているわけですが、それが全てではないかもしれませんけれども、島外搬出イコール400万のような格好になっていますから。それで、民間ではとてもではないけれども、量にもよりけりでしょうけれども、どのくらい。これは、村が島外搬出品目であるよと、対象廃棄物であるよと言えば、そこへ持ち込めば村が船をチャーターするなり、運賃を運んだり、手続を取って捨ててくれるのかどうかということです。というのは、先ほど出ましたけれども、産業廃棄物というのは自分で出すのです。村はタッチしないと。そこで、教育委員会には申し訳ないですけれども、そういうことでお伺いしましたけれども、どうですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

産業廃棄物自体は廃棄物処理法で20品目か、挙げられておりますけれども、具体的に20品目を挙げることはいたしませんけれども、その中でも事業活動に伴った例えば金属くず、ガラス、陶磁器くず等ございますけれども、その中で事業活動に伴っていると産業廃棄物のベースになってきますけれども、その中の20品目を産業に伴って多く発生してくる廃棄物でございますので、そちらのほうはそちらのほうで適切にルートで処理してくださいねというところで定まってくるものでございますけれども、その20品目に関しまして例えば家を解体しましたと。通常建設業者さんを使われますので、建設業者さんが事業主体となりまして産業廃棄物、島外搬出していただくと。その費用は確かに発注された方が負担されることになるのですけれども、島外搬出をかけていく。

例えば20品目の中でも業種が指定されているものがございますけれども、今具体的にどれかというと、すみません、すぐ答えられないですけれども。そういったものが発生すれば事業者さん、例えば木くずとかであれば建設業者さんが出してきたものに関しては産業廃棄物ということになりますので、そちらに関しましては適切に本土の、本土のというか、島内陸送から含めて産業廃棄物の処理業者さんがおられますので、そちらのほうでルートで適切に処理をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） ということは、早い話、村は、行政は関知しないと、こういうことですね。

タッチしない、関係ないと。その発注者と取扱い業者との間で適宜やってくれと、我々は関知しないということですね、早い話が。

答弁がないということは、それをお認めになったと理解します。そうですと、そのとおりですということで。それはそれとして、分かったと言えば分かった、それしかないと言えばそれしかないのですけれども。

そこで改めて伺いたいのが、参考までに伺いたいのですけれども、島内搬出対象物件というのは産廃物ですか、事業物ですか、という説明でしたけれども、島内に搬出する、一々品目は結構です。大ざっぱでいいです。例えば布だとか瓦礫だとか鉄筋だとか板だとかトタン、その程度でいいです。それは何が入るのですか、島内に搬出するもの。自動車なんて聞いていますからいいです。自動車だとか、タイヤはどうだったか知りませんが。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） すみません。ちょっと整理をしながら答えさせていただきたいと思うのですけれども、お伺いいただいたところで、島内で搬出されるものというお話だったのですけれども、島外に搬出されるものということだと思いののですけれども、産業廃棄物の話であれば原則島外へ産業廃棄物に関しては処理業者へ適切に法律にのっとって委託していただいて、搬出いただきたいと考えております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 面白い話がありまして、解体物、家屋でもいいのです。これ、業者に解体依頼すると産廃物だと。ところが、自分で解体した場合にはそうでない、一般なのですか。そうすると、その中で島外に搬出するもの、一般の個人で例えば家を壊したとか、あるいは修理したのか、あるいは夜具、布団をどうしたとか、大型の処分に困る家財道具です。例えばベッドだとか、一々品物を挙げるのも変なのですけれども、そういうものが大量に出たと、布団なら布団が。

そして、これがまた先ほども業者との関係、事業との関係がありましたけれども、自分が寝る布団はこれは普通の一般なのです、多分。ところが、お客さんが寝た布団というのは、これはこれをもって産廃物と。この夜具、布団というのは始末が悪いのです。処分に困るし。これは住民さんの関心のあるところで、例えば夜具、布団類、要するに寝具だ、ベッド等を含めて。こういうものを村はどう扱うのか。どこへ持っていけばいいのだと。あそこの下の倉庫といいますが、処理場、あそこへ持ち込めばそれでいいのかと。この際お伺い、教育委員会にかこつけて申し訳ないですけれども、この際その点を伺っておきたいと思うのです。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） すみません。具体の何を出したい、これを出したいというところも正直私どものところでも受入れの調整等もございます。そちらの際は、また具体の物が発生の際にお問い合わせいただければと思います。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それも困ったものだ。お問い合わせすれば処理してくれるのですか。住民の立場で考えてください。お問い合わせしたら、いや、扱わないよと、こう言われたのでは身も蓋もないわけで。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

お問い合わせいただいたもので、明らかにこれは産業廃棄物で、村の施設で処理できませんとなれば、当然搬出してくださいという話になりますし、産業廃棄物に関しましては原則搬出をお願いしたいというところがございます。一般廃棄物に関しましては、私どもの施設のほうの余裕も正直ございませんので、そちらのほうで調整をさせていただきたいというところがございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それから、くどいようで恐縮なのですが、教育委員会に改めてお伺いしますけれども、そこまでは分からないかな。何を船舶で、船舶というか、搬出するから、どこどこへ持っていけということは伺っています、業者なり職員なりから。

○議長（寺田 優君） 弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君） お答えをいたします。

今まさに工事が終わった直後というところもございまして、どの量をどれだけというところの…

〔「品物」と言う人あり〕

○教育長（弟子丸知樹君） その点も含めて、これから事業者とまさにどういったものがどれぐらいの量で発生しているのかということも含めて相談をしていくというふうな段階でございます。

先ほどの話ですけれども、恐らく私の説明が大変拙かったせいではないかなというふうに思っておりますけれども、今回まさに島外搬出についてご審議いただいている趣旨としては、補正予算ですので、喫緊に必要なところが一つあり、なぜかという理由でいくと、このままいくと発生した廃棄物について置く場所がなく、学校の外にむき出しになって、むき出しというか、学校の外に置きっ放しになってしまうと。それで置いておく場所もないというふうなところがございますの

で、今回の補正予算においてそれを緊急的に島外に搬出するという部分の要求をさせていただいておるといふうなところでございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 予算がどうのということではないのです。置場がというのではなくて、そういうことを伺っているわけではなくて、対象品目を聞いてみたのです。対象品目といっても品物の名前は言わなくてはいけないかもしれないけれども、瓦礫だけは、先ほどの答弁でどこか島内で再利用する。島外搬出しないのですね、これは。学校に置いておくのは具合が悪いから、どこかへ移したのでしょうか。あと400万円かけての金額という変な話になるかもしれませんが、島外搬出商品というか、廃棄物、これは参考までに聞いてみたわけです。そうしたら、両方に聞いてみたのです。担当所管課と教育委員会がいい事例だと思ひまして。瓦礫は分かったと。そうすると、大体想像すると、瓦礫以外の廃棄物といったら、しかもトイレですから。板があるのか、スレート物があるのか分かりません。あるいは、タイルなんかがあればコンクリートと一緒に出してしまふとか、そういうこともあり得るわけで、そういう意味でちょっと搬出物というのは、搬出する廃棄物というのは何かと、こう思ったわけです。

○議長（寺田 優君） 弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君） お答えをいたします。

具体的にこれが搬出されますというところまで、申し訳ございません。私自身把握できているわけではないというところでありながら、工事に伴って発生したもので容易に分別もできずに、島外搬出するしか手段がないものというところを搬出していくというふうなところでございます。この品目と具体的にこれとこれですという部分をお答えできないのは本当に申し訳ございません。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。ございませんか。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 次は、サテライトオフィスのところなのですが、26ページなのですが、土地の造成、あるいは擁壁工事と出ているのですが、これは富田邸のところでしょうか。違うのですか。サテライトオフィスというのは。片仮名だけでも、富田邸跡地のことでしょうか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

ご認識のとおりでございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 計画では、前の道路の拡張というのが計画しているということなのですが、これはこの予算ではないですね。土地の中の造成と村道。村道は関係ないですね、土地の造成には。それで、擁壁も関係ないと。そうすると、このほかに拡張工事が入るのですな。もう用地は村の土地になっているでしょうから。この金額で5,150万、これは全部道路拡張まで入っているということですか。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

土地の造成と擁壁工事というところで、土地の造成に関してはご存じのとおり敷地内にいろいろ駐車場で段が下がったりしているところがあるので、そこをならすと。擁壁工事に関しては2段になっているところの下の段に係る擁壁部分をちょっと補強するということと、あと村道に係る擁壁についても一緒に工事していくので、その擁壁の工事の際に村道は広がるのかなというところですか。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） これは、擁壁といっても土地の敷地内の、私も利島人ですから、あそこの地形がどうなっているかというのは、昔から友人もいましたから遊んでいたもので、大体分かるのです。敷地内の擁壁とか造成とかどこまで平らにするのか、どこまで段をつけるのか分かりませんが、それは普通分かる、敷地内ですから。

ところが、前の道路を拡張すると言っているから、そうするとその分だけ、今では村土地になったけれども。だから、もう買収済みです。両方とも村の土地だから、例えば変な話、登記する必要はないのですね、拡張しても。持ち主は一緒だから。両方とも何らの手はずを整えなければ、全部村の土地です。拡張した部分は。それで、ご丁寧に既存の道路も村の土地。そうすると、ただ残るのは舗装したり、引っ剥がしたり、それらの工事も含みですかということを知っているのです。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

既存の擁壁、道路との境界の擁壁が耐震基準等々で心もとないというか、上に建築物を建てるに当たって支障があるといったところで、擁壁を変えなければいけない事態が発生しているところで、そこ以上に道路の拡張というお話もありますけれども、当然子供さんたちが通ったり、今の通行に

支障があったりということも含めて、道路の拡張というような答弁で1度答えさせてはいただいているのですけれども、決して道路の拡張が目的ではなくて、既存のものがちょっと今の建築を行うに当たってできないという、できないわけではないのでしょうけれども、ちょっと問題があるというか、強度が足りないとか、そういったところでこの機会にというか、上物を建てるに当たって強度を増強するというようなところで今回考えていますので、決して道路を拡張するから擁壁を立て直すのだといったところではないといったところをご認識いただくのと、また村道の拡張と言ってしまうと、ちゃんと言えば道路の村道の部分を拡張しているというようなところも捉えかねないといったところもあるのですけれども、今回は村道を拡張するというか、幅は広く、平らなところが広くはなりますけれども、そこが村道として広げるかどうかというのはまたちょっと別の話なのかなと。要はコンクリートは打つけれども、コンクリートは打ってあるけれども、そこを村道としてどうするのかということところはちょっとまた検討が必要なのかなというようなところで、当然村道にするのであるならば測量をして、村道に地番をきちっと分筆して、村道として認定してもらおうとか、そういった作業が必要になってくるかと思えますけれども、そこまでするかどうかということについてはまだ検討中でございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 検討中の話をしても、ただ話として出ているのは、これを拡幅するよと、道路を。その拡幅というから、どこを拡幅するのだといったら道路しかないのです。上の富田邸の跡を切り取ることを拡幅とは言わないので。それが検討中。検討中といっても、ということはこういうことですね、検討中なのだから、まだそれは決まっていないわけで、その拡張した分、実際には広がるわけだ、道路が。広がるかどうか知りません。その工事はこの96万ですか、これには入っていない。

○議長（寺田 優君） 休憩します。

（休憩 午後 4時39分）

（再開 午後 4時43分）

○議長（寺田 優君） それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

答弁のほうをお願いいたします。

隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

村道に接する擁壁部分を更新するところと、更新した際に若干幅が広がる部分もございますので、

そこを込みの工事費用となっております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） では、次に一番頭のページ、26の一番頭のデジタル田園何とかというのでしよう、これ。これは何ですか。個人情報安全管理措置というのは、どうも安全管理というところだけはあるのだけれども、デジタル田園というのでしょうか、これ。イメージが一致しないのだけれども。片方は個人情報の安全装置といいますか、安全措置を要綱を作成する費用。これがまた分からない。個人情報の安全管理措置において要綱を作成する必要があるって、そうして庁内に管理体制の確立と職員研修を含めた支援を行うということなのだ、説明が。具体的にこれどういうことになります。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、最初のところのお話なのですけれども、昨今マイナンバーカードが利用されて個人情報、まさに肝になるところ、ここの庁内、役所、行政機関の中でマイナンバーカードの取扱いというか、マイナンバーカードではないですね、マイナンバーの取扱いです。個人番号の取扱いについて、マニュアル等々、どういうときにマイナンバーの番号を使うのかとか、この書類にはどうやって添付するのかとか、そういったものを全部個人情報保護法に基づいて安全管理措置を講ずる必要があるというふうに国で決められていること。利島村においても、それは当然やらなければいけないことで、そのもの自体をまさに今までのなあなあとというか、これまでの個人情報の在り方というのをがらっと変えなければいけないというか。利島村の古きよき伝統の中で培われてきたものと真逆のことと言っていいのか、差し支えないのかと思うのですけれども、きちんと厳格な管理を徹底しなければいけないという中で、やはりそこを一つ一つガイドラインに準じたマニュアル等々を作成して、それを職員が徹底しなければいけないというようなところで、今現状マイナンバーを使っている業務について、全てそういったマニュアル等々を作らなければいけないと。しっかりそれを徹底しなければいけないと。そういったところには当然研修等々も必要でございますので、そういったものの中できちとした運用の手引きとか、そういったものを作成するといった必要がございますので、こちらの業務を委託すると、業務支援を委託するといったところと、あとデジ田というほうが、昔利島村の中でというか、全国的なところなのですけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略というような計画が作成されていて、利島村においても作成されているのですけれども、その次の計画として、国がデジタル田園都市国家構想総合戦略というものを策定しているところで、国が策定した中で新たに利島村においてもデジタル田園都市という国家構想に基づいた総合戦略を構築しない

と、利島村がいろいろな補助金を獲得する上で、このD X推進というか、デジ田戦略というものがないと補助金の交付が受けられないというようなことになっておりまして、そこを含めて今後策定していくに当たって、管理職等々も含めてこの研修を進めていかないと、補助金等そういったものの獲得ができないと、強いては国の施策から乗り遅れるといったところを含めて、今回補正でございしますが、上げさせていただいているといったところでございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そうすると、1行目の個人措置についての研修といいますか、管理体制の確立のための職員研修と、マイナンバーカードの取扱い。マイナンバーカードについては昨今全国的に大きな話題になっていて、さてどうなるものやらという状況にありますけれども、それに対する取扱いの研修。簡単に言えばどう守るか、どうつくるかということなのでしょう。そのことと、それから今言った後段の部分とは別事業ですか。

一つは、D X推進支援業務ということになって570万という数値ですけれども、これはいわゆる頭に1番の表題に出ているように、安全管理の措置というのはマイナンバー、職員研修と。職員研修ばかりではもちろんない。管理体制の確立だと。そのためには職員研修が必要なのでしょうけれども。それと、2つ目の字で書いてあるようにD X支援業務、これとは別だということですね、金額はたまたま総務費の総務課予算だけれども。それはそうでしょうけれども、別事業ということですね。リンクしていないと、これは。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

議員のおっしゃられているとおり、一応委託業務としては別々の業務委託を行う。事業というか、事業も業務委託するものでございまして、委託費で組んでいるのですけれども、そこは別々で委託をするものなのかなというふうに考えております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それで、先ほど申しましたように、マイナンバー、各自治体で大きなミスが出ています。弊害といいますか。ご承知のとおりです。これに対する具体的に言えば、これを避けるためのいわゆる打ち込みが、この最も大きな問題というのは健康保険証か。国保に限らず健康保険証ですな、社会保険を含めて。それらが、皆さんの保険証もそうだろうと思いますけれども、我々の国民健康保険もそうだろうと思うし、これの打ち込みが住民台帳、その他の課税台帳を含めていろいろトラブっていると。キーボードの操作なのか、機械が勝手に誤作動したのか分かりませんが。それを防ぐために、職員能力をそれに熟達させるための研修と、そういう具合に理解し

ていいのですか。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

マイナンバーの取扱いです。主に事務で取り扱う場合に国民健康保険の保険証云々というお話もあるのですが、そこよりもまずそもそもとして窓口で住民の方からマイナンバーカードに記載されているものを私の番号これですみたいな話でされたときに、住民票を下さいというのはちょっとないかもしれないのですが、行政手続を行う際にマイナンバーカードを提示されたときに、そのカードを当然確認すると思うのですが、どういうふうに確認して、どのようにその番号を取り扱っていくのかと、そういったものをきちっとガイドラインに準じたマニュアルというのを作成して、職員にも徹底していくというような研修と先ほど言っていますけれども、研修以外にもそういった取りあえずマニュアルを作成するというのが主なことでございまして、またいろいろな業務の中でマイナンバーの番号を当然取得しなければいけないと。その取得したマイナンバーの番号をどうやって管理していくのかとか、当然データ上ではマイナンバーの番号というのはきちっと皆さんに一人一人振られていると。そういった中で、その番号を使っていろいろな情報を取得する際にどういった手続で、どういったことに気をつけてマイナンバーの情報をそれぞれ管理していくのかとか、そういったところをきちっと職員研修も含めて徹底していかないと、これ漏えい事故とか、そういったところが発生するといった中で、国もそういったところに非常に気を使うというか、昨今の議員のおっしゃられるとおり、情報が間違っていたとか、間違っただけでひもつけされたがために住民の方が不利益を被るですとか、情報が漏えいするとか、そういったところにならないような研修とマニュアル作成と、また業務手順をマニュアルの中できちっと落とし込むといったような作業をこの委託において実施させていただくといったことでございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） ご承知のとおり、あと2週間後には保険証がなくなると、10月1日から実施すると、マイナンバーに打ち込むと。ところが、既に実施しているところもそれなりにやっているところもあるのです。しかし、その中で非常にトラブルが、先ほど来述べていますように、トラブルが発生していると。

本村では、10月1日、あとあさつてに10月1日なるから、あつという間に。その中で保険証も既に本村では発行しない。国の方針がそうです。ただ、今もたもたしているから。実際に果たしてそれで保険証が廃止になるかと。カードに替わるかということは、今の状況では、情勢の中では確定し切れないだろうとは勝手に推測していますけれども、いずれにしても10月1日から保険証はカードに替わると。簡単に替わるといっても、利島の診療所にはそれを読み込む機械があるのか分かり

ません。カードを読む機械が。みんなそれで困ってしまっているのね、ある意味では。ご丁寧に保険証が人の保険証になっていたり、枚挙にいとまがないぐらいのトラブルが発生していて、言わば混乱状態と。果たしてこんな状況で実施できるのかというのが今の日本の状況です。そこで、本村ではどうなるのですか。そのための急遽これから研修ですか、もう行ってきたのですか。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、マイナンバーカードによる保険証の役割については、現在診療所でもマイナンバーカードで受診できるようなシステムはもう既にそろえてございます。ですので、マイナンバーカードの保険証をご自身でひもづけしていただければ使えるのかなというふうに考えております。

マイナンバーについてのカードは保険証とか、そちらの話と今回のお話というのが、リンクするようできてあまり。全くリンクしないわけではないのですけれども、どちらかというともマイナンバーの保険業務にかかわらず、マイナンバー、個人番号というのは利用されるといった中で、当然ほかの業務で携わる者も作成されたマニュアルに従って情報漏えいとか、そういった取り間違えのないようなものをつくっていかないといけないといったところで、ここは義務化されているようなところでもございますので、きちっとそのものを間違いなく実施できるように、今回業務委託しているところでございまして……

〔「業務委託」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 先ほど申したとおり業務委託。

〔「職員研修じゃなくて」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 業務委託をして、その中で職員研修をやっていただくと。

〔「外部にね」と言う人あり〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 外部に。当然私どもで、本来ですときちっと一定の知識、情報を持った職員が職員研修をほかに職員にできればいいのですけれども、なかなかそこができないというか、難しいところもあるので、業務委託を行って、その中で専門の講師の方に来ていただいて、研修を行っていただいたり、利島の現在やっている業務の中のきちっとしたマイナンバーの取扱い方、マニュアルというのですか、ガイドラインというのですか、そういったものをつくっていただくというのが本業務の中身となっております。

◎散会の宣告

○議長（寺田 優君） それでは、時間になりましたので、本日はこれで終了します。よろしいですか。

あした9時半から開会しますので、お集まりください。
本日はご苦労さまでございました。

(午後 5時02分)

令和5年第3回利島村議会定例会

議事日程第3号

9月21日午前9時30分開議

- 日程第 6 議案第45号 令和5年度東京都利島村一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第46号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第47号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計(直診勘定)補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第48号 令和5年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第49号 令和5年度東京都利島村介護保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第50号 令和5年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員 5名

1番	前田	清君	3番	笹岡	壽一君
4番	石野	治君	5番	井口	保君
6番	寺田	優君			

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	村山	将人君	副村長	菅瀬	優生君
教育長	弟子丸	知樹君	総務課長・住民課長 (兼務)	榎本	雅仁君
環境建設課長	上野	崇君	会計管理課長	出口	貴司君
産業観光課長	荻野	了君	総務課幹主	隅	智孝君

職務のため出席した事務局職員

主幹	入	恵子	書記	五味	恵介
----	---	----	----	----	----

◎開議の宣告

(午前 9時30分)

○議長（寺田 優君） おはようございます。定刻となりましたので、令和5年第3回利島村議会定例会の3日目を開会いたします。

◎日程第6 議案第45号 令和5年度東京都利島村一般会計補正予算（第2号）

○議長（寺田 優君） 先日、一般会計補正予算の途中で終了しておりますので、この続きを行っていききたいと思います。

笹岡議員。

[3番（笹岡壽一君）登壇]

○3番（笹岡壽一君） 昨日は、マイナンバーカードに伴う研修確立と、それからデジタルの田園都市の構想問題、それについてお伺いしてきたところですが、マイナンバーについては、本村ではこれはいつ頃から、いわゆる今話題になっている特に取り分け、その前に概略的にお伺いしますけれども、この中では何をやるつもりですか、メニューはいろいろあるようですけれども。それで、とりわけ今全国的に問題になって物議を醸し出しているのが健康保険証の廃止です。みんなマイナンバーに取り込んで、それで実施すると。昨日の答弁では、本村診療所ではもう既にマイナンバーカードでもって対応すると。そうすると、これは本村では保険証の確認、点検は要らないということになると思うのですが、他の本村以外の、例えば今独法化して認可されている元都立病院も含めて、どういう状況になっているのか私もよく把握はしていませんけれども、大体この普及率、現状で保険証なくして受診できるというのはどのくらいあるのですか。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

[住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇]

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） おはようございます。笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、本村の現状であります。昨日申したとおり利島村国民健康保険診療所におきましては、マイナンバーカードを利用した国民健康保険証としての機能を有するものが使えるというふうになってございます。

国民健康保険についてですけれども、利島村で所管している部分というのは、国民健康保険に関するところのみという言い方が適切かどうかということにはちょっとあれなのですけれども、保険者としては利島村が所管しているのは国民健康保険に関するところと。そこについては、ひもづけはもう既に完了していて、間違いがないというのは確認されているといったところでございます。

その他の保険者のところは、それぞれの保険者が実施しているといったところでございますので、適切になされているであろうといったところで、どの保険者の方が来ても国民健康保険、利島村の診療所においては実施できるのかなというふうに考えております。

マイナンバーに関するところで、どういった業務というのですか、もので使われるかといいますと、児童手当ですとか当然住民税、税に関わる情報ですとか、そういったところはマイナンバーにひもづけもされているところでございますし、村独自で実施するというのは、基本的に独自でマイナンバーを使ってというのは、現時点では特段考えていないといったところでございます。ほかの市町村でいきますと、印鑑登録証なんかもマイナンバーにひもづけたりとかというようなのか、ほかの自治体でいってみますと、あとは図書館の本の貸出しなんかの図書カードなんかもマイナンバーカードにひもづけたりとかといういろんな独自で実施しているのはございますけれども、利島村に関しては、独自といったところは特段今考えているところはないので、必要に応じて、先ほど申したとおり児童手当ですとか税金関係ですとか、当然ひもづくものといいますと住民記録ですか、そこが一番キーになってくるころなので、そういったところはマイナンバー当然管理しなければいけないところにはなっていますけれども、特段別途目新しいところというのは、利島村ではないといったところと、あと先ほど最後のご質問の中で、マイナンバーカードと連携している保険証で医療機関がどの程度今普及しているのかといったところは、ごめんなさい、私ちょっと情報を持ち得ていないので、この場ではご答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 後段のどの程度というのは、少し厳しい質問だったかもしれませんが、要は大体のパーセントでもよくて、情報といいますか、情勢として全国という私は魂胆ありませんで、我々島民が、利島村に限らず島しょの島民が大体そのカードでもって受診できるというのは、都内あるいは近県の中でどの程度の普及率になっているのかなというところが、情報的に把握していればと思って聞いてみたのですけれども、それは答弁の趣旨も理解できますので、それはそれで了解いたします。

何が一番課題かといいますと、具体的なことはもう少し後でお伺いしますけれども、本村においても、この実施に向けて保険証を廃棄する。今は、しばらくはほかのものを発行しようかなという話も出ていますけれども、代用品を。当初は、来月をもって開始するという、そういう政府の方針でした。ところが、世論が先ほど来申し上げているように、いろいろあちこちの自治体等々で問題が発生して、えらい内容も他人の名義になっているとか、金の振込先をやってみたら他人だったとか、そういうことも含めて全国的に問題点が発覚する中で、政府もちゅうちょしている面もあって、それで保険証をいきなりなくすと、初めはなくすって言ったのです。ところが、それを代用品を發

行しようとか、1年間どうしようとか、そういうこともちよろちよろ確定だか何だか知りませんが、出ています。

本村では、これどういうことになるのですか。保険証は廃止する方向にある、国は基本的にはいまだに撤回していませんから。あと時間的な問題、それから世論の静まりの問題、それから電子機器関係のアップといいますか、検索といいますか、それらがどうなるのかという不安定な状況を勘案しつつ対応していくのだらうと推定しますけれども、本村ではどういう考えでいるのですか、いつ頃保険証は廃止すると。

〔「これ一般会計の補正で」「④番の何が入っているんだっけ」「これ多分質問のもともとのところは、デジ田の計画策定の補正からの多分発生の質問かなと思うんですけども」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） いやいや、デジ田のほうなの、それは。デジ田ではないのでしょうか。

〔「今一般会計の補正の質疑の時間に入っているんですけども」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） いやいや、一般会計の方にも説明があるから、安全管理、安全措置とか。

〔「それも、だから計画策定の中に盛り込まれているという」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 一般会計の予算にはそれはないのかね。

○3番（笹岡壽一君） では分かりました、それなら。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それでは、質問を前後取り替えます。そのほうが分かりがいいと思うのです。

それがために委託費を組んで、職員の研修をやるのです。その研修旅費が500万入っているわけです。予算、予算と言えば。その目的は何ですかと聞いているのです。そっちから入ったほうが分かりやすいかもしれない。そうして、その結果政府のほうは、そういうことで今進行中ですよと。それでこれに合わせて研修はする、職員を派遣して。派遣だか、委託ということですけども。ということは、政府が今廃止しようとしている保険証、いろいろ問題があつて、それはさっきも述べましたからくどくど述べませんけれども、これに向けて廃止するのでしょうか。そのための準備ではないのですか、違うのですか。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

従来、昨日から私がお説明しているのは、マイナンバーを利用している国民健康保険証に代わるということのところとはまた別というか、そこも一部では含まれますけれども、今回私が一般会計の

ほうで補正を上げさせていただいているのは、庁内の個人情報の、要は安全管理、職員がマイナンバーを取り扱うに当たってのマニュアルですとか心構えとか、そういったところ全てを含めての安全、いかに情報漏えいとかがないかというようなところを徹底させるために知見のある業者に業務委託を行って、職員の研修も含めてそういうガイドラインに沿ったマニュアルですか、そういったものを作成するといったのが本業務に当たりまして、国民健康保険証のマイナンバーカードへの切替えというのは、その業務の中の一部として、安全にマイナンバーカードと国民健康保険証のひもづけをどうやって行うのかとか、そういったところには含まれてくるかと思えますけれども、特段今回の業務において、診療所においてマイナンバーがどうのこうのとかって、そういったところにこの業務は携わっていないといったところでございます。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） マイナンバーカードそのものについては、一般論的には皆さんも新聞報道等々で、テレビ等で十分知っていると思うのです、ある程度。マイナンバーが何が入って可能なのか、例えば住民が行政との関係で言えば、いろんな証明書がそこからもらえとか、コンビニに行ってももらえとか、今度これになってナンバーカードでもって取れるとか、印鑑証明も取れるかどうか分かりませんが。あとは、運転免許証がどうなるとか、航空券の発行がどうだとか、挙げ句の果ては電車賃がどうなるとか、そういうことを一般論的には皆さん知っているわけです。

私が今取り分けて、それはそれとして、そのよしあしは別として、くどくど申し上げているのは今話題になっている健康保険証、これが問題になっていますよと。運転免許証だとか、今課長が説明いただいている事案についてそれほど、だから駄目なのだというようなことになっていないのです。健康保険証だけが今わあっと問題になっているのです、各自治体で全国的に。その一部だからということなのだけれども、それが全てではない、そのごく一部なのだと、保険証なんていうのは。それはそうかもしれません。航空券から免許証から、全部これでできますなんていう世の中の中で、下手したら買物もできるというようなことの位置づけで聞いています。健康保険証は該当しませんというなら別なのです、これには。別事案です、委託するのは。というのは、本村では国がどうあれ、保険証は従来どおり保険証として交付しますと、これは考えにくいのだ、今の政府との関係で見れば。そういう意味で聞いているのですけれども、まだ答弁がしづらいというような状況であるなら、それはそう言っていただければいいのです。決まっていないものを答弁するわけにもいかないでしょうから。

○議長（寺田 優君） なるだけ議案に沿っていきましょう。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

利島村の国民健康保険の保険証については、今回切替えは行っておりまして、その有効期限がい

つまでかというようなご質問かと思えますけれども、そこについては政府の今後の方針に従って村も対応していくといったところになるかと思えます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 切替えはしているそうです。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 対象になっているということですよ。ということは、いつからやるのです、実施するのは。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

マイナンバーカードが保険証として使えるかどうかは、マイナンバーカードを持っているから直ちに保険証として使えるわけではなくて、本人が意思表示をして、保険証とのひもづけというのですか、マイナンバーカードを保険証として使いますという意味を表明しないと、意思というか、操作をしないと保険証として機能しないのです。なので、マイナンバーカードを何にもしていない状態の方が、マイナンバーカードを利島村の診療所でもいいですけれども、医療機関に持って行って、これ保険証になるだろうって言っても実際問題ならないです。

〔「それはそうですよ」と言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） ならないです。自分の意思でひもづけをしていただければ、マイナポータルとか、今セブン銀行での機械ですとか、そういったものでひもづけを保険証として使いますという意味を表明していただいているのであれば、今でも使えますけれども、当然マイナンバーカードも持っていない方もまだいらっしゃいますし、そういった中で保険証を直ちに切り替えるのかとか切り替えないのかとかという話というのは、ちょっと早急過ぎるのかなと。マイナンバーカードを全員が持っている状態でもない状態で、保険証を直ちに廃止するというわけにもいけませんし、当然保険証は保険証として発行していかなければいけないと、それがいつになるのかというお話を多分されているのだと思うのですけれども、それは現段階ではお答えできません。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） これは、住民に即影響する事案なのです。今言ったように、意思表示の問題がありました。ところが、今意思表示ではないのです、これ。使うか使わないかではないのです、政府は。それは、両方とも並行していきますということではないのです。明らかに健康保険証の発行は停止すると。ただ、言っているようにいろいろ事案があるというだけで、ちょっと待たがかかったような格好になっていますけれども、しかしいずれにしても、10月からの停止については撤回はしていないのです。あしたにもやるのです。それで本村は、私はそのための準備だろうと、こ

の委託は。だから、それが将来、本人が意思表示しなければ並行してずっと行くのかと、保険証も両方発行しますかと。それで、マイナンバーカードは希望者といいますか、マイナンバーカードに保険証が入れられて、それでもって受診できるのも、あるいは依然として保険証で受診できるのも、それは本人の自由ですと、そういう認識ですか。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

そもそも一旦マイナンバーカードのことはちょっとお忘れというか、今回のこの業務についてのお話をまずさせていただくと、個人番号、マイナンバーのほうです。そちらのほうをいかに安全に情報漏えいとかないように村からの、当然誰の番号はこの番号です。しかもこの人の生年月日はこうですとか、そういった情報漏えいがないような措置を講じなければいけないといったところで業務委託を行っていくところをございまして、マイナンバーカードが保険証になるかならないかとか、そういったところというのは本業務とは一切関係ないといったところをございます。マイナンバーカードが保険証になるのかどうなのかとか、そういった切替えがどうするかというのは、適宜住民の皆様には分かりやすいように周知徹底をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 何かちょっと答弁がそうだからということで、ああ、そうですかというわけにも正直言って、目の先にはもう保険証が引っかかっているわけで、それも一部だと言っている以上は、全体的な安全安定のために、管理のために、免許証が適切に使えるか、あるいは役場の住民票の交付が適切に行えるか、安全に行えるか、何かそっちのほうの管理だけで、保険証のほうは一部だとは言いながら、考えていめんと、それとは関係ないのだみたいな。これは私は、ああ、そうですかって、どうも分からない。答弁がそういう答弁ですから、今回はこの程度にいたしますけれども、よくご検討いただきたいと思うのです。これは否応なしに詰められてくると思いますよ、上部団体から。国、あるいは東京都から。保険証の問題はとりわけ問題ですから。その点は、それはそういうことで質問を終わります。

それで、ちょっと忘れないうちにと思っている案件がありますので、それをお伺いします。実は昨日、前田議員からもごみの問題も出ました。議案、一応一般質問が終わった後でしたけれども。それで、その問題について一つお伺いしてみたいと思うのですけれども、とりわけこの委任問題、要するにごみの減量化。

〔「ページ数は」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） ページ数は出ていない。昨日のごみの問題どこかにあるのだろうと思うので

す。

〔今のところ、補正の審議なので、その補正に関連するところで〕
と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） だからどこかにないの。

〔この議案の中にはない〕と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） そうですか。それでは、後日でも改めて次の機会にしましょう。

それでは、次に、これも関連、補正にあるかないか分からないのですけれども、補正の中に書き込んでというか、予算の審議ですから、今回の補正に限るということではなくて、当初予算からのずっと継続ですから、予算というのは。そういう意味でお伺いしておきたいのですけれども、一般質問でしたけれども、石野議員から質問のあった（株）TOSHIMAの積立金の問題です。これはくどくど伺うつもりはありません。

質問書、答弁書を見ますと、検討中というようなことで、審査中というようなことであって、その前に伺います。4年度は、これ委託事業ですよ。4年度は補助事業でしたか。それで、5年度も補助事業と。その中で、4年度は撤回しているのです。それで、5年度は検討中ということです。

それで、伺いたいのは、要するに今後補正でどうなるか分かりませんが、補正予算の中に8月だか9月だかに入れましたと。入れるとか入れましたとかいう答弁ありましたけれども、これは入っているのですか、いないのですか、400万。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） おはようございます。よろしくお願いします。

もう6月の議会の時点でご説明させていただいておりますけれども、その分の補正は6月の議会の上に上げて承認していただいております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 4年度については取り消したので、6月の補正で歳入処理しているということですよ。そうですね。

〔「補正で上げている」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） 6月の補正のときに歳入補正していると、その4年度分は返戻されたので、返されたので。そういうことですよ。

〔「予算上計上して、返還するのは今月中」と言う人あり〕

○3番（笹岡壽一君） いや、4年度で400万やめたというのでしょうか、積立てを。積算書には書いたけれども。だから予算計上してあったと。だけれども、4年度ではやらないということなので、余

ったので、戻入されてきたから。それで、6年度の補正でもって歳入処理してあるということですか。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、補正で歳入として追加で返還があるということで、6月に歳入の補正を上げさせていただいて、実際の返還の処理というのは、株式会社TOSHIMAから今月中に返還されるという予定になっております。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） それで、5年度についても、今年度についても積算予算は立ててあるけれども、この取扱いについても検討課題になっているということなのですね。予算計上はされていると、積算に基づいて、申請に基づいて。それで、これについても検討中と、そういう答弁ですか。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 笹岡議員のおっしゃるとおりです。5年度につきましても予算計上というか、予算の積立てというか、検討し始めたのが去年の11月ぐらいからですので、4年度も事業的には進行していたというところですので、5年度についてもその時点でそういった意思があって、要望があったということで、5年度に対しても予算計上させていただいているということです。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） この取扱いについても検討中と、積みっ放しにするのか、あるいは減額するのかという理解でいいのですか。そうですか。

そうしますと、これ1点伺うことになるのですが、一体この住宅建設、あるいは事務局建設費、これはなお検討中なのですね、将来に向かって今のところ。そういうことでいいのですか、建てるか建てないかもこれからの話だと。まだ確定していないと、決まっていないと、そういうことは。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

昨日も答弁しましたがけれども、そういった計画が出てくれば、建てる意思があるというふうな判断になると思いますので、そういった場合は積立てになると思いますけれども、そういった計画が

今年度についても示されなければ、当然返還という形になると思います。

以上です。

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） そうしますと、4年度も5年度も計画がないのに計上したということですか。

○議長（寺田 優君） 荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野 了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野 了君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

昨日これも答弁しましたけれども、予算の相談というか、予算要望があった時点では、そういった銀行に相談する準備があるというような話がありましたので、4年度からそういった予算に計上させていただいているというところですので、それについては、具体的な計画については出してほしいというような依頼はしていますけれども、昨日も説明したとおり、まだ出ていないという状態ですので、それについては今年度も精査をきちんとしていかなければいけないなというふうに考えております。

以上です。

○3番（笹岡壽一君） 分かりました。それでは、私はこれで終わります。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） おはようございます。45ページの上段で、ごみ収集車とフォークリフトの修繕というのがあるのですが、これ2台で150万ということで、収集車が幾らでフォークリフトが幾らか教えてもらえますか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 石野議員のご質問にお答えさせていただきます。

取りあえず、既に2トンダンプございますけれども、こちらのテールゲート、後ろのほうのゲート、開閉するところがございますけれども、こちらのほうだけでも53万1,000円という見積りをいただいています。それ以外にもダンプカー及びフォークリフトも、今油圧で爪が上下するのですが、そちらのほうもちょっとやっただけで油圧が抜けて落ちてしまうような状態になってきています。そういうところがございます。具体的な金額がそれぞれ幾らかというと、2トンダンプのリアゲートを修繕するだけで53万1,000円というのはいただいているのですが、それ以上にかかるというところで150万円を設定させていただいております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） フォークリフトは幾らかかるのですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 繰り返しになりますけれども、2トンダンプのほうで53万1,000円かかって、さらに2トンダンプとフォークリフト、それぞれ今回10月整備になってまいりますけれども、さらにかかってくるところでございますので、その53万1,000円と合わせて2台で150万円という要求をさせていただきました。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 幾らか分からないのに150万円上げたということですか。予算的に、200万になるのか300万になるのかも分からないと。だけれども、150万だけ上げたのですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えいたします。

既に当初予算でお認めいただいている車両に対しての修繕費がございますけれども、さらに費用がかかるというところで、53万1,000円プラス大体100万円というところで、150万円というところで計上させていただいております。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） よく分からないのですけれども、幾らか分からないけれども、150万を計上しているということですよね。幾らになるかは分からないのですけれども、取りあえず150万円を計上したと、そういうことですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 実際にまだ予算要求等の段階で、車両自体も全部お預けして見積りを出していただいているわけでもございませんで、ある程度見込みで計上させていただいているところがございます。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 10月、もうじき修理始めるのではないのですか。来年始めるのですか、この

修理。分からないというのではしょうがないので、このごみ収集車というのは、村役場は何台ぐらい持っているのですか。それでフォークは何台ぐらい。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えいたします。

2トン車が1台、今清掃で持っているのは2トン車が1台、軽ダンプが1台、フォークリフトが3.5トンと2.5トンで計2台、清掃があとは箱が1台と……軽トラックがまたもう一台ございまして6台。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） では、6台のうちの2台をやるということですか、これは。2トン車とフォークリフトは。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 先ほど申し上げたところの軽ダンプについても、エンジン警告灯がつく等の状況になっておりまして、こちらのほうも修繕かけたいと思っております。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） では、3台やるとして150万で、幾らになるか分からないけれども、取りあえず150万を計上したということ。これ普通は見積り出してもらおうでしょう。出してもらえないの、見積りは。見積り出さないでやるのですか。ちょっと不思議だね。

○議長（寺田 優君） 榎本総務課長。

〔総務課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（兼務）（榎本雅仁君） 石野議員のご質問にお答えします。

利島村の車検において、車検整備に関わるところというのは、実際は車を預けて整備してもらった後に金額が決まってくるところが多いと。事前に幾ら見積りかかりますかとか、そういったので整備を行っているところが非常にまれであるというか、ほとんどないです。現実的に、これまでも整備を行う前に事前に金額が分かっていたということは、ほとんどないかと思っております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） そういうことよく知らなかったもので、見積りを取ってもらうのが普通だと思っていたものですから。

では次、庁内インターネットの環境工事について2つ伺います。当初1,500万の予定でしたものを環境構築のテストを行っていく上でという理由で1,200万ちょっと増額し、2,700万になっていますけれども。

○議長（寺田 優君） 何ページですか。

○4番（石野 治君） 26ページの下です。

○議長（寺田 優君） 5番目。

○4番（石野 治君） うん、5番目。サーバーを導入しなければ仕事が成り立たないからなのか、今の状態よりよりよい状態にしたいのか、この概要説明では分からないので、ご説明ください。

それで、もう一つが2番で、一度戻して他の歳出科目から支出することの説明をお願いします。

○議長（寺田 優君） 隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅 智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅 智孝君） おはようございます。よろしく申し上げます。石野議員のご質問にお答えします。

1つ目のサーバーの必要性に関してですが、おっしゃっていただいているとおり、サーバーがないと業務効率が図れないというところもあり、両方サーバーがないと駄目というところと、サーバーがあるところで現状からさらに改善できるというところで、サーバーを設置する必要がございます。

2つ目の歳出科目を変更した部分に関してなのですが、ちょっと工事規模が大きくなってきてしまっているところと、額も大きくなっているというところもありまして、委託から工事という歳出科目に変更させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 石野議員。

〔4番（石野 治君）登壇〕

○4番（石野 治君） 終わります。

○議長（寺田 優君） いいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） なければ質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 私は、引き続き原案には反対をいたします。

その理由は幾つかあります、ただ反対ではなくて。質問の中でも聞きましたけれども、依然とし

て不安定、要するにどうなることやらと。とりわけ村長の発言の中で私が印象に残っているのは、金額的には私のほうでは微々たるものだと申し上げた金属探知機です。これが事案とすれば、私の言い方からすれば、せいぜい金額的には数万円程度がどうなるかという程度のささやかと言えばささやかな事案なのですからけれども、ただ村政の構えの問題として、答弁の問題として、こうしてユーチューブで中継されていることも鑑み、ということは誰が見ているか分からないということもありまして、本村で、その質問時にも申し上げましたけれども、若干の訂正らしき意見は副村長からありましたけれども、訂正なのか補足なのか分かりませんけれども、それをもって、なおお点が入っているわけではないと。というのは、明らかに私は行政の責任、あの件で言えば。提案するのは行政の責任なのです。

それで、議会が責任を負うというのは、それを可決した場合です。だけれども、議会は認めなくて否決しているのに、反対しているのに、それを議会の責任があると。予算は、必ずしも議会の議決を要しない場合があるのです、そのときも申し上げましたけれども。原則は議決案件です。だけれども、そうして決めても、執行したことについては議会の責任があると、共同責任だか何だか分かりませんが。それで、なおかつ私は、明らかにそれは議会もさることながら、明らかに行政がやったことについて行政が全責任を負うべきなのだろうと、それを議会が認めて議決の範疇に入れるかどうかという問題があります。そういう点で、よしんば可決されたとしても、非常に不安なのです。これが爆発したときに、何かトラブルがあったときに、あれだけ質問議員がいたのに、だけれども予算は可決してしまつたと。私も責任はあるかもしれないけれども、可決した議会にも責任があるということになると、これは本当に議員として悩むところなのです。一抜けたって言いたいです。賛成する、反対するは議員の特権でしょうから、自由でしょうから、それはいいので。そうしたら、多数で仮に可決したときに、何かあったときに、それは私の責任ではない、議会の議決した責任もあるのだと、俺ばかり責めるなど。そうすると、反対しているのに、反対というのは疑問だと呈しているのに、それが可決されたときの責任まで負うと、議会が。予算の可決というのは、そういう性質を持っているのです。といて、議会がそれ責任を負うということになるのかというと、本当に厳しいです。世論的には、それは議会が可決したから、執行権者は執行の義務があるのだと、こういう事態になるわけですから、よくても悪くても。だから、責任は半々だと、あるいは3分の1だと。これは大いに疑問のあるところです。

その事案からすると、やっぱりごみの問題もそうです。質問してきたのですけれども、焼却場もそうです。トレーラーハウスもそうです。もう繰り返しませんけれども。そういうことが何だか分かったような分からないような、トレーラーハウスだってそうです。この先どうなるかって、こうは言っているけれども、ちょっと違うのではないかという疑問があります。言った言わないの問題が多いのだ、非常に。その辺で、認識のずれは私のほうにあるかもしれませんが、それはそれで私の責任と思いますが、いずれにしてもそういうことで反対をせざるを得ないと。

それから、教育長からご忠告というか、ご意見いただいた提案議案の範囲内と、多岐に触れるとは言いませんでしたけれども、その範囲内に限定して質疑なりすべきではないかという意味合いに聞き取れた発言がありましたけれども、これについて一言申し上げておきたいと思うのです。質問の際にも、即答的に申し上げましたけれども、予算というのは、たまたま別個別個でもって、補正であれ何であれ、専決であれ何であれ、その限定に限らないと、継続しているのだと、予算は。それで、以前にも申し上げましたけれども、予算が後に改善されていけば、ある事案で反対したのだと、こういうものがあってこういう制度であるとか、そういう理由でもって全部予算に反対なんていう人はいないのです、全部反対だと。1つか2つ重要な問題があったとしても、反対というのは反対せざるを得ない。だから、そういうことで反対する場合がある。そういうときに、それが改善されていけば、後には賛成するということはあり得るわけです。しかし、改善されていなければ、依然として反対せざるを得ない、これは以前にも申し上げました。補正予算に出ていようが出ていまいが、文言が印刷されていようがいまいが、改善されていなければ、依然としてそれが当初予算に反対した理由があって、それが改善されていなければ、それはもうずっと反対せざるを得ないのです、これは。時代の変化があつたり、あるいは行政のほうで提案権者が、それを配慮して改善されたりしていれば、これは別です。そういう意味で、印刷されている掲示だけの問題だけに限定しないと、予算は。これは、恐らく国でも都でも同じだと思うのです、予算審議は。その紙の中だけで審議するということではないだろうと思っています。そういう意味で、一言補足的に、これは反対理由とは別件ですけれども、申し上げておきたいと思うのです。今後もあり得ることです。

条例にしてもしかりです。紙に書いてあるとおりにかどうかではないのです。今後のそれによる影響、あるいは立法の趣旨を確認し、それは紙の中の範疇です。文字にあるかないかではないのです。この条例が成立した後の影響をいろいろ考えて検討していくと。私が質問した条例ではないかもしれないけれども、健康保険証の問題、これも一部入っていると言ったの。そうしたら、最後の答弁では関係ないと、こう言った。どう受け止めたらいいですか、皆さんは。どっちなのだと、別ですと言ってみたり、一部入っていると言ってみたり。そういう不安定要素、不安定といいますか、何か質問するたびに変わってみたり、全部とは言いません。私どもは、何も狭い意味でごちょごちょ言っているつもりはありませんけれども、幹部会でほとんど検討し尽くして、それはもちろん議会で一々、特に再質問、あるいは質疑の中で、ある程度予測した練習、演習みたいなのはあるかもしれませんが、だけれども本村の状況を考えたとき、それほどスタッフが相当数そろっているとも思えませんし、それらの限界というのも私も想定できないわけではないのです。

そういう点で、ある議員が質問したらこうだと言った。そうしたら、違った議員が質問したらひっくり返っていたと、そういう事例も今回見受けています。もう終わったから言いませんけれども、必要なら後で述べますけれども。そういう点で、これはくどいようですけれども、本原案に対して反対する直接の理由ではありません。別件です。私の所見です。皆さんから反論もあるでしょうけ

れども、私の意見ですから、間違いといたら、その間違いというのは私が訂正しなければならぬ、その責任義務というのは私にあらうと思います、自分が発言しているのだから。皆さんの意見を聞いて、ああ、なるほどか、あるいは間違っていたなと思えば、後日訂正することは全くやぶさかでない。今のところ私の認識するところでは、そういう認識、所見でいるということです。

以上で終わります。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 質問権というか、議案に対する捉え方というのは、ちょっと議会の中でももう一度みんなで話し合ひましょう。

それでは、討論もないようですので、採決に移っていきたいと思います。

それでは、採決を行います。

議案第45号 令和5年度東京都利島村一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投票〕

○議長（寺田 優君） 投票を終了いたします。

投票の結果、賛成が2、反対が2でありますので、議長の判断によりこの議案を可決、承認することといたします。

よって、議案第45号 令和5年度東京都利島村一般会計補正予算（第2号）は可決、承認いたします。

◎日程第7 議案第46号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計 （事業勘定）補正予算（第2号）

○議長（寺田 優君） 引き続き、議案第46号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議案といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 53ページを御覧ください。議案第46号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ268万4,000円を増額し、

歳入歳出予算の総額を7,482万4,000円とする。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） 国民健康保険事業勘定の2号補正予算について、概要をご説明させていただきます。

54ページ、55ページを御覧いただくと一番手っ取り早いかと思っ、こちらでご説明させていただきます。まず、歳入のほうでございますが、国民健康保険税、こちらのほう当初予算でございますと、3か年平均を出して積算行っていたのですけれども、本年度、本算定終わりました確定した数字が出ましたので、その分を減額させていただいているといったところでございます。

あと、その歳入に関わるところでございますと、ごめんなさい、歳出説明したほうがちょっと分かりやすいかと思っ、右のページの一番最後の諸支出金の償還金利息及び割引料のところ、こちらのほうなのですけれども、補助金の返還が発生しておりまして、本来でございますと決算認定の際に前年度からの繰越金を当てにして、当然前年度の補助金の過大交付を受けている部分の返還金でございますので、前年度からの繰越金を充てるところでございますが、今年度決算のほうは12月議会のほうにずれ込んでいるといったところなのですけれども、補助金の返還自体が11月末までに返還しなければいけないといったところでございます、ここの部分について基金からの崩しを行う関係で、54ページの歳入のほうへ戻っていただいて、11の繰入金の基金繰入金のほうで400万を取り崩しまして、そのうちの238万6,000円をまず返還金に充てさせていただいていると。また、システムの改修費等々で金額が増大している部分と、保険料が少なかったといった部分について、こちら基金のほうから1回崩させていただいていると。こちらについては精算ができ次第というか、12月の補正ができ次第、繰越金からの部分を基金のほうにもう一度再度積み増しというのですか、実施していきたいというふうを考えております。

国保会計については以上となります。

○議長（寺田 優君） 議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。質問はございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） ないようですので、質疑を終了いたします。

討論を行います。討論ございますか。

笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） これも半ば恒例化してきているような感もあるわけですが、感というより実態、実情がそうですけれども、特に事業として反対するという問題はありません。あり

ませんが、毎回述べていますように、一般会計と想定しますけれども、繰入れがあるので、一般会計を反対している以上、これ財源が整わないわけです。構成されないわけです、結果的に繰入金が無くなってしまったら。それで、反対している立場に鑑みて、これ反対せざるを得ないと、形式論といえますか、建前といえますか。事業そのものに何ら異論があるということではございません。これは毎回のことです。特に事業勘定というのはそういう性質を持っている、一般的に他の事業も含めて。ただ、まさに一般会計からの繰入れ、あるいは一般会計への繰り出しがあるかないかという、その1点に尽きると言ってもいいかもしれません。

以上で反対をいたします。

事のついでに申し上げておきますけれども、以下特別会計事業勘定については、同様の趣旨で一般会計の繰り出し、繰入れがなければ、それは賛成をするつもりです。あれば反対せざるを得ないと。一々この演壇に立つのもいかがかと正直思っています。特に賛成のときは出なければいけないかもしれませんが、そうでない限り反対ということになるろうかと思うのです。よろしく議長には採決の取り計らい、配慮をお願いしたいと思います。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） なければ採決を行います。

議案第46号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投票〕

○議長（寺田 優君） 投票を終了いたします。

投票の結果、賛成が2、反対が2、同数でございますので、議長の判断により可決、承認することといたします。

よって、議案第46号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は原案のとおり可決、承認いたします。

◎日程第 8 議案第47号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）

日程第 9 議案第48号 令和5年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第49号 令和5年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

日程第11 議案第50号 令和5年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別

会計補正予算（第1号）

○議長（寺田 優君） 引き続き、議案第47号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を議案といたします。
執行部の説明をお願いします。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 笹岡議員。

〔3番（笹岡壽一君）登壇〕

○3番（笹岡壽一君） 国民健康保険事業勘定については意見を述べる都合がありましたので、あえて1件だけ審議ということで私は理解して了承してはいたしましたが、以下は先ほど述べたこともありますし、他の議員もちろん採決に係ると思いますけれども、一括審議でいかがかなと、提案で。何か事情があれば別です。皆さんにお諮りいただければと、それだけです。

○議長（寺田 優君） ただいま笹岡議員より、動議なのでしょうけれども、47号から50号まで一括して審議をされたらいかがかという提案がありましたが、いかがいたしますか。

〔「賛成します」「賛成します、一括で」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） それでは、皆さん賛成のようですので、議案第47号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）、議案第48号 令和5年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第49号 令和5年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、議案第50号 令和5年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を一括上程いたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君） 69ページをお開きください。議案第47号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）。

令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ223万円を増額し、歳入歳出予算の総額を7,861万7,000円とする。

続きまして、81ページをお開きください。議案第48号 令和5年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ360万1,000円を増額し、

歳入歳出予算の総額を1億7,367万2,000円とする。

続きまして、93ページをお開きください。議案第49号 令和5年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。

令和5年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額を減額なしとし、歳入歳出予算の総額を5,682万5,000円とする。

最後に、103ページを御覧ください。議案第50号 令和5年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ105万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を744万5,000円とする。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田 優君） 榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君） それでは、ご説明申し上げます。まず、議案第47号の国民健康保険直診会計、診療所の会計についてのご説明を申し上げます。

70ページ、71ページを御覧いただけますか。こちらの歳出のほうからご説明申し上げたほうが楽ですね。歳出の医業費のところでございますが、これ何かと申しますと、本日実施される带状疱疹ワクチンのワクチン代のほうが発生しておりますので、その部分について補正をかけさせていただいているところでございます。それに伴いまして、収入のほうとして一般会計から診療所のほうに事業委託というのですか、委託を行っております、その収入としてその他診療収入といったところに外来の収入として収入行きますので、こちらのほうが収入が入っているといったことで、ここは取りも直さずワクチン接種に対する経費のところになってございます。

続きまして、私のほうから住民課所管のところでございますと、ページを行ってもらって、93ページの議案第49号、介護保険事業の事業勘定の補正予算についてご説明申し上げます。こちらのほう歳出しか変更してなくて、歳出の給付額のところのサービス費の中で減額していきまして、そこを減らしたものだというのは何したかという、こちら先ほど国民健康保険事業勘定と同等で、前年度に過剰に交付を受けたものについて、今年度返還しなければいけないといったところで、その返還するに当たって、ほかに歳出科目の中で使わなく不用額が出ているところがございましたので、そこからの振替をさせていただいたといったところで、ここは償還のほう、本来でございますと12月議会の決算に基づいて行うところでございますが、こちら12月議会前に償還期限を迎えるといっ

たところで、今回補正をさせていただいております。

続きまして、103ページ、議案第50号でございます。後期高齢者医療の事業特別会計、こちらのほうでございます。こちら104ページ、105ページを御覧ください。主な増減のところといたしましては、こちらは後期高齢者医療保険料のほうで確定数値を用いまして試算したところ、90万増額になっているよといったところが主なところになっていまして、それに伴いまして広域連合の納付金というのが、取りも直さず保険料がそのまま納付されるような形になってございますので、増額になっていると。それプラス、実際の医療費のほうの給付が大きかったため、それ以外の部分についても増額をさせていただいているといったところになります。

以上となります。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） では、81ページ御覧ください。環境建設課の所管としての議案第48号、簡水会計の補正予算について説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。91ページを御覧ください。総務費の旅費と施設管理費の工事請負費と備品購入費でございますけれども、旅費に関しまして新型コロナウイルス、ある程度の2類から5類に落ちたところがございます、私ども職員のほうの技術者講習会、担当者会議、また開催されるようになってきております。そのために、担当者会議のほうは九州で行われますので、技術者講習会もまた別に行われますので、講習会のほうは2名、担当者会議は1名を行っていただくために、旅費のほうを増額させていただいております。

工事請負費の水道施設の修繕工事費に関しましては、脱塩設備のほうの、昨年度また井戸を掘らせていただいたのですけれども、既設の井戸に関しまして、新しい井戸のほうは塩分濃度がちょっと濃いそうでございます。もともと脱塩のほうの設備にも凝集設備、塩分を集めるものがございますけれども、そちらのほうはちょっと老朽化しておりましたので、修繕しまして、濃度の高くなった簡水のほうのところから塩分を集めるような形のものをまた修繕させていただきます。

浄水場擁壁改修工事に関しましては、浄水場の中の擁壁、下のほうのところはちょっと雨水対策が必要になったため、また改修をさせていただきます。備品購入費に関しましては、工事や漏水が発生したときに記録を行うためにデジタルカメラ、こちらのほうを購入させていただきます。

以上です。

○議長（寺田 優君） 以上で議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。質問のある議員は挙手をお願いします。

前田副議長。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） 今の環境建設課長の説明で、ちょっと解せないところがあったのですけれど

も、去年でしたっけ、井戸を掘ったの。以前からある井戸から二、三十メートル離れていましたっけ、その距離で塩分濃度が違うというのが、ちょっと解せないのですけれども、何%ぐらいの濃度差があるのですか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） すみません、ちょっと具体的な濃度差に関しては今私が持ち合わせていないので、後ほど確認させていただきます。

○議長（寺田 優君） 前田副議長。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） 深さは一緒ですよ、前回と。それも違うわけ。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

具体の深さはちょっと分からないですけれども、もともとの井戸のほうが深く入らない状態になっておりまして、それよりももともとの井戸が深く入らなくて、正直なところ今干満の差で、干潮になったときに今水が上がらないような時間も正直出ているのですけれども、今度の井戸に関しましては干満の差がなくてもずっと入っているような深さになっておりますので、今実際にポンプがある井戸に関しては、もっと下に下りております。具体的な深さは、ちょっと何メートルというのは今データを持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（寺田 優君） 前田副議長。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） その濃度の違いによって、さっき何て言いましたっけ、何を修繕するという話でしたっけ。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） 前田議員のご質問でございます。

凝集設備のほうの修繕をさせていただきます。塩化第二鉄とか、SBSといったら今すぐにご説明できないですけれども、そちらのほうのタンクとポンプですか、あとはどれだけ注入されているかのチェッカー等のものをちょっと整備させていただくとなっております。

以上です。

○議長（寺田 優君） 前田副議長。

〔1番（前田 清君）登壇〕

○1番（前田 清君） SBSというのは材質ですよ。それはいいです。この改修工事というのは今後も、毎年毎年とは言いませんけれども、何年かに1回は発生してくるという、要は今の濃度がそのままであれば改修工事は常に発生するよと、何年置きかは分かりませんが、そういうことなのではないでしょうか。

○議長（寺田 優君） 上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野 崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野 崇君） お答えさせていただきます。

SBSというのは、重亜硫酸ソーダというものらしいのでございます。それぞれまたポンプに關しましては、やはり消耗品なところございますので、そこのポンプがまた故障すれば修繕をかけさせていただくということになるかと思えます。具体的にいつ、また計画的にやれるかというのはちょっと分からないところございますけれども。

○1番（前田 清君） 結構です。

○議長（寺田 優君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） ないようですので、質疑を終了いたします。

これより1議案ずつ討論と採決を行っていきたいと思います。

それでは、まず議案第47号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）の討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 討論ないようですので、採決を行います。

議案第47号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投票〕

○議長（寺田 優君） 投票を終了いたします。

投票の結果、全員賛成ですので、議案第47号 令和5年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）は原案のとおり可決、承認いたします。

引き続き、議案第48号 令和5年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 討論ないようですので、採決を行いたいと思います。

議案第48号 令和5年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投票〕

○議長（寺田 優君） 投票を終了いたします。

投票の結果、賛成2、反対2でありますので、議長の判断として可決、承認することといたします。

よって、議案第48号 令和5年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は可決、承認することといたします。

議案第49号 令和5年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）の討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 討論ないようですので、採決を行います。

議案第49号 令和5年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投票〕

○議長（寺田 優君） 投票を終了いたします。

投票の結果、全員賛成ですので、議案第49号 令和5年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は原案のとおり可決、承認いたします。

議案第50号 令和5年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） 討論ないようですので、採決を行います。

議案第50号 令和5年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投票〕

○議長（寺田 優君） 投票を終了いたします。

投票の結果、賛成2、反対2でございますので、議長の判断により可決、承認することといたします。

よって、議案第50号 令和5年度東京都利島村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決、承認することといたします。

◎閉会の宣告

○議長（寺田 優君） 以上をもちまして、令和5年第3回利島村村議会定例会に付された議案は全て終了いたしました。

ここでお諮りいたします。1日余りましたが、ここで終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田 優君） それでは、これにて令和5年第3回利島村村議会定例会を閉会することといたします。

皆さん、ご苦労さまでございました。

（午前11時01分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年9月21日

議 長 寺 田 優

署 名 議 員 前 田 清

署 名 議 員 笹 岡 壽 一